第2209号 本文

官報

昭和九年五月十六日
第二千二百九號 水曜日

勅令

朕昭和九年法律第一號農業倉庫業法中改正法律施行期日ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和九年五月十五日
內閣總理大臣 子爵 齋藤 實
農林大臣 後藤 文夫

勅令第百三十號
昭和九年法律第一號ハ昭和九年五月二十日ヨリ之ヲ施行ス

朕農業倉庫業法第十九條第二項ノ規定ニ依ル物品指定ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和九年五月十五日
內閣總理大臣 子爵 齋藤 實
農林大臣 後藤 文夫

勅令第百三十一號
農業倉庫業法第十九條第二項ノ規定ニ依リ物品ヲ指定スルコト左ノ如シ
沖繩縣及鹿兒島縣ニ於テ生產セラレタル黑糖及白下糖

附則
本令ハ昭和九年法律第一號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(參照)
大正六年七月二十一日公布法律第十五號農業倉庫業法抄錄
第十九條第一項及第二項
本法ニ於テ聯合農業倉庫業者トハ農業倉庫業者カ第一條第一項及第二項ノ規定ニ依リ寄託ヲ受ケタル物品ヲ本法ニ依リ倉庫ニ保管スル者ヲ謂フ
聯合農業倉庫業者ハ他ノ聯合農業倉庫業者カ前項ノ規定ニ依リ寄託ヲ受ケタル物品又ハ販賣組合若ハ販賣組合聯合會ガ賣却スル穀物、鹽、木炭其ノ他勅令ヲ以テ指定スル物品ヲ保管スルコトヲ得

省令

◉農林省令第十號
農業倉庫業法施行規則中左ノ通改正ス
昭和九年五月十六日
農林大臣 後藤 文夫

第十一條第二號及第三號ヲ左ノ如ク改ム
二 申請者ノ所屬組合又ハ所屬聯合會ニシテ農業倉庫業者又ハ聯合農業倉庫業者タルモノノ數竝ニ其ノ者ガ農業倉庫業法第一條第一項及第二項又ハ同法第十九條第一項及第二項ノ規定ニ依リ最近一年間ニ保管シタル物品ノ種類別數量及申請者ニ一年間ニ寄託スベキ物品ノ種類別數量ノ豫定
三 申請者ノ所屬販賣組合又ハ所屬販賣組合聯合會ノ數竝ニ農業倉庫業法第十九條第二項ノ規定ニ依リ寄託スルコトヲ得ル物品ニシテ其ノ者ガ農業倉庫業法ニ依リ寄託ヲ受ケタルモノヲ除キ最近一年間ニ賣却シタルモノノ種類別數量及申請者ニ一年間ニ寄託スベキ物品ノ種類別數量ノ豫定
第十一條ニ左ノ一號ヲ加フ
四 申請者ガ農業倉庫業法第十九條第一項及第二項ノ規定ニ依リ保管スルコトヲ得ベキ物品ノ倉庫建設豫定地ニ於ケル種類別集散狀況
第十二條ノ二 農業倉庫業法第十九條第三項又ハ同法第二十一條第二項ニ規定スル營利ヲ目的トセザル法人ヲ指定スルコト左ノ如シ
一 農會
二 漁業組合
第十二條ノ三 農業倉庫業法第十九條第四項ノ規定ニ依リ聯合農業倉庫業者ヲ指定スルコト左ノ如シ
道府縣以上ヲ區域トスル產業組合聯合會
第十三條中「同條第一項及第二項ノ規定ニ依リ保管スル物品ト」ノ下ニ「區別シ且營利ヲ目的トセザル法人ガ賣却又ハ賣却ノ斡旋ヲ爲スモノト其ノ他ノモノト」ヲ加フ

附則
本令ハ昭和九年法律第一號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(參照)
大正六年八月十五日農商務省令第十五號農業倉庫業法施行規則抄錄
第十一條 聯合農業倉庫業ノ認可申請書ニハ業務規程ノ外左ノ事項ヲ記載シタル書類ヲ添附スヘシ
二 申請者ノ所屬組合又ハ所屬聯合會ニシテ農業倉庫業者又ハ聯合農業倉庫業者タルモノカ一年間ニ保管スル物品ノ種類別數量及申請者ニ寄託スヘキ物品ノ種類別數量ノ豫定
三 申請者ノ所屬販賣組合又ハ所屬販賣組合聯合會カ一年間ニ賣却スル物品ノ種類別數量及申請者ニ寄託スヘキ物品ノ種類別數量ノ豫定
第十二條 聯合農業倉庫業者ハ農業倉庫業法第十九條第三項ノ規定ニ依リ保管スル物品ニ付テハ同條第一項及第二項ノ規定ニ依リ保管スル物品ト區別シテ整理シタル帳簿ヲ備付クヘシ

達

◉陸達第十八號
軍馬管理規則中左ノ通改正ス
昭和九年五月十六日
陸軍大臣 林 銑十郎

第五條第一項第一號中「野戰砲兵學校ノ校馬」ノ下ニ「、豐橋教導學校ノ騎兵及砲兵學生隊ノ校馬ノ大部」ヲ加フ
第六條中「工兵學校、教導學校ノ校馬」ヲ「工兵學校、習志野學校、教導學校、獸醫學校ノ校馬豐橋教導學校ノ騎兵及砲兵學生隊ノ校馬ノ大部ヲ除ク」ニ改ム
第八條第二項中「諸學校教導學校ヲ除ク」ニ在リテハ教育總監、東京及橫濱憲兵隊ニ在リテハ」ヲ「諸學校教導學校、獸醫學校ヲ除ク」ニ在リテハ教育總監、東京及橫濱憲兵隊竝ニ獸醫學校ニ在リテハ」ニ改ム
第八十二條第三號中「禿性匈行疹十四日間、」ヲ「禿性匈行疹、加奈陀馬痘十四日間、」ニ改ム
附表第一將校乘馬補充區分表中陸軍省ノ項壯馬ノ欄「八」ヲ「六」ニ、計ノ欄「一七」ヲ「一五」ニ改ム

告示

◉內務省告示第二百六十七號
明治三十年法律第三十七號第一條ニ依リ大正十二年度以降本大臣ニ於テ愛媛縣今治市ノ起業ニ係ル今治港修築工事ヲ直接施行中ノ處昭和九年三月三十一日之ヲ終了セリ
昭和九年五月十六日
內務大臣 男爵 山本 達雄

第2209号 本文

◎內務省告示第二百六十八號

丸織健康保險組合ノ設立アル事業ノ所在地左ノ通變更セリ

昭和九年五月十六日

內務大臣 男爵 山本 達雄

變更前 愛知縣名古屋市東區竪代官町十四番地ノ一

變更後 愛知縣名古屋市東區千種町字高見三十五番地

◎內務省告示第二百六十九號

三菱長崎兵器健康保險組合ノ設立アル事業ノ名稱及作業ノ場所左ノ通變更セリ

昭和九年五月十六日

內務大臣 男爵 山本 達雄

組合ノ設立アル事業ノ名稱

變更前 三菱造船株式會社

變更後 三菱重工業株式會社

作業ノ場所

變更前 長崎縣長崎市茂里町四十番地 三菱造船株式會社長崎兵器製作所

變更後 長崎縣長崎市茂里町四十番地 三菱重工業株式會社長崎兵器製作所

◎內務省告示第二百七十號

砂防法第二條ニ依リ砂防設備ヲ要スル土地左ノ通指定ス

昭和九年五月十六日

內務大臣 男爵 山本 達雄

奈良縣

一、大和川筋

左岸 磯城郡初瀨町大字初瀨字水ケ口二一〇二番
右岸 同郡同町大字同字五ケ村二一九〇番
地先現在砂防要設備地ヨリ下流(左岸 磯城郡初瀨町大字初瀨字與喜下四六三六番 右岸 同郡同町大字同字木小路七六二三番)地先ニ至ル區間ノ官有川敷及河岸官有地

一、大和川支川葛城川小支安位川小々支兄川筋

左岸 南葛城郡忍海村大字梅室字ムカイ三一四番
右岸 同郡同村大字同字フジノ木二七五番
地先ヨリ下流(左岸 南葛城郡大正村大字小林字石尾 右岸 同郡同村大字同字別屋)現在砂防設備地ニ至ル區間ノ官有川敷及河岸官有地

一、大和川支川佐保川筋

左岸 奈良市川上町字石原二三一〇番乙
右岸 同市同町字瓦坂三三三番甲
地先ヨリ下流(左岸 奈良市川上町字鳥ノ坪九二番 右岸 同市同町字戎子前三六八番)地先ニ至ル區間ノ官有川敷及河岸官有地

一、大和川支川佐保川小支岩井川筋

左岸 添上郡東市村大字鹿野園字廻リ戸一二四二番
右岸 同郡同村大字同字山際一四六三番
地先ヨリ下流(左岸 添上郡東市村大字鹿野園字蛭子一八八六番 右岸 同郡同村大字同字下八六七番)地先ニ至ル區間ノ官有川敷及河岸官有地

一、大和川支川田尻川流域內

北葛城郡二上村大字田尻字(フトラ 中山 廻尾 中ノ段 ササ原)現在砂防制限地

◎商工省告示第二十五號

輸出補償法ニ依リ昭和九年四月二日附ヲ以テ契約シタル株式會社名古屋銀行ノ補償手形ヲ買取ルベキ營業所ノ名稱及位置中左ノ通變更ノ件昭和九年五月九日承認セリ

昭和九年五月十六日

商工大臣 松本 烝治

「株式會社名古屋銀行桑名支店 三重縣桑名郡桑名町大字京町一番屋敷」ヲ「株式會社名古屋銀行 名古屋市中區榮町一丁目一番地」ニ變更ス

◎遞信省告示第千百五十三號

昭和九年五月八日ヨリ大正十四年九月遞信省告示第千三百五十號無線局及託送發受所名等中「第一越丸託送」ノ項ノ次ニ左ノ通追加ス

昭和九年五月十六日

遞信大臣 南 弘

發受所名	呼出符號	對手電信官署	發受電報ノ種別
第一海洋丸託送(東海遠洋漁業株式會社第一海洋丸)	JDME	各海岸局及各船舶局	和文電報

◎遞信省告示第千百五十四號

昭和九年五月八日ヨリ大正十四年九月遞信省告示第千三百五十號無線局及託送發受所名等中「第一海洋丸託送」ノ項ノ次ニ左ノ通追加ス

昭和九年五月十六日

遞信大臣 南 弘

發受所名	呼出符號	對手電信官署	發受電報ノ種別
第三八千代丸託送(東海遠洋漁業株式會社第三八千代丸)	JBJH	各海岸局及各船舶局	和文電報

◎遞信省告示第千百五十五號

無線電信法第二條ニ依リ左記私設無線電信無線電話施設ヲ許可セリ

昭和九年五月十六日

遞信大臣 南 弘

一、施設者名 阿部三郎兵衞

二、施設ノ目的 無線電信法第二條第一號、第三號及第六號ニ依リ航行ノ安全、電報送受及漁獵ニ關スル通信ニ使用

三、機器裝置場所 帆船第壹みかげ丸(定繫港宮城縣鮎川)

四、呼出符號 JJZJ(無線電話呼出名稱第壹みかげ丸)

五、空中線電力 第一裝置 無線電信 一五〇「ワット」 無線電話 七五「ワット」 第二裝置 無線電信 六〇「ワット」

六、使用電波ノ型式及周波數 第一裝置 A1及A2 五〇〇及一三六四kc A3 一六五〇kc 第二裝置 A1 四一四〇及六二一〇kc

七、通信執務時間 不定

◎遞信省告示第千百五十六號

無線電信法第二條ニ依リ左記私設無線電信無線電話施設ヲ許可セリ

昭和九年五月十六日

遞信大臣 南 弘

一、施設者名 保證責任燒津信用販賣購買利用組合

二、施設ノ目的 無線電信法第二條第一號、第三號及第六號ニ依リ航行ノ安全、電報送受及漁獵ニ關スル通信ニ使用

三、機器裝置場所 帆船水天丸(定繫港淸水)

四、呼出符號 JBKH(無線電話呼出名稱水天丸)

五、空中線電力 第一裝置 無線電信 一五〇「ワット」 無線電話 七五「ワット」 第二裝置 無線電信 六〇「ワット」

六、使用電波ノ型式及周波數 第一裝置 A1 一三六四kc A2 五〇〇及一三六四kc A3 一六五〇kc 第二裝置 A1 四一四〇及六二一〇kc

七、通信執務時間 不定

◎遞信省告示第千百五十七號

昭和四年四月遞信省告示第千三百八號東京無線電信局ニ於テ午前九時ヨリ放送スル無線時事通信社發信和文放送無線電報ノ受信人中左ノ通變更セリ

昭和九年五月十六日

遞信大臣 南 弘

昭和九年五月五日ヨリ左記ヲ加フ

栗林商船株式會社所屬船舶 神島丸

◎遞信省告示第千百五十八號

昭和四年四月遞信省告示第千三百九號東京無線電信局ニ於テ午後六時ヨリ放送スル無線時事通信社發信和文放送無線電報ノ受信人中左ノ通變更セリ

昭和九年五月十六日

遞信大臣 南 弘

昭和九年五月十五日ヨリ日魯漁業株式會社所屬船舶ノ部中「榛名丸」「幸光丸」「秩父丸」ヲ加フ

◎遞信省告示第千百五十九號

左記私設無線電信ハ昭和九年五月五日限リ廢止ノ旨屆出アリタリ

昭和九年五月十六日

遞信大臣 南 弘

施設者名	機器裝置場所
興洋水產株式會社	帆船惠山丸

關係告示 大正十四年五月遞信省告示第七百七十一號

◎遞信省告示第千百六十號

昭和九年五月五日限リ大正十四年九月遞信省告示第千三百五十號無線局及託送發受所名等中「興洋惠山丸託送」ノ項ヲ削除ス

昭和九年五月十六日

遞信大臣 南 弘

◎遞信省告示第千百六十一號

汽船米國丸外八艘ノ信號符字ヲ左ノ通取消ス

昭和九年五月十六日

遞信大臣 南 弘

船舶番號	船名	信號符字	取消年月日
	汽船		
二二二八	米國丸	JQIE	昭和九年一月九日
	帆船		
三三八二	寶昌丸	JLKF	昭和九年一月十九日
一四六九三	八號住德丸	LTNG	同十一日
一五七五五	春日丸	MDHP	同十日
二三七八九	鎭海丸	RFKC	同十二日
二五八一〇	第二十五運輸丸	RQBN	同十一日
二六三八二	一德丸	RTGQ	同二十四日
三二五三三	第拾五加福丸	TJGM	同十日
三六四八五	第三西福丸	VHTG	同二十九日

◎鐵道省告示第百九十六號

昭和五年三月鐵道省告示第六十八號連帶運輸ヲ爲ス鐵道、軌道、航路及自動車並連帶運輸ノ範圍中左ノ通改正シ昭和九年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和九年五月十六日

鐵道大臣 三土 忠造

第一條別表中左ノ如ク改ム

(241) 朝鮮總督府鐵道局廣軌線ノ部特種取扱事項欄末尾ニ左ノ如ク加フ

(六)省釜山門司間航路及基隆航路ヲ經由シ左ノ連帶運輸ヲ爲ス

局線ト臺灣交通局線間發著旅客(片道ニ限ル)、手荷物、附隨小荷物(車輛類、動物ヲ除ク)

(243) 南滿洲鐵道株式會社線ノ部特種取扱事項欄末尾ニ左ノ如ク加フ

(六)朝鮮鐵道局線、省釜山門司間航路及基隆航路ヲ經由シ左ノ連帶運輸ヲ爲ス

社線ト臺灣交通局線間發著旅客(片道ニ限ル)、手荷物、附隨小荷物(車輛類、動物ヲ除ク)

(245) 臺灣總督府交通局線ノ部三ノ宮ノ項特種取扱事項欄第二號ノ次ニ左ノ如ク加フ

(三)基隆航路、省門司釜山間航路及朝鮮鐵道局線ヲ經由シ左ノ連帶運輸ヲ爲ス

局線ト朝鮮鐵道局線間發著旅客(片道ニ限ル)、手荷物、附隨小荷物(車輛類、動物ヲ除ク)

局線ト南滿洲鐵道線間發著旅客(片道ニ限ル)、手荷物、附隨小荷物(車輛類、動物ヲ除ク)

◎三重縣告示保編第一號(昨十五日ノ續)

字	地番		面積(町段畝歩)	所有者
員辨郡神田村大字山田				
牛禾谷	三、五五五		一四一七	大山 利松
同	三、五五六	見込	一一二〇ノ內 四〇二	伊藤甚之助
同	三、五五七	同	一〇二〇ノ內 四二八	大山 定吉
同	三、五五八	同	二五〇〇ノ內 一一一〇	伊藤 ひさ
同	三、五五九	同	三九一八ノ內 一二三五	岩田重次郎
同	三、五六〇	同	九一八ノ內 五〇一	中村次郎兵衞
同	三、五六一	同	一五一八ノ內 一一三〇	伊藤幸之助
同	三、五六二	同	二三一五ノ內 一八〇七	大山 利松
同	三、五六三		五九三	伊藤 三三
同	三、五六四		三〇一九	岩田 佐藏
同	三、五六五	見込	二七〇七ノ內 四〇五	伊藤 喜造
同	三、五六六		一三三四	伊藤 三三
同	三、五六七	見込	九一五ノ內 五〇四	中村次郎兵衞
同	三、五七三		三二〇七	伊藤 竹松
伊原谷	三、五七五	見込	一四〇〇ノ內 九一八	中村 好雄
同	三、五七八	同	二八二四ノ內 一七〇八	大山 省三
同	三、五七九	同	一五二六ノ內 四二六	伊藤 喜造
同	三、五八〇	同	二五〇四ノ內 四一七	佐藤 龜松
同	三、五八二		一五二五	毛利 やゑ
同	三、五八三		一八一五	伊藤金次郎
同	三、五八四	見込	二三一五ノ內 七一四	中村九兵衞 伊藤金太郎
同	三、五八五	同	一四〇七ノ內 五三五	岩田 淸吉
古敷谷	三、五八七	同	一四三三ノ內 五二一	伊藤 佐七
同	三、五九五		三五一〇	伊藤才治郎
城山	三、六〇一	見込	三八二一ノ內 九二五	毛利幸太郎
三重郡三重村大字山ノ一色				
白見谷	二八七ノ八		二二二八	西脇直右ヱ門 服部忠作
同	二八七ノ九		一九一二	服部齊一 服部繁一
同	二八七ノ一〇		二二一六	服部秀一 服部高次郎
同	二八七ノ一一		五三一六	服部延因 樋口惣兵衞
荒井田	五六二	見込	三〇二三ノ內 三〇一	川島 一雄
小堀口	一、五九五		四五一八	西脇 みつ
茨谷	一、四五九ノ一	見込	三五〇〇ノ內 二一〇七	服部 秀一
颱取奥	一、五二二		六三〇七	杉野喜三郎
同	一、五二三		一、一三一〇	同
同	一、五二四		四八〇二	服部善兵衞
同	一、五二四ノ一		一、九一二七	日沖德治郎
同	一、五二四ノ二		一七一〇	水谷淸次郎
同	一、五二四ノ三		二〇二七	服部 齊一
同	一、五二四ノ四		二〇一七	服部惣一郎
同	一、五二四ノ五		一四二九	服部 齊一
同	一、五二四ノ六		二六二六	服部 惣松
池ノ谷	一、五二七		一、四八一一	杉野淸左ヱ門
中池ノ谷	一、五三一ノ一	見込	七九〇三ノ內 二八二七	西脇甚之助
奥同	一、五三六ノ一		五四一〇	西脇 庄吉
同	一、五三七		三九二五	水谷淸次郎
同	一、五四〇ノ二		八三〇〇	西脇 正
同	一、五四〇ノ三		三九〇六	杉野 喜一
同大字西坂部				
一ノ谷	一、〇四五	見込	七九〇一ノ內 二八〇〇	佐藤 ちの
同	一、〇九五	同	二一二五ノ內 七二七	山下 甚七
同	一、〇九七	同	九六〇七ノ內 六七〇七	大森種治郎 大森義雄 川島九十郎
二ノ谷	一、〇九八		四、三三〇五	西 光寺
同	一、〇九九	見込	四七二一ノ內 四一四	大森里兵衞

官報 第二二〇九號 昭和九年五月十六日 水曜日

第2209号 本文

同	一、一〇〇ノ一	見込	一、〇五〇九ノ内 二七一〇	川島政七
同	一、一一〇		一〇一八	館榮治郎
同	一、一一一	見込	六〇〇三ノ内 四三三六	清水重三郎
同	一、一一四	同	六八〇五ノ内 三七二七	清水千太郎
同	一、一一五		七八〇五	館新一郎
同	一、一一六	見込	二七三五ノ内 八〇二	川島政七
三ノ谷	一、一三六	同	七三一八ノ内 八一九	川島光太良
同	一、一四七	同	一六〇三ノ内 一一九	山下源次郎
同	一、一四八	同	三六二四ノ内 一一二五	同
同	一、一四九	同	二一〇〇ノ内 六二二	同
同	一、一五〇		三九〇四	大森義一
同	一、二五三	見込	二、〇六一六ノ内 八九二七	川島彌助
小松ケ谷	一、三三七	同	七〇一四ノ内 二一三三	大森種治郎
同	一、三五一		六六二六	清水初次郎
同	一、三五三	見込	二三二五ノ内 一二四	館藤七
同	一、三八三	同	四八二八ノ内 六〇五	大森里兵衛
同	一、三八五		七三三九	服部武生
同	一、三六九	見込	三五二一ノ内 二四二四	大森義一
同大字東坂部				
西ケ谷	一、二九六ノ九	見込	六〇二九ノ内 一七一三	伊藤巳之助
東有谷	二、三〇四		八一八	澁谷多内
同	二、三一〇	見込	一六〇三ノ内 五三九	稲垣通次 伊藤猪吉
同	二、三二一	同	二八二八ノ内 一五三三	三宅八十一
同	二、三四六	同	五五〇九ノ内 一一〇八	館源藏
同	二、三五一	同	五三二七ノ内 二〇五	三宅蜜治郎
同	二、三五二	同	一〇三八ノ内 五〇一	同
同	二、三五三	同	四〇一三ノ内 五一八	同
同	二、三八六	同	九七〇三ノ内 一八〇八	平野法忍
西有谷	二、三九五		二三〇三	一海新助
同	二、三九六		七〇三	小松岩松
同	二、三九七		二、八九一七	村田善太良 稲垣源左エ門
同	二、三九七ノ一		三、九五一六	村田善太良 稲垣源左エ門
同	二、三九七ノ二		五二〇	伊藤平三郎
同	二、四一九	見込	一〇〇二ノ内 六〇〇	稲垣通次 伊藤猪吉
同	二、四二〇	見込	一〇〇二ノ内 四一八	同 同
同	二、四二四	同	九二七ノ内 三〇四	稲垣信之助
横谷	二、四二六		一二一七	同
同	二、四二七		一一一三	一海新助
同	二、四二八	見込	八一九ノ内 四〇七	村田善太良
同	二、四五七		一、五三一〇	村田善太良 稲垣源左エ門
同	二、四五八		三〇八	伊藤巳之助
同	二、四五九		二八〇四	平野紫次郎
同大字小杉				
平地	一、四七三ノ四		二、九七一七	森千代吉 川崎順次郎
同	一、五〇九	見込	一、〇六二〇ノ内 三六一七	同 同
大谷	一、五五一		八一〇五	服部益也
同	一、五五五		二〇五	川崎喜市
同	一、五五七	見込	一五三〇ノ内 七二六	森清十郎
同	一、五六〇ノ二	同	四六三二ノ内 一六二五	佐々木石溪
同大字生桑				
庚申塚	一、六四二	見込	四三〇七ノ内 一八一八	古谷吉昆古
同	一、七四六		二六〇五	同
同	一、七五三		五〇五	加藤主計
同	一、七五四		九〇三	加藤與惣松
同	一、七五六		五三六	加藤喜三郎
同	一、七五七		七〇三	同
同	一、七六八		九六八	古谷吉昆古
南部谷	一、七八四	見込	二七〇三ノ内 一三一五	吉川彌輔
同	一、七八五		四三八	伊藤長之助
同	一、七八六		一五一七	伊藤美之助
同	一、七八七		八〇九	長松覺晉
同	一、七九〇		一四〇八	同
同	一、七九一		一〇一五	藤谷紫右エ門
同	一、七九三		二一一	内田正宣
同	一、七九四		一五〇〇	山内吉三郎
同	一、七九五		一一〇一	同
同	一、七九六		二〇〇四	稲葉彌代吉
同	一、八〇一	見込	三一〇六ノ内 一〇一六	吉川勝次郎
同	一、八〇一ノ一		三一三	藤谷紫右エ門
同	一、八〇二	見込	二三一〇ノ内 一一一八	同
同	一、八〇七		八〇〇	伊藤善太郎
同神前村大字尾平				
岩名	三、七二九ノ一		七一〇三	横山磯松
同	三、七三一ノ四	見込	一六〇三ノ内 四一七	中山卯吉
同	三、七三二		二五〇〇	生川九一
同	三、七三三ノ一	見込	五七〇一ノ内 一一一六	生川次郎
同	三、七三七	同	四一〇二ノ内 四〇八	多田要吉郎
谷田	三、七六九	同	二七〇八ノ内 五〇〇	中野末松 多田要吉郎
同	三、七七六ノ一		五〇二七	小林嘉吉 加藤亥之吉
同	三、七七六ノ二	見込	二五一三ノ内 五〇七	生川徳松 山中平三郎
同	三、七八三	同	四三〇三ノ内 一一二八	横山善四郎
同	三、八〇六ノ九		二四〇〇	丹羽とき
同	三、八〇六ノ一一	見込	二三〇三ノ内 六〇七	江川藤太郎
同	三、八〇六ノ一五		一六〇一	岡本忠一
同	三、八〇六ノ一六	見込	七四〇六ノ内 二八〇二	江川銀治 江川周藏
同	三、八二一		二三二九	田中耕
同八郷村大字伊坂				
竹ケ下	一八七ノ三		一二〇九	小林たね
同	一八七ノ五	見込	四八二九ノ内 一〇一三	福田彦太郎
同	一八七ノ七		一五	同
同	一八七ノ八		一五	同
四郎谷	二七七ノ六	見込	一、一一一一ノ内 一三三七	同
治郎谷	二七八ノ五	同	七四一〇ノ内 九〇三	伴又一
同	二七八ノ六	同	五〇〇九ノ内 一〇一九	平田甚太郎 平田平藏
同	二七八ノ七		八一三	水谷辰治郎
同	二七八ノ八		二、八一二	福田藤四郎
同	二七八ノ一〇		四〇〇〇	藤田安次郎
川原谷	二八四	見込	三五〇五ノ内 一三二〇	福田善九郎
同	二九〇ノ一	同	二五一八ノ内 一三二六	横山傳市
奥菖蒲谷	一、二四七ノ一〇	同	六〇一二ノ内 一三〇七	福田佐太郎
同	一、二四七ノ一二	同	一九〇四ノ内 九二八	福田門次郎
同	一、二四七ノ一三	同	六二一二ノ内 三七二九	小林市兵衛
同	一、二四七ノ一四	同	三七〇三ノ内 七一二	小林藏吉
奥牛谷	一、二八二ノ五		三一一八	大山菊松
同	一、二八二ノ六	見込	四一一八ノ内 二一二七	刑部博本
同大字萱生				
蚖谷	七二二		二六〇〇	北川泰吉
正津山	九二〇	見込	五一〇ノ内 一一〇	太田淺治郎
同	九二二	同	一〇一〇ノ内 二二一	野呂傳兵衛
同	九三〇	同	一〇一〇ノ内 二二八	野呂善兵衛
同	九三一	同	五六一〇ノ内 二八三五	太田政二郎
同	九三二	同	四五〇五ノ内 九一一	太田仙兵衛
同	九三四	同	三一〇〇ノ内 五一八	和田初治郎
同	九三五	同	三五一〇ノ内 一四〇三	太田直市
同	九三六	同	七二〇五ノ内 三九一六	太田文治郎
志摩郡鵜方村				
小入口	三、五〇三ノ二	見込	二五一一ノ内 八〇四	西崎粂次郎
同	三、五〇三ノ三		二五二二	同
同	三、五〇四		二三一六	森本確也
同	三、五〇四ノ一		二二〇六	同
同	三、五〇九		三五二二	西尾重助
同	三、五〇九ノ一		三五一二	山河平三郎
同	三、五一五ノ一		五九一六	森本確也
同	三、五一六	見込	四四二〇ノ内 五三三	西岡與四平
同	三、五一九ノ二		一四〇〇	西尾重助
同	三、五二六		五〇二七	森本確也 前田嘉平
同	三、五二六ノ一	見込	四〇一八ノ内 一九二八	森本確也
同	三、五二七	同	四三一二ノ内 九〇二	西尾重助
同	三、五二七ノ三	同	五三一五ノ内 二八〇二	中島仲市
同	三、五二七ノ四		五〇二四	前田藤左衛門 宮本源六
同	三、五三〇ノ四	見込	一八〇五ノ内 七二四	桝屋嶋吉
同	三、五三〇ノ五		三三〇二	西尾儀市
同	三、五三一ノ四		五五〇六	西尾重助

大入口	三、五六二ノ一	見込	六二一三ノ内 九〇六	森本確也
同	三、五六二ノ二		二三〇四	中嶋庄左衛門
同	三、五六二ノ三		二三〇〇	吉田省三
同	三、五六三ノ一		三一〇二	谷川原萬吉
同	三、五六三ノ二	見込	六三一二ノ内 四六二一	大矢いく
同	三、五六四	同	四六〇〇ノ内 二六一四	森本確也
同	三、五六七ノ一		三三〇六	西尾重助
同	三、五六八ノ一		三〇一三	森本確也
同	三、五六八ノ二		一二〇〇	西尾重助
同神明村				
寺川原	七六七	見込	三、五九三九ノ内 八八一七	神明村
同	七六七ノ二		七一八	同
同	七六八		五五三九	同
同	七八一		一、〇五三八	同
同	七八一ノ一		六一七	同
同	七八一ノ二		三三一	同
同	七八二		七二一六	同
同	七八二ノ三		八〇七	同
同	七八二ノ四		三〇〇	同
同	七八四		四七〇七	同
同	七八四ノ二		三一四	同
同	七九三		七〇一三	同
同	七九三ノ二		一三二六	同
同	七九七		七六一四	同
同	七九七ノ一		六六二三	同
同	七九七ノ三		八二五	同
同	七九七ノ五		一二二六	同
同	七九七ノ四		六二九	同
同	七九八		九四〇五	同
同	七九八ノ三		九二二八	同
同	八〇二	見込	七二一三ノ内 三四二一	出口四郎吉
同	八〇三ノ一		四二九	同
同	八〇四ノ二		二六二七	同
同	八〇四ノ五		六〇〇二	同
同	八四〇		三三〇二	神明村
同	八四〇ノ三		五一八	同
同	八四〇ノ五		八一九	同
同	八四六ノ一		一四一〇	同
同	八四六ノ二		四二八	同
同	八四七ノ一		一一二五	清水平右衞門
同	八五一ノ二		八一三	神明村
同	八五四	見込	九六〇〇ノ内 五三三五	大東小ぎん
同	八五五	同	四九二一ノ内 三〇〇〇	同
同	八五六	同	四八一三ノ内 二七二三	清水平右衞門
同	八六二ノ一		一三一九	三橋豐吉
中田	八六三ノ二		四〇〇	中北五郎吉
同	八七四	見込	三四二三ノ内 二〇〇六	山崎留吉
同	八七四ノ一		二五〇六	同
同	八七五	見込	三一二一ノ内 六二三	同
同	八七八ノ一		二一二九	出口四郎吉
同	八七八ノ二		二五二九	同
同	八七八ノ三		三一五	同
同	八七八ノ四		三二〇三	同
同	八七九	見込	四五〇二ノ内 二五〇一	名古由松
同	八七九ノ五		七〇〇	同
同	八八〇	見込	三三〇六ノ内 二三二一	三橋豐吉
同	八八〇ノ一		七二四	同
同	八八五ノ一		四〇二七	同
同	八八五ノ二		一一一三	同
同	八八六	見込	一三〇六ノ内 五一四	同
同	八八八ノ一	同	一〇一〇ノ内 七〇五	竹内喜一
同	八八八ノ二		二四二四	同
同	八八八ノ五		七一九	同
同	八八九	見込	四七二五ノ内 二三三三	大東こやを
同	八八九ノ一		六二九	同
同	八八九ノ二		三〇〇	同
同	八九五ノ二		六二四	名古由松
同	九二六ノ一		一四〇一	濱口撣一郎
同	九二七ノ二		一八〇六	三橋藤松
同	九二七ノ三		二四一六	北尾常吉
同	九二七ノ四		七〇六	三橋藤松
同	九二七ノ五	見込	五〇二三ノ内 一四二六	同
同	九三二	同	五一〇七ノ内 三二〇一	山崎楠松
同	九三二ノ一		六〇九	同
同	九三三ノ一		二二二八	同
同	九三三ノ二		一七二〇	同
同	九七六ノ三		九〇〇	小林傳右衞門
同	九七九	見込	一三一五ノ内 三三四	谷口藤市
同	九七九ノ一		二一五	同
同	九八〇ノ一		五一一	井村增吉
同	九八一	見込	一、〇〇一〇ノ内 二一〇一	三橋藤松
同	九八一ノ一		二八一七	神明村
同	九八一ノ二		四七一三	三橋藤松
同	九八四	見込	三三〇五ノ内 六一九	井村增吉
阿山郡府中村大字千歳				
西之芝	九〇二		三三〇二	宮本善四郎
同	九〇三ノ一		二〇〇八	山岡善八郎
同	九一一		五一〇七	福田金太郎
同	九一四		一七一五	服部富造
巳午谷	一、九六七		二九〇〇	福井新助 森喜彌次郎
同	一、九八四	見込	一七〇四ノ内 八一八	福井新助 秋田道之介
同	二、〇〇一		三五三六	山村石藏
同	二、〇〇四		一、二三二四	服部富造
大岩谷	一、八五一ノ九		七二三	中矢吉三郎
同	一、八五一ノ一〇		四一六	松尾名良次郎
同大字佐那具				
中坂	一、二六二ノ一		一三二四	山口嘉雄
同	一、二六二ノ二		九二八	紫雲卿忍
同	一、二六二ノ五		一〇二三	西出松三郎
同	一、二六六		一一二六	同
濁屋池	一、八三九		二九〇四	山本孫藏
同壬生野村大字西之澤				
薄木谷	一、五〇二ノ七		一九二九	家喜安治郎
同	一、五〇二ノ八		一四〇九	同
同	一、五〇二ノ九		七一八	宮西熊次郎
同	一、五〇二ノ一〇		六二八	家喜熊次郎
同	一、五〇二ノ一一		一六〇四	稲打熊次郎
同	一、五〇二ノ一四		一五二六	高橋嘉久郎
同	一、五〇二ノ一五		八〇一	宮西兵三郎
同	一、五〇二ノ一七		三三二五	田中金五郎
同	一、五〇二ノ一九		三二一二	久保晉治郎
同	一、五〇三		三六〇二	澤村辻松
同	一、五〇三ノ一		二三二八	西澤伊左衞門
同	一、五〇三ノ二		一九一二	仲吉三郎
同	一、五〇四	見込	八五一八ノ内 八二五	草山市松
同	一、五〇六ノ一		一六二九	西尾雄吉
同	一、五〇六ノ四		一七二三	藤田兼太郎
同	一、五〇六ノ五		三〇二九	稲打熊次郎
同	一、五〇六ノ七		一七〇二	家喜茂左衞門
同	一、五〇六ノ八		二四〇五	田中清五郎
同	一、五〇六ノ一〇		二三〇四	村岡誠一
同	一、五〇七		一一〇〇	田中金五郎
同	一、五〇七ノ一		一〇一五	池町やす
同	一、五〇八ノ一		二〇〇七	家喜茂左衞門
同	一、五〇八ノ二		五一〇	家喜吉郎
同	一、五〇九		三五二六	藤田とゑ
同	一、五〇九ノ一		一〇〇〇	田中清五郎
同	一、五〇九ノ二		三一〇五	森木貞一郎
同	一、五〇九ノ三		一五〇五	藤田粂太郎 藤田千太郎
同	一、五〇九ノ四		一五〇五	同 同
同	一、五〇九ノ五		一一三六	田中清五郎
同	一、五〇九ノ六		一八〇八	森本貞一郎
同	一、五一一	見込	一三一〇ノ内 三一四	宮西兵三郎
同	一、五一一ノ一	同	三〇一六ノ内 九〇七	森木貞一郎
同	一、五一二ノ二		八〇〇	坂口粂太郎
同	一、五一二ノ四		一〇〇二	稲打熊次郎
同	一、五一二ノ五		二二三	藤田粂太郎
同	一、五一二ノ六		二一一	同
同	一、五一四		七一〇	家喜菊郎
同	一、五一四ノ一	見込	一二一一ノ内 二〇三	森木貞一郎
同	一、五一四ノ二		一三〇〇	西澤馬太郎
同	一、五一四ノ五		八一二	同
同	一、五一四ノ六	見込	一三一一ノ内 二五	有限責任壬生野信用販賣購買組合
堀切	一、五一五ノ一	同	一八一八ノ内 四〇八	西尾雄吉
同	一、五一五ノ二	同	六〇二ノ内 一一一	仲福太郎
同	一、五一五ノ三	同	四一九ノ内 八	西尾壬生郎
同	一、五一八		五六一〇	池町やす
同	一、五一八ノ一		二九二〇	藤田粂太郎
同	一、五一九		二九二八	家喜光之助
同	一、五一九ノ一		一六二二	同
同	一、五二〇		八五一六	家喜安治郎
同	一、五二五	見込	八四一六ノ内 一〇〇七	家喜熊次郎
同	一、五二六ノ一		九〇〇五	家喜健次郎
同	一、五二七ノ四		七二六	宮西兵三郎
同	一、五二八ノ一		四一〇八	小田助四郎
同	一、五二八ノ二		二六一五	家喜吉郎

同　地藏尾　一、三五九　三二六　家喜安治郎
同　一、三五〇ノ三　三二九　澤村　辻松
同　一、三五一　三三一　家喜安治郎
同　一、三五二ノ一　三三二　田矢佐治郎
同　一、三五二ノ二　三三三　坂口奈良吉
同　一、三五二ノ三　三三四　仲（酒太郎外八名）
同　一、三五二ノ四　三三五　藤田捨吉外六名
同　一、三五二ノ五　三三六　草山市松外十名
同　一、三五二ノ六　三三七　森木貞一郎外十一名
同　一、三五二ノ七　三三八　〔澤村辻松橋本金五郎田矢定石衛門外六名〕
同　一、三五二ノ八　三三九　西尾芳三郎
同　一、三五二ノ九ノ一　三四〇　同
同　一、三五二ノ九ノ二　三四一　澤村竹之助外四名
同　一、三五二ノ九ノ三　三四二　仲（福太郎名）
同　一、三五二ノ九ノ四　三四三　仲　たけの
同　一、三五二ノ九ノ五　三四四　同
同　一、三五二ノ九ノ六　三四五　小田　文內
同　一、三五二ノ九ノ七　三四六　田矢佐治郎
同　一、三五二ノ九ノ八　三四七　稻打源五郎
同　一、三五二ノ九ノ九　三四八　同
同　一、三五二ノ九ノ十　三四九　高橋　嘉藏
同　一、三五二ノ九ノ十一　三五〇　草山　市松
同　一、三五二ノ九ノ十二　三五一　同
（未完）

敍任及辭令

◉昭和九年五月一日

勳七等　岡田　武明
同　松尾　精藏
同　中井　秀雄
同　北畠　顯正
同　藤井松太郎
同　大久保一郎
勳七等　菊池　淡水
勳八等　成田仙左衛門
同　廐植　晴吉
同　片岡　義信
同　津田　弘孝
勳六等　平川　章一
同　高井　軍一
勳七等　行森　文雄
勳六等　前田　光義
同　芥川　治
勳八等　水澤　清見
同　熊谷　綾雄
同　柴田　吟三
同　關戶　勳
同　船越　春雄
同　松尾　祐光
同　林　士郎
同　小田　啓藏
同　佐藤　慶次
同　寺井　勝
同　大木　嶸
同　堀　謙作
同　櫻岡　忠雄
同　三宅　孝夫
同　伊東　道夫
同　淺井　政治
同　法元　盛秀
同　大沼　行一
同　中美　春治
同　藤井　隆
同　里井宥二良
同　莵原　逸朗
勳八等　山田彦四郎
同　秋山　文雄
同　金津　尙一
同　大久保市郎
同　井尻　忠義
同　片岡　正雄
勳八等　大附　又吉
同　新井　豐作
同　山岸　守
同　石田　眞平
同　長島　弘五
同　大岡　優佐
同　溜詰榮次郎
勳八等　大西堅九郎
同　赤城　驥亮
同　齋藤　要助
勳八等　山川浩三郎
同　笹島　幹夫
同　鹿島幹之介
同　大山　季全
同　木村孫三郎
同　大川源之助
同　黑澤　安茂
同　寒河江七郎
同　小室常之介
同　田中　政男
同　成富　上巳
勳七等功七級　渡部梅次郎
勳八等　越田琢四郎
同　大村榮三郎
同　田鎖郁太郎
同　石川　久重
同　細木秀太郎
勳八等　清野　一郎
同　根元　儀一
同　芦澤　季
同　渡邊　德治
勳八等　谷　民憲
同　中鉢　勇吉
同　倉澤　哲夫
同　川元　文平
同　佐竹　馨
同　安倍　健治
勳八等　山田　弘毅
同　野口勝三郎
同　木原　昇
同　佐會利正巳
同　片桐枡之助
勳八等　鎌田　仙松
同　小松　七郎
同　丸山　大介
同　市島仁次郎
同　伊藤重八郎
同　青池　俱平
同　坂野　寅藏
同　諸里乙五郎
同　長島　廣七
同　中村　嘉博
同　古澤　潔
同　山崎莊一郎
勳八等　原澤　邦治
同　吉田今朝次郎
同　根岸　園造
同　柿沼　西藏
同　佐藤信治郎
同　石川　淑人
同　松本　富松
勳八等　戶所文太郎
同　松岡　惣七
同　志賀谷久米藏
同　藤池　寅英
同　椙本　榮次
勳八等　前田　曉
同　森岡　淳人
同　佐々木乙治
同　男澤　利龍
同　小原　民雄
勳八等　立田　新吾
同　猪瀨　茂雄
同　鈴木　清治
同　池田惣一郎
同　野中逸太郎
同　鈴木彌平太
同　湯澤松四郎
同　和田　清七
同　原田清三郎
同　南　覺平
同　福田万十郎
同　蓬田通三郎
勳七等　野澤　兵平

（各通）

勳八等　田中　金重
同　山崎　盛馬
同　中陳林次郎
同　林　幸太郎
同　內山　修男
同　平松　文一
同　鳥居　嘉夫
勳八等　細矢　利作
同　內海　禎雄
同　千村　吉雄
同　山本　德一
勳八等　久保・盛藏
同　千葉唯四郎
同　松本嘉平治
同　加藤　秀一
同　細田　榮治
同　坂本　藤平
同　笠原李治郎
同　鐙田袈裟吉
同　二宮　國寬
同　鈴木桂三郎
勳七等　加藤　道雄
勳六等　辻　豐
勳八等　岩本　淑雄
同　龜井乙次郎
同　高崎　又市
勳六等　山中　茂
勳八等　伊藤　泰介
同　蒲池　福磨
同　平野　逸力
同　庵原　清
同　布施　亮一
同　飯坂　善次
同　上村　鎭
同　松田　武策
同　榎吉　純
同　中野　順藏
同　菅原　啓輔
同　西本　德一
同　松山　瑞穗
勳七等　古川　勇
同　近藤　賢一
同　橋爪　譯雄
同　太田　守
同　國定　謙男
小山田正一
勳七等功七級　池澤　正巳
同　村上　敏夫
同　齋藤　英治
同　牧野　三郎
同　植村　吉郎
同　神津　幸道
同　佐藤　作馬
同　岡山　善吉
同　田代　昇
勳七等　鈴木　敬彌
同　酒田　肇
同　多賀　一
同　櫻　多賀
同　田中　民至
同　砂田　正二
同　櫻庭久右衛門
同　廣部　三省
同　今井　信彥
同　河合　秀男
同　西脇　英男
同　岡田　靜一
同　大谷　武夫
同　石井　稔
同　津田　威德
同　西村　德太
同　多田　篤次
同　池內　清一
同　結城　祐雄
同　長倉　義泰
同　今井　守之
同　白地　武人
同　三坂善四郎
同　外河　勝良
同　伊藤　熹
勳八等　三上重五郎
勳七等　磯部　万助
同　荒井留五郎
同　清木　武一
勳七等功七級　田染　久吾
勳八等　廣田保太郎
同　佐部　鶴吉
同　矢島源太郎
勳七等　秀雄　德弘
同　鎌二　井藤　感德
同　橫內　由雄
同　千秋　方之
同　小穴　勝弘
同　守家　宗興
同　井手　三郎
同　岩澤　猛
同　渡邊　博
勳七等　佐藤　信一
同　湯淺　英二
同　一色　忠雄
同　黑羽根節雄
同　宮崎　二郎
同　黑木亥吉郎
同　坂谷　隆一
勳七等　國定　謙男
同　太田　守
同　橋爪　譯雄
同　近藤　賢一
同　古川　勇
同　松山　瑞穗
同　廣田保太郎
同　佐部　鶴吉
同　矢島源太郎

昭和二二〇九年五月十六日

(各通)

大久保利義
土居譽重
南野安治
高岡迪
八角高士
大熊安之助
江木尙一
今村武夫
方岡稔
眞鍋正邨
大崎適男
米井恒雄
岩淺恭助
足立次郎
飯野忠男
玉利信藏
丹羽敏雄
兼子正
坂本文一
石井春生
油谷甫
井上國平
安平輔
大山勇夫
坂本龍
藤木弘
堀口廣藏
長谷川治彥
清水芳人
金子義郎
鈴木實
野村俊治
伊藤俊隆
西内正一
萩原晏四
市原辰雄
石戸勇
井川政一
田中友信
生永邦雄
浦野三郎
岡本環
山口俊三
福永喜夫
志賀寛雄
武田春雄
岡本信之
山下政雄
進藤三郎
中村功
石橋達哉
野海文雄
益山重夫
岡本晴年
草野嘉治
井川一行
舘上陸太
藍川安博
船越政雄
古川爲夫
尾崎隆
城戸保雄
河野勇
中武滿雄
古川明
柴田完
田中弘國
奥山光雄
出田增國
宮崎重憲
益滿行孝
瀧田孫人
水田新太郎
小池與作
金森末男
麻生保太
大西好雄
坂口酉太郎
入枝孝義
倉持昌信
片淵齊熈
山崎篤雄
喜多見芳夫
林壽三重
平川武雄
一ノ瀨光清
山下國男
久保眞幸
永瀬芳雄
飯川秀喜
古舘早磨
楠本正喜
山下居雄
横山春夫
志田信義
田中一夫
金澤龜太郎
玉神清
澁谷郁男
樺山末雄
東政則
木村昌男
西本壽
白水輝良
前田孝允郎
前川外治郎
折田三郎
篠原英夫
田中義夫
渡邊力男
松下通雄

敍正八位

◎昭和九年五月十四日

海軍大尉從六位勳六等　伊藤利吉
任海軍少佐

◎昭和九年五月十五日

正七位　後藤嘉夫
敍從六位

臺灣總督府法院判官正五位勳六等　讃井健
任判事
敍高等官三等

外務技師正七位　島岡春三郎
任九州帝國大學技師
敍高等官五等

北海道帝國大學助手陸軍歩兵少尉正八位　島倉亨次郎
任北海道帝國大學助教授
敍高等官七等

天笠師郎
任名古屋醫科大學助教授
敍高等官七等

高等海員審判所理事官兼遞信局技師遞信技師海軍豫備大尉正五位勳五等　高橋功
兼任東京高等商船學校教授
敍高等官三等

遞信局書記從七位勳八等　海老名喜久馬
任遞信局事務官
敍高等官七等

愛知縣津島中學校教諭陸軍歩兵少尉正八位　君塚義衛
公立中學校教諭ニ任ス
高等官七等ヲ以テ待遇セラル

長野縣視學正七位　齋藤節
公立高等女學校長ニ任ス
高等官六等ヲ以テ待遇セラル

福井縣立小濱高等女學校教諭　中平悦廣
(各通)
同　辻市郎
公立高等女學校教諭ニ任ス
高等官七等ヲ以テ待遇セラル

福岡縣公立小學校訓導兼福岡縣公立小學校長中間町立圖書館長福岡縣遠賀郡中間實業國民學校長從七位勳七等　村田藤藏
公立實業學校長ニ任ス
高等官七等ヲ以テ待遇セラル

靜岡縣立靜岡盲學校教諭　石坂定
公立盲學校長兼公立盲學校教諭ニ任ス
高等官七等ヲ以テ待遇セラル

公立盲學校長兼公立盲學校教諭　松永榮重
公立聾啞學校長兼公立聾啞學校教諭ニ任ス
高等官七等ヲ以テ待遇セラル

――――

資源局事務官　久保喜六
(各通)
資源局技師　野村瀏
朝鮮、關東州及滿洲國ヘ出張ヲ命ス

正四位勳二等　木村銳市
(各通)
山中淸三郎
「ジャヴァ」ニ於ケル日本蘭領東印度間ノ通商問題商議ノ爲ノ帝國代表委員顧問ヲ命ス

大藏事務官　尾關將玄
(各通)
商工事務官　奧田新三
商工技師　根岸保吉
「ジャヴァ」ニ於ケル日本蘭領東印度間ノ通商問題商議ノ爲ノ帝國代表委員隨員ヲ命ス

社會局事務官　安積得也
瑞西國「ジュネーヴ」ニ於テ開催ノ第十八回國際勞働總會ニ於ケル政府代表委員顧問ヲ命ス

宮崎高等農林學校教授　中村誠
(各通)
遞信局事務官　竹田操
朝鮮總督府道技師　磯野良知
依願免本官

南洋廳郵便局通信書記兼南洋廳事務官　酒井保與
依願免兼官

地方技師　永井環
依願免本官

公立高等女學校教諭　後藤嘉夫
陞シテ高等官五等ヲ以テ待遇セラル

地方農林技師　永井環
願ニ依リ本職ヲ免ス

臺灣高雄州公立小學校長　橋川松太郎
高等官八等ヲ以テ待遇セラル(以上五月十四日内閣)

故子爵本多正復家督相續人
從五位　本多正[illegible]
(各通)
故子爵土御門晴善家督相續人
土御門熙光
故子爵權重顯相續人
正五位　權泰煥
襲爵被仰付(五月十五日宮內省)

故陸軍騎兵特務曹長中村均妻　中村ハリ
昭和六年陸軍省告示第三十七號ニ依リ特ニ金壹千七百圓ヲ賜フ

故陸軍步兵曹長大島時次郎父　大島喜助
(各通)
故陸軍步兵曹長圓山進兄　圓山彰
昭和六年陸軍省告示第三十七號ニ依リ特ニ金貳千百圓ヲ賜フ

故陸軍步兵伍長關口太郎吉母　關口サノ
故陸軍步兵伍長應取十郎父　應取勘太郎
故陸軍步兵伍長佐々木長政父　佐々木房太郎
(各通)
故陸軍步兵伍長升田健三父　升田壽作
故陸軍步兵伍長上田喜悅妻　上田房子
故陸軍輜重兵伍長淸水文雄父　淸水俊淨
昭和六年陸軍省告示第三十七號ニ依リ特ニ金壹千六百圓ヲ賜フ

故陸軍步兵上等兵矢田貝白節父　矢田貝長治郎
故陸軍步兵上等兵伏谷勝美父　伏谷久太郎
故陸軍步兵上等兵松本淸春父　松本諄太郎
故陸軍步兵上等兵三宅常市母　三宅ゑ畄
故陸軍步兵上等兵新見武吉母　新見カツノ
故陸軍步兵上等兵石田繁造父　石田儀八郎
(各通)
故陸軍步兵上等兵若松文男母　若松つね
故陸軍步兵上等兵京谷信義母　京谷よね
故陸軍步兵上等兵山崎楨男父　山崎福十郎
故陸軍步兵上等兵長尾勝暉父　長尾勝明
昭和六年陸軍省告示第三十七號ニ依リ特ニ金壹千四百圓ヲ賜フ

故陸軍步兵上等兵川瀨末一父　川瀨啓治郎
昭和六年陸軍省告示第三十七號ニ依リ特ニ金壹千百圓ヲ賜フ(以上五月十四日陸軍省)

廣海軍工廠航空機部長海軍大佐　廣瀨正經
補海軍航空本部出仕
歐米各國ヘ出張ヲ命ス

佐世保海軍港務部部員海軍中佐　內藤淳
補龍田副長

龍田副長海軍中佐　戶上虎次
補佐世保海軍港務部部員

橫須賀海兵團教官海軍中佐　中野勝次
兼補聯合艦隊司令部附

佐世保海兵團教官兼分隊長海軍少佐　友貞操一
(各通)
吳海兵團教官兼分隊長海軍少佐　堀九郎
兼補聯合艦隊司令部附

軍令部出仕兼部員第三艦隊司令部附海軍少佐　田尻穰
補羽黑運用長兼分隊長

朝顏驅逐艦長兼芙蓉驅逐艦長海軍少佐　中津成基
補保津艦長

保津艦長海軍少佐　長井滿
補軍令部出仕兼部員第三艦隊司令部附

文月驅逐艦長兼長月驅逐艦長海軍少佐　山田雄二
免兼職

第十一戰隊參謀海軍少佐　肥後市次
補軍令部出仕兼部員旅順要港部附

軍令部出仕兼部員旅順要港部附海軍少佐　田中穰
補長月驅逐艦長

海軍通信學校分隊長兼教官聯合艦隊司令部附海軍少佐　刈部健太郎
補聯合艦隊司令部附兼閒宮分隊長

軍令部出仕海軍少佐　鹿江隆
補第十一戰隊參謀

同　細谷資芳
佛國駐在被仰付

海軍少佐　山田豐
歐米各國ヘ出張ヲ命ス

刈萱驅逐艦長海軍少佐　勢經雄
兼補朝顏驅逐艦長芙蓉驅逐艦長

金剛分隊長海軍少佐　木村健二
補金剛飛行長兼分隊長

橫須賀海兵團教官兼分隊長海軍大尉　長田謙三
兼補聯合艦隊司令部附

閒宮分隊長海軍大尉　工藤計
補神威運用長

扶桑分隊長海軍大尉　大井篤
補軍令部出仕

日向分隊長海軍大尉　佐々木彰
補日向飛行長兼分隊長

聯合艦隊司令部附海軍大尉　有坂磐雄
補鳳翔通信長兼分隊長

扶桑分隊長海軍大尉　平山五郎
補扶桑飛行長兼分隊長

海軍大尉　今村一郎
補佐世保海兵團分隊長兼教官

神威運用長海軍大尉　吉井靜雄
補神威通信長兼分隊長

聯合艦隊司令部附海軍大尉　白濱榮一
補扶桑分隊長

霧島分隊長海軍大尉　井上梅二郎
補霧島飛行長兼分隊長

長鯨通信長兼分隊長海軍大尉　長井弘介
補海軍通信學校分隊長兼教官

長鯨分隊長海軍大尉　小池龍介
補長鯨飛行長兼分隊長

比叡分隊長兼橫須賀海軍航空隊附海軍大尉　木村軍治
補比叡飛行長兼分隊長橫須賀海軍航空隊附

神威通信長兼分隊長海軍大尉　岸上孝一
補長鯨通信長兼分隊長

迅鯨分隊長海軍大尉　江原陽次郎
補迅鯨飛行長兼分隊長

迅鯨乘組海軍中尉　池谷昇
補榛名乘組

赤城乘組海軍中尉　高橋武雄
補足柄分隊長

上海海軍特別陸戰隊附兼第三艦隊司令部附海軍中尉　荒木勳
補水無月航海長兼分隊長

佐世保海兵團附兼教官海軍中尉　石橋政雄
(各通)
吳海兵團附兼教官海軍中尉　山下雅夫
兼補聯合艦隊司令部附

橫須賀海軍航空隊附兼教官海軍中尉　吉澤政明
補霞ケ浦海軍航空隊附兼教官

霧島乘組海軍中尉　伊藤末吉
補足柄乘組

長鯨乘組海軍中尉　富永　義秋
補第十六號掃海艇艤裝員
上海海軍特別陸戰隊附兼第三艦隊司令部附海軍中尉　杉原與四郎
補眞鶴乘組
韓崎乘組海軍中尉　內藤　力
待命被仰付但シ横須賀ニ滯在スヘシ
海軍少尉　多田　篤次
同　足立　次郎
(各通)
補足柄乘組
廣海軍工廠總務部長海軍機關大佐　鋳立　金矢
兼補廣海軍工廠航空機部長
海軍航空本部技術部部員兼海軍大學校教官海軍機關中佐　杉本　修
兼補海軍航空廠飛行機部部員
佐世保海軍工廠造兵部部員海軍機關中佐　佐伯　甚七
補海軍航空本部出仕
横須賀海軍航空隊分隊長兼教官海軍機關大尉　長谷川　健
横須賀鎭守府附被仰付
朝顏乘組兼刈萱乘組海軍機關大尉　田中　滋
補佐世保防備隊分隊長
芙蓉乘組海軍機關大尉　青木　龍雄
補第十六驅逐隊附
赤城乘組海軍機關大尉　谷口　忠光
補大村海軍航空隊分隊長
大村海軍航空隊分隊長海軍機關大尉　三田　好美
補赤城乘組
海軍機關少尉　林　壽三重
呉鎭守府附被仰付
舞鶴要港部部員海軍造船少佐　西村　彌平
兼補海軍機關學校教官
聯合艦隊司令部附海軍造機中佐　甘利　義之
補呉海軍工廠造機部部員
海軍造機中尉　長野　利平
横須賀鎭守府附被仰付
同　大山　節夫
呉鎭守府附被仰付
海軍造兵中佐　岡村　純
米國へ出張ヲ命ス

海軍航空本部造兵監督官海軍造兵少佐　保倉長三郎
補佐世保海軍工廠造兵部部員
呉海軍工廠附兼水雷部部員兼魚雷實驗部部員海軍造兵少佐　一戸　文雄
免兼呉海軍工廠魚雷實驗部部員
海軍造兵大尉　池田　一
歸朝ヲ命ス
呉海軍工廠製鋼部部員海軍造兵大尉　大平　一郎
獨國駐在被仰付
呉海軍工廠附兼電氣部部員潜水艦部部員海軍造兵大尉　山崎　信次
補海軍艦政本部出仕
海軍造兵大尉　伊木　常世
補呉海軍工廠製鋼部部員
海軍造兵中尉　小野　義雄
補呉海軍工廠附兼電氣部部員潜水艦部部員
同　大築　志夫
補海軍航空廠飛行機部部員兼廣海軍工廠航空機部部員
同　永盛　義夫
補海軍航空廠飛行機部部員
海軍航空廠飛行機部部員海軍技師　小屋　壽
同　田中　潤二
(各通)
兼補佐世保海軍工廠造兵部部員
海軍技師　賀吉　金郎
歐米各國へ出張ヲ命ス(以上五月十五日海軍省)
師範學校教諭　櫻井　美
滿洲國及中華民國へ出張ヲ命ス
公立中學校教諭　岡　俊藏
同　松島庄太郎
(各通)
滿洲國へ出張ヲ命ス(以上五月十四日文部省)
地方商工主事　青山　忠
同　坂口　恭逸
同　賀吉　公望
(各通)
大阪府商工主事ニ補ス(五月十四日商工省)
遞信局事務官　竹田　操
五級俸下賜
札幌遞信局臨時在勤ヲ命ス(五月十四日遞信省)
鐵道醫　杉若金一郎
東京鐵道病院皮膚泌尿科副醫長ヲ命ス(五月十五日鐵道省)

檢査官　廣瀨　正一
近衞第一師團經理部及陸軍築城部本部外十六箇所會計實地檢査トシテ出張ヲ命ス(五月十四日會計檢査院)
樺太廳中央試驗所技師　川瀨　逝二
樺太廳拓殖學校長事務取扱ヲ命ス(四月二十八日樺太廳)
判事　小檜山隆一
文官普通分限委員會豫備委員ヲ命ス(五月十二日同)
公立大學長　河田　嗣郎
年功加俸六百圓下賜
公立實業學校長兼公立實業學校教諭　梁井　種男
二級俸下賜
同　夏目　壽一
四級俸下賜
同　小山　平治
七級俸下賜
公立大學教授兼公立實業專門學校教授　松崎　壽
二級俸下賜
公立大學助教授　關　榮吉
四級俸下賜
公立實業專門學校教授　竹山增次郎
八級俸下賜(以上三月十一日大阪府)
公立專門學校教授　住田庄次郎
七級俸下賜(四月二十一日同)
公立中學校教諭　高羽　貞夫
五級俸當分年俸千八百八拾圓下賜(四月三十日同)
公立高等女學校教諭　池永　浩
七級俸當分年俸千六百四拾四圓下賜(五月一日同)
公立高等女學校教諭　宮崎　傳治
七級俸當分千六百圓下賜(五月七日兵庫縣)
地方農林技師　小倉　光次
十級俸下賜
同　須澤　興治
十一級俸下賜
同　茂木　義重
十二級俸下賜(以上四月三十日埼玉縣)
地方農林技師　山內　勝夫
十級俸下賜(五月十日千葉縣)
公立實業學校長　櫻井　吉雄
四級俸下賜
師範學校教諭　池上　弘
六級俸當分千七百五圓下賜
同　栗原豊太郎
五級俸下賜
公立中學校教諭　井上　義昌
六級俸當分千七百參拾圓下賜
同　蛭田昇二郎
七級俸下賜
同　稻田　敏夫
七級俸當分千六百參拾圓下賜
同　玉置　利輔
七級俸當分千六百八圓下賜
同　美齊津三善
七級俸當分千五百九拾八圓下賜
公立高等女學校教諭　村田　忠郎
六級俸當分千六百九拾八圓下賜
同　松並　季喜
六級俸當分千七百四圓下賜
公立實業學校教諭　島村　嘉一
五級俸當分千八百八拾圓下賜
同　新山　幸雄
六級俸當分千七百五拾圓下賜
同　村上　國市
六級俸當分千七百四拾七圓下賜
同　福井　武治
六級俸當分千七百拾圓下賜
公立高等女學校長　山本　金平
四級俸下賜
公立高等女學校教諭　花守丈太郎
同　瀧本喜作夫
(各通)
七級俸當分千四百八拾圓下賜

同　椋木　ヨシ
八級俸當分千參百五拾圓下賜(以上十二月三十日三重縣)
公立高等女學校長　飯牟禮實義
十三級俸但當分年俸百貳拾圓下賜(四月十日熊本縣)
公立中學校教諭　桑田　清
昭和九年三月三十一日分ヨリ公立學校職員年功加俸年額金貳百四圓下賜
同　木田　勝良
昭和九年二月一日分ヨリ公立學校職員年功加俸年額金百四拾四圓下賜
同　野田　糾夫
昭和九年三月三十一日分ヨリ公立學校職員年功加俸年額金貳百四圓下賜
公立高等女學校教諭　牧口　喜作
昭和九年三月十八日分ヨリ公立學校職員年功加俸年額金百四拾四圓下賜(以上五月八日同)
公立中學校教諭　海田　四郎
昭和九年三月三十一日分ヨリ公立學校職員年功加俸年額金貳百四圓下賜
同　齊藤　了
昭和九年三月二十七日分ヨリ公立學校職員年功加俸年額金百拾貳圓下賜(以上五月八日同)

宮廷錄事

◎拜謁竝賢所參拜　今般外國へ出發ノ特命全權大使長岡春一外二名ハ昨十五日午後一時三十分　天皇陛下ニ拜謁引續キ同大使外一名ハ　皇后陛下ニ拜謁畢テ　賢所參拜仰付ケラレタリ

◎賢所參拜　今般米國へ出發ノ公爵近衞文麿ハ昨十五日午後一時三十分　賢所參拜仰付ケラレタリ

彙報

○官廳事項

◎轉任　樺太公立小學校訓導兼樺太公立小學校長(奏任待遇)宮塚敍榮ハ樺太廳兼樺太廳視學ニ、同蓬田佐吉ハ樺太廳視學ニ本月三日孰モ轉任セリ

◎轉勤　樺太公立小學校訓導兼樺太公立小學校長(奏任待遇)大槻恭家ハ內幌尋常高等小學校勤務ヲ、同竹田信弘ハ二股尋常高等小學校勤務ヲ、同進藤梶三ハ知取第四尋常小學校勤務ヲ本月三日孰モ命セラレタリ

○司法

◎死刑執行　名古屋市南區直來町四丁目三十八番地北村六市ハ强盜殺人、强盜、竊盜、詐欺ノ罪ニ付昨八年四月十三日札幌控訴院ニ於テ死刑ノ言渡ヲ受ケ確定シタル處本月八日執行セラレタリ(司法省)

○警察

◎豫約出版履行　昭和七年十二月九日土屋義衞ヨリ警視廳へ屆出テタル「日本醫籍錄」ノ豫約出版ハ之ヲ履行シタル旨屆出テタリ(警視廳)

◎出火　本月十三日午前二時三十二分東京市下谷區谷中三崎町五十三番地谷中小學校ヨリ出火木造二階建校舍一棟全燒セリ(警視廳)

○褒賞

◎褒狀下賜　公益ノタメ私財ヲ寄附セシ廉ヲ以テ昭和九年五月五日褒狀ヲ下賜セラレタル者左ノ如シ(賞勳局)

勳六等　眞藤愼太郎
昭和八年七月縣社鷲岡神社へ石燈籠一對寄附ス仍テ褒章條例ニ依リ之ヲ表彰セラル
大垣市岐阜町　平松　みつ
昭和八年五月大垣市立診療所へギバ七五型レントゲン裝置一式外九點寄附ス(以下前同文)
山口縣厚狹郡二俣瀨村　永山憲一郎
昭和六年三月宇部市市有地トシテ土地五畝二十五歩餘共同寄附ス(以下前同文)
宇部市大字中宇部　梶山　文作
昭和六年三月宇部市市有地トシテ土地五畝二十五歩餘共同寄附ス(以下前同文)
東京市小石川區大塚窪町　遠藤　定吉
昭和八年二月鄕社豐玉姬神社へ鳥居一基寄附ス(以下前同文)

○陸海軍

◎戰地其他死亡者　戰地其他ニ於ケル陸軍軍人軍屬ノ死亡者左ノ如シ(陸軍省)

昭和九年四月一日名古屋第三師團司令部留守部ニ於テ自殺
埼玉縣北葛飾郡櫻田村字八甫千三百六十一番地
陸軍砲兵曹長　更科　吾助
同五日齊々哈爾衞戍病院ニ於テ病死
大阪府南河內郡加賀田村大字加賀田十一番屋敷
陸軍航空兵伍長　中野　義雄
同日滿洲國吉林省ニ於テ病死
岐阜縣惠那郡阿木村飯沼四十九番地
陸軍步兵上等兵　鷹見　象一
同日廣島衞戍病院ニ於テ病死
栃木縣下都賀郡小山町大字小山二千二百六十八番地
陸軍步兵一等兵　椎名　三吉
同六日滿洲國奉天省ニ於テ戰死
千葉縣君津郡中川村横田千百四十八番地
陸軍步兵上等兵　宗政　武夫
同七日滿洲國奉天省ニ於テ戰死
山梨縣東山梨郡綿塚村九百四番地
同　吉澤　晴芳
同日齊々哈爾衞戍病院ニ於テ病死
長野縣上高井郡小布施村大字押羽五百九十八番地
陸軍砲兵上等兵　富岡　俊助
同八日奉天衞戍病院安東分院ニ於テ戰傷死
同縣南安曇郡高家村五千四百二十二番地
陸軍步兵伍長　降籏　正人
同日哈爾賓衞戍病院ニ於テ病死
島根縣松江市雜賀町三百十八番地
陸軍步兵上等兵　池田　靈光
同日拉法衞戍病院ニ於テ病死
愛媛縣伊豫郡南山崎村大字上唐川甲四百三十八番地ノ一
同　田中　讓
同九日拉法衞戍病院ニ於テ病死
岡山縣吉田郡阿波村三千九百五十四番地
同　林　文雄
同十二日遼陽衞戍病院ニ於テ病死
千葉縣安房郡千倉町忍戶四百六十三番地
同　高木長之助
同日龍山衞戍病院ニ於テ病死
鹿兒島縣薩摩郡高城村大字湯田五千百三十番地
陸軍砲兵上等工長　樋口　武夫
同十四日滿洲國吉林省ニ於テ不慮ノ事故ニ因リ死亡
兵庫縣朝來郡梁瀨町小谷十八番屋敷
陸軍步兵上等兵　池本　敎士
同十五日滿洲國奉天省ニ於テ不慮ノ事故ニ因リ死亡
東京府東京市板橋區下赤塚町二千六百八十三番地
陸軍步兵一等兵　本橋　庫三
同十七日滿洲國吉林省ニ於テ病死
兵庫縣赤穗郡高田村西野山十五番地ノ二
陸軍步兵上等兵　深澤　高昌
同十八日滿洲國吉林省ニ於テ不慮ノ事故ニ因リ死亡
新潟縣東頸城郡牧村大字原九百五十一番地
軍屬　金井林之助
同日哈爾賓衞戍病院ニ於テ病死
兵庫縣城崎郡五莊村福田千四十二番地
陸軍步兵上等兵　垣江順治郎
同十九日滿洲國吉林省ニ於テ不慮ノ事故ニ因リ死亡
長野縣小縣郡青木村大字村松五百六十九番地
陸軍步兵伍長　本田　健一
同日鳥取衞戍病院ニ於テ病死
兵庫縣神崎郡瀨加村下牛尾百五十七番邸
陸軍三等看護長　岡本　實
同二十日松江衞戍病院ニ於テ病死
鳥取縣東伯郡小鴨村大字小鴨四百三十三番地
陸軍步兵上等兵　森　文市
同二十一日滿洲國吉林省ニ於テ戰死
熊本縣上益城郡津森村字小谷五百三十三番地
軍屬　富永　三生
同二十三日滿洲國吉林省ニ於テ戰死
宮城縣桃生郡鷹來村矢本字穴尻二百二十番地
陸軍工兵特務曹長　武田　常藏

第2209号　本文

同二十五日新京衛戍病院ニ於テ不慮ノ事故ニ因リ死亡
陸軍航空兵特務曹長　足立順市
岐阜縣稻葉郡各務村各務二千五百十三番地

◉後備役編入　去月一日豫備役陸軍將校、同相當官ノ後備役ト爲リタル者左ノ如シ（陸軍省）

陸軍中將　今西甚五郎　陸軍憲兵少佐　光武作市
陸軍憲兵大尉　高瀬圓治　同　幸坂九十九
陸軍歩兵大佐　沖三雄　同　十時惟孝
同　小柳亮一　同　高園竹一
陸軍歩兵中佐　塚林琴　同　加來和市
同　志賀又一郎　同　中島時治
同　野中大一　陸軍歩兵少佐　河田吾介
同　松尾房次郎　同　權藤晉作
同　志賀浪四郎　同　松田啓介
同　本多愛吉　同　原身武
陸軍歩兵大尉　清水吉之助　同　吉田烝
同　坪倉眞次郎　同　橋口八郎
同　雄城源作　同　山田益信
同　近藤豊門　同　末次善次
同　岩山冨三　陸軍歩兵中尉　吉村宗吉
同　三浦成治　陸軍歩兵少尉　石野功寛
同　濵口清晴　同　伯野信夫
同　戸倉勝人　同　生永正信
同　森下次郎　同　佐竹清
同　福田正作　同　中村稔
同　足立寛二　同　伊藤清
同　佐藤鉄雄　同　西村忠雄
同　福島任太郎　同　大沼隆法
同　岡田三郎　同　局万治
同　廣瀬孝次　同　尾形喜代三郎
同　新村隆二　同　許田益樹
同　小田治見　同　中村茂
同　柴田良一　同　竹内初男
同　末嶋榮　同　藤山豊
同　綾部美年　同　山本巖
同　永嶋作市　同　末松一幹

同　山田元三郎　同　中ノ子安八
同　梅原一夫　同　越知榮
同　藤岩吉　同　早原恒夫
同　正岡直彦　同　花田胤弘
同　和田政雄　同　鳥飼利男
同　竹泉正久　同　關德平
同　高橋政義　同　滿島進
同　清水知人　同　牛方安丸
同　野村順學　同　平山盛重
同　浦田二郎　同　浦部龍三郎
同　藤井堯　同　有江好春
同　熊野武雄　同　山口喜代壽
同　山本保男　同　小林正人
同　福嶋房一　同　寺田武夫
同　江崎作四郎　同　本山三一
同　桑原周一　同　森槌ノ與
同　長池玄一　同　泉田隆一
同　杉本正雄　同　吉居照雄
同　淺岡元哲　同　中村實
同　平部良和　同　江口辰次
同　今村勝實　同　大薮茂人
同　谷口信一郎　同　角健一
同　山田武男　同　緒方玄
同　立石長七　同　松尾稔
同　中山熊勇　同　平間滋
同　御所輝次　同　藤武猛
同　田林道後　同　吉開義雄
同　高山大一郎　同　高添多吉
同　合瀬文夫　同　川崎實生
同　本松榮　同　鵜正稀
同　横山清理　同　古賀三治
同　坂本榮一　同　栗原定雄
同　藤戸英雄　同　德永嶺誠
同　副島茂三郎　同　大坪照雄
同　平野榮　同　山口光雄
同　後藤康夫　同　安武一夫
同　河村三郎　同　山川俊雄
同　中冨志米男　同　江口體
同　堀田武司　同　川原嗣次郎
同　大川直人　同　永松哲四郎
陸軍騎兵大尉　田崎守雄　陸軍騎兵少尉　楠根宗生
同　園田武夫　同　則松晧一
同　釜瀬富士雄　同　谷種記

同　田口爲之　同　中田健治
同　古賀謙八　同　田嶋純三
同　定松秀雄　同　深町憙人
同　塚本利定　同　岩尾敏治
同　高椋道夫　陸軍砲兵大佐　藤井靜也
同　山本定房　陸軍砲兵中佐　岩佐圓助
同　加藤正三郎　同　小林萬里
陸軍砲兵少佐　村上武人　陸軍砲兵大尉　末本卯之吉
陸軍砲兵少尉　上野武　同　豊永幸二郎
同　廣渡一男　同　高崎昇
同　入江正見　同　加來琴治
同　林照雄　同　高力治哉
同　木下肇　同　橋本實結
同　緒方九洲男　同　原勝治
同　阿部玄三　同　河合宗太郎
同　大庭顯敏　同　原田治郎
同　岡田壽彦　同　春日信
同　河田旭　同　藤野賢六
同　中田健吾　同　石田良吉
同　鍋山怡一　同　矢野謙三
同　林與之助　同　高津英雄
同　長野賴男　同　白土淸臣
同　瓜生一夫　同　大原友幸
同　福永俊一　同　廣橋龍合
同　小畠勇　同　池浦眞三
同　小金丸岩三　同　淵本一
同　森山龍藏　同　岡部利邦
同　岡澤馨　同　村上春雄
同　安田嶠助　同　福本駿
同　田中三之助　同　飛永時德
同　辻三四一　同　合田直男
同　伊野松治　同　高橋收二
同　高橋二郎　同　笹野竹一
同　田川鷹二　同　吉富豊
同　中川清　同　武藤一郎
同　赤司禮三　同　宮崎忠雄
同　堤廣一　同　鵜丸彥四郎
同　中村英一　同　久保正刀
同　菊竹健一　同　藤崎四郎
同　副島茂　同　城崎四郎
同　北村康　同　尾關通尙

同　秋山清人　同　大石太郎
同　西村勝人　同　古賀弘
同　諸岡輝彥　同　佐藤敏之
同　梶村武　同　緒方忠雄
同　永瀬二六　同　竹原登美吉
同　鶴澤萬壽雄　同　富安武雄
陸軍工兵少尉　中間友誼　同　山賀孝造
同　小倉半　同　市岡池憲
同　白川重比古　同　藤野新吾
同　周防里海　同　安藤廣喜
同　古川浩介　同　原田壽
同　芹野俊雄　同　豊島豊
同　脊戸勝美　同　提嶋芝生
同　中倉閏八　同　柴田秀雄
同　高比良末松　同　秋年實
同　佐護公明　同　源五郎丸佐源次
同　井手博　同　内田收
同　中野隼太　同　小野司一
同　小川進　同　青柳良雄
陸軍航空兵少尉　持田慶助　同　町田民一
陸軍輜重兵大佐　植村和暢　同　林理一
陸軍輜重兵少尉　白根運夫　同　左脇五郎
同　住永久雄　同　西牟田靜馬
同　重富俊平　同　松熊久俊
同　鳴谷卓朗　同　市川豊見
同　大神謙次郎　同　松尾三郎
同　末次不二彥　同　内田親雄
同　岡部一郎　同　佐藤潤一
同　柿原又男　同　瀬戸口光二
同　堀内正利　同　角田穰藏
同　工藤秉治　同　小林峰雄
同　渡邊巽　同　田中純男
同　山口安男　同　日野忠雄
同　中村三郎　同　空閑兵暢
陸軍三等主計　濵田安夫　同　岡田一二
同　岩山貢　同　城戸久
同　前田隆一　同　中牟田喜久雄
同　野島德治　同　馬渡甚一
同　角田和範　同　藤田彥次郎
同　永田貢　同　細見捷三
同　吉村正名　同　成淸孝吉

同　落合良一　同　石橋三郎
陸軍一等軍醫正　恒遠新　陸軍三等藥劑正　山田熹助
陸軍一等軍醫　澁江柳次郎　陸軍三等軍醫　龜田彰一
同　富久三郎　同　德永昌樹
同　伊東幸生　同　野口正幸
陸軍三等藥劑官　武山文夫　同　中尾昌輔
同　仁田良造　陸軍三等獸醫　江原貞雄
同　渡邊芳壽　同　松岡寅雄

◉退役編入　去月一日後備役陸軍將校、同相當官ノ退役ト爲リタル者左ノ如シ（陸軍省）

陸軍中將　西川虎次郎　陸軍少將　久米猪一
同　杉山正之　陸軍歩兵大佐　篠尾良重
同　城戸崎益治　同　永松三郎
同　伊吹元五郎　同　平田早苗
陸軍歩兵中佐　林雅介　同　南野龍吉
同　岩井次　同　牧瀬太郎
同　島瀧五郎　同　東虎嘯
同　高柳常一　陸軍歩兵少佐　吉田恒夫
同　荒木清治　陸軍歩兵大尉　河原喜太郎
同　渡邊三郎　同　中關淳太郎
同　馬淵諒吉　陸軍歩兵中尉　石松七郎
同　太田曾我夫　同　溝口陽介
同　松岡金太郎　同　末永永次郎
同　寺島鐵一　同　眞海三郎
同　森儀八郎　同　森進
同　笠貢　同　秀德忠次
同　田代鎭之介　同　木下齊
同　厨源治郎　同　中村雪之助
同　大庭善三　陸軍歩兵少尉　芳賀三八
同　白石六合丸　同　山田與志雄
同　松本光佳　同　赤司繁人
同　横山宇平　同　中井明夫
同　田中雪夫　同　蒼下三朗
同　岡本吉郎　同　上田國雄
同　清水新一郎　同　山下盛藏
同　十時稔　同　守部清
同　園田義之　同　田中伊三次
同　小金丸唯次郎　同　辻長次郎

同　柳原荒榮　同　籾井重五郎
同　高島崇　同　瓜生眞夫
同　桃崎俊一　同　石藏久
同　肥塚長博　同　竜口繁男
同　小金丸茂藏　同　山崎淸一郎
同　福本喜與松　同　益川菊太郎
同　相川筆太郎　同　桑原熊右衛門
同　中原隼太　同　浦川俊光
同　淺川英次郎　同　松隈政憲
同　前園新助　同　倉重喜平
同　金崎純一　同　古賀忠一
同　山本五郎　同　城島豊
同　堤勇　同　中村公直
同　泉保四郎　同　野田勘次
同　藤崎熊一　同　渡邊喜
陸軍騎兵少尉　西正之　陸軍砲兵中佐　水野藲三
同　西原廣之助　陸軍砲兵少佐　山崎正忠
同　酒井敏次　同　大野德太郎
陸軍砲兵大尉　石川三郎　陸軍砲兵中尉　木本專二
同　花田正市　同　浦田鐵二郎
同　山崎芳雄　同　原野褒太郎
同　中里敏郎　陸軍砲兵少尉　弘中庶志
同　笠原壽三郎　同　木原立藏
同　谷口熊次郎　同　河原万次郎
同　谷元一　同　柴田知巳
同　森山茂　同　田崎四郎
同　永渕正敍　同　豊福福雄
同　松木貞幹　同　上田金市
陸軍工兵大尉　畑中榮次郎　陸軍工兵少尉　作花喜平
同　佐々木右馬二郎　同　中西駿逸
同　佐々木佐一　同　大坪義隆
同　島正友　同　合原一
同　江口勢太　同　井上權市
陸軍輜重兵中佐　眞野宗太郎　陸軍輜重兵中尉　石隈長輔
陸軍輜重兵少尉　古賀武德　同　松尾良助
同　上野義治　同　本田善祐
同　野田傳三　同　辻正
同　兒玉貫之　同　関眞樹
同　古賀令之　同　田中茂

陸軍一等主計正　糸山靜一　陸軍三等主計正　岡崎節太郎
陸軍二等主計　佐藤卓郎　陸軍三等主計　小森廉
同　原田保文　同　伊藤秀三郎
同　坂讓　同　日下部貞彥
同　森田秀雄　同　島田興彌
同　松田麒造　同　水町喜一郎
陸軍二等軍醫正　古川義一　陸軍二等藥劑正　北島伊六
陸軍三等軍醫正　石田吉治　陸軍一等軍醫　中野隆輔
同　森田之茂　同　原理策
同　一番ケ瀬良作　陸軍一等藥劑官　金堂円
陸軍二等軍醫　光畑三郎　同　岸原信吉
同　冨永甚三郎　陸軍二等藥劑官　古川榮一
陸軍三等軍醫　福村龜二　同　佐藤次郎
同　弓場仁壽　同　花田清
同　白壁惠内　同　篠原義治
同　高橋喜代志　同　進藤仲治
同　堤辰郎　陸軍三等藥劑官　吉田豊馬
陸軍二等獸醫　田中時次郎　陸軍三等獸醫　空閑鉄馬
同　本田清春　同　小宮繁男

◉練習生卒業　呉海軍病院ニ於テ本月五日第三十一期普通科看護術練習生ニ卒業ヲ申渡セリ其職氏名左ノ如シ（海軍省）

海軍一等看護兵　山根富士男　同　關谷治人
同　川村勳　同　小縣永三
同　宮北元吉　同　溝上亨
同　山内正三　同　植田繁美
同　末田昇　同　木元定
同　池田信司　同　酒井文雄
同　山崎久次郎　同　吉田雄市
海軍二等看護兵　今井鍵四郎　同　居藏孝三
同　橋田利之助　同　山口忠雄
同　加門鐵夫　同　衣笠正一
同　廣瀬正一　同　永田美喜男
同　久保益男　同　玉置正一
同　中井彥松　同　木村登
同　川西英夫　同　川原杢一
同　市川隼人　同　植田正三

同　樅本俊登　同　佐々木勝曠
同　馬屋原茂　同　田中時春
同　福山源一　同　山本康隆
同　和西孝正　同　川端傳一
同　西岡義明　同　西川忠夫
同　青木孝男　同　田中勇
同　伊藤博夫　同　行保豐博
同　佐鹿義雄　同　荒川秋年
同　高坂末雄　同　坍和逸次
同　岩崎松次郎　同　今井茂

○學事

◉東京帝國大學理學部附屬植物園觀覽規則　東京帝國大學ニ於テ同學理學部附屬植物園觀覽規則ヲ左ノ通改正セリ（文部省）

第一條　理學部附屬植物園ハ東京帝國大學職員及學生生徒ノ植物學ヲ實地ニ研究スル所トス

第二條　本園ハ一月一日ヲ除キ左ノ時間内ニ於テ觀覽ヲ許可ス但シ臨時ニ觀覽ヲ謝絶スルトキハ門外ニ之ヲ掲示ス

自四月一日 至四月三十日	午前六時ヨリ午後五時三十分迄
自五月一日 至八月三十一日	午前六時ヨリ午後六時迄
自九月一日 至九月三十日	午前七時ヨリ午後五時迄
自十月一日 至十一月三十日	午前七時ヨリ午後四時三十分迄
自十二月一日 至二月末日	午前八時ヨリ午後四時迄
自三月一日 至三月三十一日	午前七時ヨリ午後五時迄

溫室ノ觀覽ハ毎日曜日、祝祭日並ニ土曜日正午ヨリトス但シ臨時ニ觀覽ヲ許可スルコトアルベシ

山草、栽培所其ノ他ハ時宜ニ應ジ觀覽ヲ許可ス

第三條　東京帝國大學職員及學生生徒ヲ除ク外觀覽者ハ必ズ觀覽券ヲ携フベシ但シ學生生徒ハ入園ニ際シ學生證又ハ生徒證ヲ提示スベシ

第四條　本園ニ於テ適當ト認メタル者ニハ特許證ヲ交付シ學術研究上便宜ヲ與フルコトアルベシ

第2209号　本文

第五條　觀覽券ノ種類竝ニ其ノ料金左ノ如シ但シ滿六歳以下ノ小兒ハ無料トス
普通觀覽券　一人ニ付　金十錢
特別觀覽券（溫室、山草栽培所其ノ他）
一人ニ付各所　金五錢
二十回觀覽券　一册　金一圓四十錢
五十回觀覽券　一册　金三圓

第六條　團體ノ入園ハ諸學校學生生徒ハ十名以上ニシテ教員之ヲ引率スルコトヲ要ス一般公衆團體ハ五十名以上ニシテ本園ニ於テ適當ト認ムル責任者之ヲ引率スルコトヲ要ス
團體ノ觀覽料左ノ如シ
諸學校學生生徒
普通觀覽料　一人ニ付　金三錢
特別觀覽料（溫室、山草栽培所其ノ他）
一人ニ付各所　金二錢
一般公衆
普通觀覽料　一人ニ付　金五錢
特別觀覽料（溫室、山草栽培所其ノ他）
一人ニ付各所　金三錢

第七條　左ノ事項ニ該當スル者ハ觀覽ヲ謝絶シ又ハ園外ニ退去セシムベシ
一　相當附添者ナキ十歳未滿ノ小兒
二　泥醉者、瘋狂者其ノ他人ノ嫌惡スル疾病ヲ有スル者
三　風俗ヲ害シ秩序ヲ亂ス虞アル者
四　園內ニ於テ飮酒、放歌、吟誦其ノ他喧噪ノ所爲アル者
五　足駄又ハ日和下駄ヲ穿チ若ハ畜類ヲ牽ク者
六　園內ノ揭示事項ニ違背シ又ハ係員ノ制止ニ應ゼザル者

第八條　園內ノ植物ハ縱令自生ノモノト雖モ許可無クシテ猥リニ採切スルコトヲ得ズ

第九條　園內ノ樹木、花卉其ノ他設備物品等ニ損害ヲ加ヘタル者ハ相當ノ賠償ヲ爲スベシ但シ其ノ所爲ニシテ故意ニ甚クモノト認ムルトキハ其ノ筋ニ申告スルコトアルベシ

第十條　觀覽券ハ所定ノ販賣人ヲシテ之ヲ販賣セシム

第十一條　前各條ノ外觀覽者ニ必要ナル事項ハ隨時之ヲ園內ニ揭示ス

附　則

一　本規則ハ昭和九年四月十一日ヨリ之ヲ施行ス
一　大正十二年六月制定ノ現行理學部附屬植物園觀覽規則ハ本規則施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス
既發ノ回數券ハ新回數券ト交換ス但シ舊券一枚ヲ以テ新券二枚ニ換算ス交換期日ハ六月末日迄トス

◉學位授與　新潟醫科大學ニ於テ本月四日新潟縣川田達弥ニ醫學博士ノ學位ヲ授與セリ（文部省）

◉記念日祝賀式　九州帝國大學ニ於テ本月十一日記念祝賀式ヲ行ヘリ同日午前十時同學職員、學生生徒式場ニ整列總長ノ大學令第一條朗讀及式辭アリ終テ九州帝國大學ノ萬歳ヲ祝シ退散セリ（文部省）

◉特選給費學生命令　東北帝國大學ニ於テ左記ノ者ニ對シ頭書ノ期間特選給費學生ヲ命セリ（文部省）
自昭和九年四月一日至同十年三月三十一日　大學院　上原　弘衞
同　同　齋藤　秀夫

◉學士試驗合格者　北海道帝國大學ニ於テ本月十日附理學部地質學鑛物學科山內敬信ニ學士試驗合格證書ヲ授與セリ（文部省）

◉入學許可竝取消等　廣島高等師範學校及松本、山口、山形、弘前、松江、大阪、靜岡各高等學校ニ於テ孰モ曩ニ入學ヲ許可セル者ノ內其許可ヲ取消シタル者及補缺入學ヲ許可セル者等ノ氏名左ノ如シ（文部省）

◉廣島高等師範學校
補缺入學許可
文科第三部乙　田中　毅

◉松本高等學校
補缺入學許可
文科乙類　樋口　泰三
理科甲類　角南　二郎

◉山口高等學校
入學許可取消
文科甲類　上田　潤　柳井　恭雄
補缺入學許可
文科乙類　原田　隆介　松田　信
轉　類
文科乙類ヨリ同甲類ヘ　井上　博　金子　二郎

◉山形高等學校
入學許可取消
文科甲類　村田　正
文科乙類　有我　健一郎
理科甲類　相澤　正　中村　敏夫　松居　武監　富樫　政雄
理科乙類　中村　治雄　吉田　五郎　大谷　正宣
補缺入學許可
文科甲類　赤間　道議
文科乙類　森　幸一　鹿野　利男　里見　禎二　山下　弘
理科甲類　赤松　弘　石川　正保　渡邊　總夫　馬場　逸郎　工藤　太刀朗
理科乙類　高萩　浩　渡部　泰治
編入替
理科甲類ヨリ同乙類ヘ　村里　正六

◉弘前高等學校
入學許可取消
文科甲類　流石　英紀
文科乙類　板垣　政治　長谷川　義典
理科甲類　林　了　神戸　昇
理科乙類　嵯峨　亮司　奈良　大吉　菅原　巳記雄
補缺入學許可
文科乙類　板橋　三郎　佐野　弘　內山　宣勇　山崎　寬一
理科甲類　吉田　整
理科乙類　石坂　勝吉　佐藤　誠治　東野　貫一郎　川崎　潔　田嶋　武之助　和田　博行
轉　類
文科乙類ヨリ同甲類ヘ　中道　一次
理科乙類ヨリ同甲類ヘ　淡輪　靖

◉松江高等學校
入學許可取消
文科甲類　中居　幹夫　小笠原　隆長
理科甲類　長沼　正夫
理科乙類　中臺　靖昌　牧野　辰雄
補缺入學許可
文科乙類　岡田　季輝
理科甲類　三宅　俊一郎　松山　雄吉　家原　政夫　重野　德夫
轉　類
文科乙類ヨリ同甲類ヘ　恩田　正人
理科甲類ヨリ同乙類ヘ　森　新太郎　千田　菊麿

◉大阪高等學校
補缺入學許可
文科乙類　山崎　榮一　須賀　健二

◉靜岡高等學校
入學許可（特科生）
文科乙類　張　信福
入學許可取消
文科甲類　岡野　吉司
補缺入學許可
文科甲類　田中　恒男

○財　政

◉國債額　昭和九年四月末國債額左ノ如シ（大藏省）

名稱	三月末現在額（圓）	四月中發行額（圓）	四月中償還額（圓）	四月末現在額（圓）
五分利公債	一,八六九,一四五,三三五・〇〇〇	二五・〇〇〇	五二五・〇〇〇	一,八六九,一四四,八三五・〇〇〇
特別五分利公債	一二〇,八一六,八〇〇・〇〇〇	〇	五〇・〇〇〇	一二〇,八一六,七五〇・〇〇〇
甲號五分利公債	三九六,六九八,三五〇・〇〇〇	〇	〇	三九六,六九八,三五〇・〇〇〇
第一回四分利公債	一六四,九二五,七五〇・〇〇〇	〇	二,二五〇・〇〇〇	一六四,九二三,五〇〇・〇〇〇
第二回四分利公債	九四,六〇二,一五〇・〇〇〇	〇	六〇〇・〇〇〇	九四,六〇一,五五〇・〇〇〇
四分利公債	八,一四五,五五〇・〇〇〇	〇	〇	八,一四五,五五〇・〇〇〇
五分利國庫債券	二,三三〇,七四九,一五〇・〇〇〇	〇	〇	二,三三〇,七四九,一五〇・〇〇〇
四分半利國庫債券	七一五,〇〇〇,〇〇〇・〇〇〇	〇	〇	七一五,〇〇〇,〇〇〇・〇〇〇
四分利國庫債券	一,〇三四,四五七,〇五〇・〇〇〇	〇	〇	一,〇三四,四五七,〇五〇・〇〇〇
內國債計	六,七二四,四四〇,一二五・〇〇〇	二五・〇〇〇	三,四二五・〇〇〇	六,七二四,四三六,七二五・〇〇〇
第一回四分利付英貨公債	九一,三三七,七四六・五〇〇（九,三五五,五〇〇磅）	〇	〇	九一,三三七,七四六・五〇〇（九,三五五,五〇〇磅）
五分利付英貨公債	二三三,六七〇,九八九・三二〇（二三,八〇七,六四〇磅）	〇	〇	二三三,六七〇,九八九・三二〇（二三,八〇七,六四〇磅）
四分利付佛貨公債	一六〇,九九六,二五七・〇〇〇（四一六,〇一一,〇〇〇法）	〇	〇	一六〇,九九六,二五七・〇〇〇（四一六,〇一一,〇〇〇法）
第二回四分利付英貨公債	一〇五,四二八,六八四・四〇〇（一〇,七九八,八〇〇磅）	〇	〇	一〇五,四二八,六八四・四〇〇（一〇,七九八,八〇〇磅）
六分半利付米貨公債	二四三,二〇五,二三三・四〇〇（一二一,二三八,九〇〇弗）	〇	〇	二四三,二〇五,二三三・四〇〇（一二一,二三八,九〇〇弗）
六分利付英貨公債	二三八,八六六,八三三・一九五（二三,四四二,二六五磅）	〇	〇	二三八,八六六,八三三・一九五（二三,四四二,二六五磅）
五分半利付英貨公債	一二三,〇三六,五二三・七〇〇（一二,四九九,九〇〇磅）	〇	〇	一二三,〇三六,五二三・七〇〇（一二,四九九,九〇〇磅）
五分半利付米貨公債	一四二,四二六,〇〇〇・〇〇〇（七一,〇〇〇,〇〇〇弗）	〇	〇	一四二,四二六,〇〇〇・〇〇〇（七一,〇〇〇,〇〇〇弗）
南滿洲鐵道株式會社英貨社債	九七,六三〇,〇〇〇・〇〇〇（一〇,〇〇〇,〇〇〇磅）	〇	〇	九七,六三〇,〇〇〇・〇〇〇（一〇,〇〇〇,〇〇〇磅）
外國債計	一,四一四,五九八,二六七・五一五	〇	〇	一,四一四,五九八,二六七・五一五
合計	八,一三九,〇三八,三九二・五一五	二五・〇〇〇	三,四二五・〇〇〇	八,一三九,〇三四,九九二・五一五
外ニ				
大藏省證券	〇	〇	〇	〇
米穀證券	五四五,六四五,九四四・二〇〇	三五六,九五九,五九七・〇二〇	三四六,六四六,三四四・二〇〇	五五五,九五九,一九七・〇二〇

○産　業

◉外國保險會社ノ日本ニ於ケル代表者及事業ノ本據變更　「ローヤル、インシュランス、コムパニー、リミテッド」ハ其日本ニ於ケル代表者ロバート、ゴウランド、ベルヲ解任シ東京市京橋區京橋一丁目二番地七ジョーヂ、ビスプハムヲ其後任トシテ選任シ尙ホ日本ニ於ケル事業ノ本據ヲ橫濱市中區山下町二十三番地ヨリ東京市京橋區京橋一丁目二番地七ニ變更セシ旨屆出アリタリ（商工省）

◉度量衡器製作營業免許等　昭和九年一月乃至三月中度量衡ニ關シ免許、認可、免許狀書換、免許狀更正及免許狀返納アリタルモノ左ノ如シ（商工省）

製作免許

種別	免許番號及其月日	營業所位置	氏名又ハ名稱
計量器	第五一一號 二月二十二日	東京府東京市京橋區銀座六丁目三番地ノ三	株式會社岡原計器製作所
衡器	第三九九號 三月十四日	京都府京都市東山區本町七丁目二十八番地	松田　卯三郎
量器	第四〇〇號 同二十二日	同府同市中京區西之京南町十二番地	株式會社富永製作所

製作營業所新設

種別	認可月日	新設營業所位置	府縣	氏名又ハ名稱
度器	三月二十六日	從タル營業所東京府東京市荒川區三河島町七丁目七百十番地	東京	株式會社玉屋商店
衡器	同三十日	同大阪府大阪市南區六万體町五千九十一番地	大阪	中川　恒三郎

製作營業所位置變更

種別	認可月日	新舊營業所位置	府縣	氏名又ハ名稱
衡器	一月十一日	（新）大阪府大阪市大正區南恩加島町一番地（舊）同府同市浪速區船出町二丁目二十二番地	大阪	株式會社久保田鐵工所機械部
計量器	二月八日	（新）東京府東京市瀧野川區瀧野川町六百六十三番地（舊）同府同市本鄉區千駄木町二百十番地	東京	東京計量器製造合資會社
量器	同十五日	（新）從タル營業所東京府東京市京橋區銀座西七丁目三番地（舊）同府同市麴町區丸ノ內一丁目六番地ノ二	大阪	株式會社大阪機械工作所
計量器	三月五日	（新）從タル營業所大阪府大阪市北區中之島七丁目六十番地（舊）同府同市西區靱下通一丁目十三番地	兵庫	帝國酸素株式會社
衡器	同六日	（新）同福岡縣門司市新町一丁目千百十二番地（舊）同同縣同市櫻町二丁目千六百八十九番地	東京	大正製作株式會社
計量器	同十五日	（新）同長崎縣佐世保市福石免千五百三十五番地（舊）同同縣同市同千六百番地	兵庫	帝國酸素株式會社

製作免許狀書換

種別	書換月日	書換事由	府縣	氏名又ハ名稱
量器	三月十四日	相續	東京	城塚源藏相續人 城塚　良治

製作免許狀更正

種別	更正月日	更正事由	府縣	氏名又ハ名稱
量器	三月十二日	改名	京都	（新）柳本　富五郎（舊）柳本　富太郎

製作免許狀返納

種別	免許狀番號	返納月日	返納事由	府縣	氏名又ハ名稱
量器	第一七三號	一月六日	營業廢止	福井	笹野　伊三吉
衡器	第一六〇號	二月二十四日	期間滿了	京都	松田　彌太郎
計量器	第一八號	同二十六日	營業廢止	東京	岡原　義二
量器	第三一七號	三月二日	同	同	碇　德太郎

○遞　信

◉郵便振替貯金加入承認取消　左記郵便振替貯金加入者ハ郵便振替貯金規則第八十二條ニ依リ今十六日限加入承認ヲ取消ス（遞信省）
東京三一三四一番　東京市中野區江古田四ノ一五一五
中野高等無線電信講習所　高木　章

○衛　生

◉上海傳染病報告　本件ニ關シ在上海防疫官櫻田五郎ヨリ左ノ如ク報告アリタリ（內務省）

地名	期間	病名	患者	死者
上海	自四月二十二日 至同二十八日	猩紅熱	一九	一
	〃	痘瘡	二八	九
本年初發以來累計	〃	猩紅熱	三二四	三六
	〃	痘瘡	五四七	二〇四

第2209号　本文

帝國議會

○貴族院

◉選擧人名簿配付　本月四日貴族院子爵議員補闕選擧ノ詔書ヲ發セラレタルニ付貴族院伯子男爵議員選擧規則第十六條第二項及第六條ニ依リ昨十五日貴族院子爵議員補闕選擧人名簿ヲ調製シテ木戸宗秩寮總裁ヨリ子爵ニ配付セリ（宮內省）

在外公館報告

◉英領馬來護謨市況　本件ニ關スル本月十三日着新嘉坡駐在總領事田村貞治郎電報左ノ如シ（外務省）

國際護謨制限委員會ハ過般成立ヲ見タル國際協定ニ基キ各加盟國ノ本年六月以降十二月末ニ至ル各月ノ輸出割當量ヲ今般左ノ通決定六月一日ヨリ之ヲ實施スルコト、爲レリ

六、七月ハ基準數量ノ十割、八、九月九割、十、十一月八割、十二月七割、右割當率ニ依リ馬來ノ輸出許可量ハ前記各期間ニ付夫々六、七月八萬四千噸、八、九月七萬五千六百噸、十、十一月六萬七千二百噸、十二月二萬九千四百噸、合計二十五萬六千二百噸ト見積ラル　因ニ本年上三月間ノ馬來國內產護謨ノ實際輸出量ハ合計十二萬三千四百噸ニテ一月平均約四萬一千噸ニ上リ居レリ

當地市場ハ月初協定成立以來相場暴騰ヲ續ケ三日現物二十四仙半ト一時ニ二十五仙關門突破豫想セラレタルモ右割當率發表ノ結果實際制限率カ當初ノ豫想ニ反シ比較的寡少ニテ差當リ急激ノ供給減退モ望薄トノ悲觀的觀測行ハレ九日二十二仙臺ニ反落目下市場人氣一般ニ沈靜

◉獨國商況　本件ニ關スル本月十二日着伯林駐在商務書記官長井亞歷山電報左ノ如シ（外務省）

日貸四%乃至四%四分ノ一圓七十五「ペニッヒ」物價指數五月二日九五、九失業者數五月一日百六十一萬獨逸爲替管理局ハ三日以降五月中ノ輸入ニ關シ爲替許可限度ヲ二割五分ニ銀行引受信用上利用限度ヲ五割ニ制限發表貸金屬竝ニ紡織原料及半製品買付禁止期間ハ本月二十一日マテ延長セラル　AEG社一九三三年度業績二千六百五十萬麻克缺損　大豆五磅五志、大豆油十三磅五志、羽二重越前九九佛法、加賀八二佛法、毛織絲四五片半、硫安六磅十七志六片

觀象

◉全國氣象表（正午觀測）

（備考）氣溫ノ部ー印ハ氷點下ノ度ヲ示シ降水量ハ當日午前六時ヨリ翌日午前六時迄ノ總量ナリ

五月十二日 地名	氣壓(粍)	風向	風速(米)	氣溫(攝氏)	天氣	降水量(粍)
臺北	760.3	東	5	25	曇	1
那覇	759.9	北	3	23	快晴	—
鹿兒島	758.3	西	3	24	晴	—
高知	758.2	東	2	21	雨	39
大分	758.3	東北東	3	23	曇	—
多度津	758.4	靜穩	1	20	雨	—
廣島	758.2	南西	3	22	晴	—
大阪	758.9	靜穩	1	21	雨	25
長崎	758.6	西南西	2	22	曇	—
福岡	758.7	北北西	3	23	煙霧	—
濱田	758.8	西北西	2	20	曇	2
名古屋	760.6	南南東	5	20	雨	23
横濱	760.9	南南西	6	22	曇	18
東京	760.8	南	5	22	曇	15
銚子	761.3	南南西	10	21	曇	2
長野	757.9	西	4	23	薄曇	11
前橋	760.9	南	2	21	雨	5
宇都宮	760.9	南南東	2	23	曇	4
福島	760.4	東	2	22	曇	1
福井	758.4	靜穩	1	22	曇	20
新潟	758.9	南	6	22	雨	6
秋田	759.5	南東	4	24	晴	1
石卷	760.9	南南東	2	18	曇	1
盛岡	760.4	南	4	22	曇	5
青森	759.9	東北東	7	22	晴	1
函館	761.7	南東	7	15	曇	—
札幌	761.3	南東	6	22	晴	6
旭川	761.4	靜穩	1	20	快晴	1
根室	764.7	東北東	4	13	快晴	—
大泊	765.7	南東	3	13	快晴	—
釜山	758.0	南南西	3	19	薄曇	—
仁川	759.4	南南西	6	19	快晴	—
元山	756.7	東	3	16	晴	—
城津	759.3	南南東	2	10	霧	1
新義州	759.0	南西	2	22	快晴	—
大連	760.1	北	5	25	快晴	—
奉天	758.3	西	3	24	快晴	—
新京	756.8	西北西	2	21	快晴	—
天津	760.3	西	3	31	快晴	—
青島	760.4	北北西	3	25	煙霧	—
上海	762.4	靜穩	0	19	曇	—

同十三日 地名	氣壓(粍)	風向	風速(米)	氣溫(攝氏)	天氣	降水量(粍)
臺北	761.1	東	5	21	雨	3
那覇	760.0	北北東	7	22	曇	—
鹿兒島	756.5	西北西	6	24	快晴	—
高知	753.2	靜穩	1	22	快晴	2
大分	755.9	北東	6	23	晴	—
多度津	754.1	西南西	6	22	快晴	—
廣島	755.0	西南西	2	21	雨	—
大阪	753.8	北北東	5	20	曇	9
長崎	757.4	西南西	3	22	快晴	—
福岡	758.6	北	5	18	雨	—
濱田	757.6	北北東	6	15	雨	1
名古屋	753.0	北北東	6	20	雨	8
横濱	752.8	南南東	5	18	雨	32
東京	753.0	南南東	4	18	雨	33
銚子	754.3	南	6	18	雨	18
長野	753.7	靜穩	1	14	雨	29
前橋	752.9	東南東	2	19	雨	21
宇都宮	753.0	南南西	5	18	雨	46
福島	753.9	北東	3	15	雨	54
福井	755.2	靜穩	1	15	曇	3
新潟	754.4	南南東	3	16	雨	31
秋田	753.6	南東	3	18	雨	57
石卷	754.4	南南東	5	15	雨	73
盛岡	754.4	南南東	2	15	雨	76
青森	755.0	北東	4	12	雨	38
函館	756.6	南東	5	9	雨	56
札幌	756.0	南南東	6	15	雨	44
旭川	756.4	南	5	14	曇	16
根室	764.0	南東	7	4	霧	23
大泊	761.0	東	8	9	曇	36
釜山	758.5	東	5	16	快晴	—
仁川	759.1	南南西	3	19	快晴	—
元山	759.7	東北東	4	16	快晴	—
城津	758.8	南	2	10	曇	—
新義州	758.6	東北東	2	25	晴	—
大連	759.7	北北西	5	27	快晴	—
奉天	758.3	西	2	24	晴	—
新京	757.1	西北西	2	23	快晴	—
天津	759.2	東	3	31	快晴	—
青島	760.0	南西	2	28	煙霧	—
上海	762.5	靜穩	1	24	快晴	—

◉東京氣象

五月十二日　天氣概況　曇時々雨

平均氣壓（海面ノ度）	七六〇・四粍	日照時間	〇・八時
平均氣溫 平年ヨリ三・九度高シ	一九・九度	平均風速度	三・四米
最高氣溫	二三・九度	最大風速度	七・二米
最低氣溫	一八・一度	最多風向	南
前五日間平均氣溫 平年ヨリ三・四度高シ	一九・四度	降水總量	二・八粍
平均濕度	八七%	一時間最大降水量	一・三粍
平均水蒸氣張力	一四・八粍	記事	午前三時二十分ヨリ同六時五十分マテ、午後五時五十分ヨリ同十時二十五分マテ降雨アリタリ
平均雲量	九・九		

同十三日　天氣概況　雨

平均氣壓（海面ノ度）	七五三・二粍	日照時間	〇・八時
平均氣溫 平年ヨリ一・五度高シ	一七・六度	平均風速度	三・四米
最高氣溫	一八・九度	最大風速度	九・九米
最低氣溫	一四・七度	最多風向	南
前五日間平均氣溫 平年ヨリ三・四度高シ	一九・四度	降水總量	四七・二粍
平均濕度	九三%	一時間最大降水量	七・四粍
平均水蒸氣張力	一三・九粍	記事	前日來ノ雨午前六時四十分歇ム、同五十三分ヨリ午後五時五十分マテ、同七時五十七分ヨリ翌日ニ亙リ降雨アリタリ
平均雲量	九・八		

◉東京地震報告

觀測所名	發震 月日	時刻	震度	初期微動繼續時間	性質
東京	五月九日	午後七時八分一秒	微震	八秒	稍急

（以上中央氣象臺）

土地收用公告

左ノ事業ハ土地收用法ニ依リ土地ヲ收用スルコトヲ得ルモノト認定ス

起業者　香川縣三豐郡觀音寺町長

事業ノ種類　道路新設

起業地　香川縣三豐郡觀音寺町地內

右公告ス

昭和九年五月十六日　內務大臣　男爵　山本達雄

廣告

◉圖書發行

內閣官房記錄課編纂

一現行法令輯覽追錄第三十八號　一册　定價二圓八十錢

發行所　東京市京橋區銀座西七丁目一番地　株式會社　帝國地方行政學會

右發行ス

昭和九年五月　內閣官房記錄課

◉工場財團

新京住吉町九丁目四番地新京製氷所須鎗卯吉ヨリ同工場ニ屬スル建物竝ニ機械器具等ニ對シ工場財團組成ノタメ所有權保存登記ノ申請アリタルニ因リ右財團ニ屬スヘキ動產ニ付權利ヲ有スル者又ハ差押、假差押若クハ假處分ノ債權者ハ本公告ノ日ヨリ四十日以內マテニ其權利ヲ當館ニ申出ツヘシ

但シ工場財團ニ屬スヘキモノ、目錄ハ當館ニ備付アリ關係者ノ閱覽ニ供ス

昭和九年五月十六日　在新京日本帝國總領事館

宮崎市橘通五丁目八十七番、同所八十八番、同所八十九番、同所九十番、同所九十三番、同所九十四番ノ一、宮崎市與道町一丁目三十三番、同所二十三番、同所二十七番、宮崎市丸島町一丁目九番、宮崎市不老町一丁目八番、同所十番所在ノ徳原製絲場ニ屬スル土地、工作物竝ニ機械器具等ニ對シ工場財團組成ノタメ所有權保存登記ノ申請アリタルニ因リ右財團ニ屬スヘキ動產ニ付權利ヲ有スル者又ハ差押、假差押若クハ假處分ノ債權者ハ本公告ノ日ヨリ三十日ノ期間內ニ其權利ヲ當廳ニ申出ツヘシ

但シ工場財團ニ屬スヘキモノ、目錄ハ當廳ニ備付アリ關係者ノ閱覽ニ供ス

昭和九年五月十六日　宮崎區裁判所

◉軍隊教育用圖書檢閱濟翻刻物

一航空兵操典（縮製）　昭和九年四月十七日陸軍省發行　昭和九年五月十五日翻刻發行者　東京市麴町區隼町三番地　兵用圖書株式會社代表者　小林又七

一劍術教範（縮製）　昭和九年二月十五日陸軍省發行　昭和九年四月二十四日翻刻發行者　東京市牛込區若松町百五十番地　粟本長七

一築營教範（縮製）　昭和九年三月二十七日陸軍省發行　昭和九年五月八日翻刻發行者　東京市日本橋區通三丁目一番地　小島棟吉

右昭和九年五月十四日檢閱濟

昭和九年五月　陸軍省

◉郵便局類燒

去月十八日青森縣脇野澤郵便局類燒セリ

昭和九年五月　遞信省

◉無線通信士資格檢定合格者

無線通信士資格檢定合格者氏名左ノ如シ

昭和九年五月　無線通信士資格檢定委員長　山本直太郎

第一級　丸岡元彌　渡邊晋

◉鐵道抵當權ノ目的ニ追加ノ爲鐵道抵當權設定登錄

本年三月一日官報第二一四七號ヲ以テ公告セル越中鐵道株式會社所有ノ鐵道財團ニ對シ鐵道抵當權ノ目的ニ追加ノ爲鐵道抵當權設定ヲ認可セシ處當事者ノ申請ニ依リ本年五月八日第一順位ノ抵當權設定ヲ登錄シタリ

右鐵道抵當法第三十六條ニ依リ公告ス

昭和九年五月十六日　鐵道省

◉未開地賣拂

左記ノ土地北海道國有未開地處分ニ關スル規定ニ依リ之ヲ競賣ス希望者ハ實地竝ニ左記事項承知ノ上來ル六月一日午前十一時マテニ所轄支廳ニ於テ入札スヘシ即時開札ス

昭和九年五月十六日　北海道廳

一、入札保證金額入札方法等ニ付テハ北海道國有未開地處分法施行細則ヲ參照セラルヘシ

二、土地ニ對スル事業方法書及狀況圖等ハ當廳拓殖部殖民課及所轄支廳竝ニ東京北海道廳事務所ニ備置キ縱覽ニ供ス

三、同一人一口以上入札スルコトヲ得ス

競賣地

網走支廳管內

國	郡	町村	大字	地名	處分目的	分割番號	實測地積（町段畝歩）	立木 用途	立木 材積	殖民區劃內外	概況
北見	常呂	野付牛		相ノ內	雜用地		四、五〇〇〇	ナラ角 セン角 シナ丸 雜木薪材	一六三石七 八〇石四 三四石五 一五五棚一	區劃地	野付牛町ヲ距ル二里半
同	紋別	遠輕		サナブチ	畑		四、三九〇六 內已墾地 一、〇九二三	雜木薪材	五四棚四	同	遠輕驛ヲ距ル約一里半
同	同	雄武		上雄武	牧場	(3)	三一、〇〇一〇 內畑 六、七〇一五	ト丶小丸 同足場丸 シナ中丸 同小丸 ガンピ中丸 同小丸 雜木薪材	四〇石二 三〇本四 一三四石四 六石八 三六石五 一八石二 三三五棚五	同	雄武市街地ヲ距ル四里半
同	網走	美幌	美幌	キキン	雜用地	(2)	五、〇〇〇〇	アカダモ角 ヤチダモ角 ガンピ丸 同角 雜木薪材	四一石七 四四石二 五五石七 八三石五 一五六棚二	同	美幌驛ヲ距ル一里餘
同	同	同	同	同	同	(3)	四、七八二二	ヤチダモ角 カシワ角 ナラ角 アカダモ角 ガンピ丸 シナ丸 雜木薪材	三八石四 一〇四石九 一八石四 一三六石九 一六石三 五五石四 五三棚一	同	同
同	同	同	同	同	同	(1)	四、六五〇六	セン角 ナラ角 カシワ角 アカダモ角 ドロ丸 シナ丸 雜木薪材	四石二 二三石九 一五石二 四石八 二石 四石八 五六棚	同	同
同	同	津別	達媚	鐵木窩	畑	(1)	三、八一〇二	アカダモ角 ヤチダモ角 カツラ角 シナ丸 ガンピ丸 クルミ丸 雜木薪材	四二六石二 一三四石五 八石四 三七石七 九石四 二四石四 一四五棚六	同	津別市街地ヲ距ル一里

第 2209 号 本文

同	同	同	鱗木倉	同	同	(2)	二八、二〇七	カシワ角 アカダモ角 ヤチダモ角 カツラ角 シナ丸 クルミ丸 雑木薪材	二七石二 五五石一 五三石 一一石三 三五石二 八石六 一〇四棚四	同	本岐驛ヲ距ル三十町
同	同	同	同	同	同	(3)	五、二五〇五	トヾエゾ角 同中丸 同小丸 同足場丸 アカダモ角 セン角 ナラ角 シナ丸 カツラ丸 雑木薪材	二一六石八 一六四石三 九六石七 九四本 六五石 八四石二 五八石八 二七二石 一四石 五六棚九	同	相生驛ヲ距ル約一里
同	同	同	達媚	同	同	(4)	二、〇〇一六	エゾトヾ角 同中丸 同小丸 同足場丸 カツラ角 ナラ丸太 雑木薪材	一六五石一 四一石九 四石六 二本 一六石二 二〇石四 一九棚七	同	津別市街地ヲ距ル三里半
同	同	同	達媚鱗木倉	同	同	(5)	四、四一二七	エゾトヾ角 オンコ丸 エゾトヾ中丸 同小丸 同足場丸 カツラ角 セン角 ナラ角 シナ角 雑木薪材	三〇三石六 八石二 二六五石七 一一六石一 八六本 一二九石四 一二一石七 八二石一 一六六石 五四棚三	同	同四里
同	同	女満別	網走	女満別	田	(5)	四、四六〇五			區劃外	女満別驛ヲ距ル約半里
宗谷支廳管內											
北見	宗谷	稚内	聲問	上聲問	牧場	(4)	三四、七〇二九 内畑 九、九四二九			區劃地	沼川驛ヲ距ル半里
同	枝幸	枝幸	歌登	ユクシナイ	同	一	六七、三二〇一	トヾ角 同中丸 同小丸 同足場丸 ガンビ角 同中丸 同小丸 シナ角 同中丸 同小丸 ナラ中丸 同小丸 シコロ中丸 セン同 アカダモ角 ヤチダモ丸 アカダモ中丸 雑木薪材	九四石三 三六九石六 一七四石六 一三二本八 一〇七石五 一〇三石六 九石二 九七石 一三六石四 二七石四 八八石 三四石四 二〇石七 二〇石七 七二石 二二石一 八石五 七六二棚三	區劃外	枝幸港ヲ距ル五里半

同	同	同	同	下幌別	同	(1)	七九、三〇一五 内畑 一五、三五〇五	エゾトヾ中丸 同小丸 同足場丸 ガンビ角 同中丸 同小丸 シナ同 雑木薪材	一九石四 三〇五石二 三二六本五 四六石九 八八二石九 八七九石五 七石六 一、一八九棚一	同	同約三里
同	同	同	同	同	同	(2)	四八、九五一三 内畑 一二、四〇〇七	エゾトヾ小丸 同足場丸 ガンビ角 同中丸 同小丸 シナ同 雑木薪材	一三四石九 一二九本五 二七石四 五二三石六 五三〇石三 五石五 六九八棚一	同	同
空知支廳管內											
石狩	樺戸	新十津川		上オシラリカ	雑用地	(1)	八、二二一一	トヾ中丸 同小丸 ナラ角 シナ丸 雑木薪材	九石九 一一石五 二三石 九四石六 九九棚	區劃地	江部乙驛ヲ距ル約六里
同	同	同		同	同	(2)	六、六六二〇	トヾ小丸 シナ同 雑木薪材	一八石七 五九石三 五三棚五	同	同
同	同	同		同	同	(3)	五、八二一五	シナ丸 雑木薪材	四四石九 三六棚九	同	同
同	空知	三笠山	市來知	峯延街道	同	(3)	四、〇一一三	雑木薪材	一三棚六	區劃外	峯延驛ヲ距ル約半里
上川支廳管內											
石狩	上川	神居		雨紛	雑用地	(1)	三、八六一六	雑木早切	一、九三三本	區劃地	旭川驛ヲ距ル一里半
同	同	同		同	同	(2)	三、六〇〇〇	同	一、八〇〇本	同	同
十勝支廳管內											
十勝	上川	新得		ニユンナイ	牧場	(6)	四七、四六〇九 内畑 一〇、〇〇〇〇	ナラ角 カシワ角 ヤチダモ角 ガンビ丸 シナ丸 雑木薪材	二四九石一 一三六石四 四二石 一七石 三八石 五五棚七	區劃地	新内驛ヲ距ル二里
同	同	同		同	同	(7)	四四、四八一五 内畑 一〇、〇〇〇〇	ナラ角 カシワ角 雑木薪材	四七〇石八 三七一石四 四六八棚四	同	同
後志支廳管內											
後志	小樽	朝里	朝里	カムイコタン	植樹地	(2)	二、八五〇五			區劃外	朝里驛ヲ距ル約半里
同	同	同	同	同	同	(5)	二、一一〇三	雑木薪材	三棚四	同	同
同	同	同	同	同	同	(6)	一、八七〇〇	同	二棚三	同	同
同	磯谷	南尻別		ユサンベツ	雑用地	(13)	五、〇〇〇〇	同	二一棚七	區劃地	昆布驛ヲ距ル二里
膽振	虻田	喜茂別		喜茂別	同	(4)	五、〇〇〇〇	同	六四棚八	同	同
同	同	同		同	同	(6)	五、〇〇〇〇	同	八三棚六	同	同

同	同	同		同	同	(12)	四、八四一六	同	四〇棚五	同	同
同	同	同		同	同	(14)	四、八一一六	同	四三棚	同	同
同	同	同		同	同	(20)	五、〇〇〇〇	同	八六棚	同	同
同	同	同		同	同	(24)	五、〇〇〇〇	同	九六棚七	同	同
同	同	同		同	同	(25)	四、八五一二	同	六棚二	同	同
同	同	同		同	同	(26)	四、九二一二	同		同	同
同	同	同		同	同	(27)	五、〇〇〇〇	雑木薪材	一〇七棚四	同	同
膽振支廳管內											
膽振	虻田	豊浦		新富	牧場	(1)	四七、〇八一六	雑木薪材	二四五棚九	區劃地	小鉾岸驛ヲ距ル約三里半
同	同	同		同	同	(4)	二四、六八二二	同	一三一棚一	同	同
同	同	同		同	同	(5)	四三、八六〇五	ナラ角 同中丸 同小丸 シナ角 同中丸 同小丸 ガンビ角 同中丸 ヤチダモ角 同中丸 雑木薪材	五二石七 七石四 四石三 二一石六 一二石六 〇石八 二三石五 一〇石一 一〇石六 二石九 二七五棚八	同	同
檜山支廳管內											
渡島	檜山	江差	五勝手	古櫃	植樹地	(13)	二、五一二〇			區劃外	江差市街地ヲ距ル約一里半
同	同	同	同	同	同	(15)	四、七七一五			同	同
同	同	同	同	同	同	(17)	五、二七一五			同	同
後志	瀬棚	利別		種川(舊字メップ)	雑用地	(3)	五、〇〇〇〇	雑樹アリ		同	今金市街地ヲ距ル約二里
釧路國支廳管內											
釧路	阿寒	舌辛	舌辛	雪裡	雑用地	(1)	七、一〇二六	アカダモ角 同中丸 同小丸 シコロ角 同中丸 同小丸 ヤチダモ角 同中丸 同小丸 ナラ角 同中丸 同小丸 シナ角 同中丸 同小丸 雑木薪材	二五石五 一八石三 五石 三五石一 五八石七 六石二 五四石六 二五石八 一三石四 九石六 二五石 二石六 三三石二 四八石五 一一石六 一八〇棚二	區劃外	中雪裡市街地ヲ距ル三里內外

同	同	同	同	同	同	(2)	七、八六一五	同上	二四石六 一七石七 四石九 三三石九 五九石三 六石四 五二石八 二四石九 一三石 二四石五 二二石九 四石八 三三石一 五九石六 一三石五 二一五棚七	同	同
同	同	同	同	同	同	(3)	五、八二〇九	同上	二三石 一六石五 四石五 三一石六 五二石八 五石六 四九石二 三三石二 一二石一 八石一 二一石七 二石三 二九石九 四三石二 一〇石四 一六〇棚七	同	同
同	同	同	同	同	同	(4)	九、二七二〇	同上	一石三 〇石九 〇石二 一一石七 一五石七 二石一 二石七 一石三 〇石七 七五石二 九四石二 一一石五 六石四 六五石一 一一石九 三一四棚一	同	同
同	同	同	同	同	同	(5)	四、五二〇二	シコロ中丸 同小丸 ナラ角 同中丸 同小丸 シナ角 同中丸 同小丸 雑木薪材	三石四 〇石五 二〇石 二四石八 三石 一石三 一六石八 三石 五四棚九	同	同

同　同　同　同　同　同　(6)　五、四九一六　同　上　一石九 〇石三 一一石 一三石七 一石七 〇石七 九石二 一石七 三〇擔二　同　同

同　同　同　同　同　同　(7)　四、二八一六　同　上　六石八 一石 三九石九 四九石七 六石一 二石六 三三石五 六石一 一〇九擔八　同　同

留萌支廳管内

天鹽　天鹽　幌延　沙流　上サロペツ　牧場　(2)　五八、九五一一　セン角 三四石六　ナラ角 七九石　シコロ角 三九石二　シナ丸 二六石五　雜木薪材 三五四擔一　區劃　蘆川驛ヲ距ル　地　約二里

◉公債償還公告中追加

本月九日本欄内掲載本縣公債償還公告中よ號公債ノ元利金支拂場所ニ山一證券株式會社本支店ヲ追加ス

昭和九年五月　宮城縣

◉公債償還

山口縣第十回電氣事業公債未償還元金千五百二十四萬圓來ル六月一日全部繰上償還ス

昭和九年五月　山口縣

支拂場所　野村證券株式會社、藤本ビルブローカー證券株式會社、山一證券株式會社、小池證券株式會社、株式會社百十銀行ノ各本支店

但シ右ノ公債ヲ以テ本月三十日發行ノ第十五回電氣事業公債ニ乘替ノ場合ハ來ル六月一日渡以降利札附ノモノニ限リ左記割合ヲ以テ其拂込金ニ之ヲ代用シ得ヘキニ依リ乘替希望ノ向ハ住友信託株式會社、藤本ビルブローカー證券株式會社、野村證券株式會社、山一證券株式會社、日興證券株式會社ノ各本支店ニ申込アリタシ

壹百圓券　代用金額　百二圓六十一錢
五百圓券　同　五百十三圓六錢
壹千圓券　同　千二十六圓十三錢
五千圓券　同　五千百三十圓六十八錢
壹萬圓券　同　一萬二百六十一圓三十六錢

◉所屬未定地編入

左記所屬未定地ヲ天草郡今津村大字合津字御所ノ平ノ區域ニ編入シ本月十二日ヨリ施行セリ

昭和九年五月　熊本縣

天草郡今津村大字合津字御所ノ平七九一〇番ノ二、七九一〇番ノ三地先海面

埋立面積　二十九坪八合五勺

◉購買入札

白炭外二點　王子及小石川納

入札並開札　本月二十六日午前十一時入札、即時開札但シ郵便、電信入札妨ナシ

入札場所　當廠會計課

入札保證金　各自見積價格ノ百分ノ五以上(圓未滿切上ク)ヲ入札當日午前十時三十分マテニ納入ノコト

公示書類　物件購買入札者心得書、契約書案、購買品内譯明細書等當廠會計課及陸軍造兵廠會計部ニ就キ熟覽ノコト

入札資格　大正十一年四月大藏省令第三十三號ニ依ル資格證明書ヲ入札當日午前十時三十分マテニ提出ノコト

昭和九年五月十六日　陸軍造兵廠火工廠

第一號　壓搾麥　一八、〇〇〇瓩　宇都宮部隊納
第二號　同　一一、〇〇〇瓩　水戸部隊納
第三號　精米(胚芽米)二七、九〇〇瓩　高崎部隊納
第四號　壓搾麥　八、五〇〇瓩
第五號　精米(胚芽米)二六、四〇〇瓩　松本部隊納
第六號　壓搾麥　九、五〇〇瓩

以上本年六月分所要

一、入札心得書、契約書案、標本　當部及水戸、高崎、松本派出所(當該地歩兵聯隊内)ニ於テ示ス

二、前項熟覽ノ者ハ郵便、電報入札差支ナシ

三、入札及開札　本月二十八日午前十一時マテニ當部ニ入札、即時開札ス

四、入札保證金　各自見積金額ノ百分ノ五以上

五、入札者資格　大正十一年大藏省令第三十三號ノ資格證明アル者

昭和九年五月十六日　第十四師團經理部留守部

一壓搾麥(一立ノ衡量五百四十瓦以上乾燥充分ナルモノ)　二万五千瓩

内
本年六月二十日マテ　四千瓩　浦賀少年刑務支所納
本年六月二十五日マテ　一万瓩　當所納
本年八月十日マテ　一万千瓩　當所納

一契約條項ヲ示ス場所　當所

一入札並開札日時及場所　本月三十日午前十時當所ニ入札書ヲ差出スヘシ即時開札ス但シ郵便電信入札差支ナシ

一入札保證金　各自見積價格ノ百分ノ五以上(圓未滿切上ク)

一入札資格　大正十一年四月大藏省令第三十三號ノ資格證明アル者ニ限ル

昭和九年五月十六日　小田原少年刑務所

一、品名數量　四六半截判西洋紙　九瓩二二五(二十斤半)　五〇〇卷

二、納入場所　東京市内又ハ隣接町村内ニ於テ遞信省ノ指示スル所

三、入札及開札日時　本月二十一日午前十一時限入札、即時開札

四、入札場所　當局需品課購買係

五、契約事項閲覽場所　同係

六、入札保證金額及納付日時　見積入札價格ノ百分ノ五以上、入札當日午前十時限

七、入札者資格　大正十一年大藏省令第三十三號ノ資格ヲ具フルコトヲ要ス

昭和九年五月十六日　遞信省經理局

一、品名及數量　甲道路砂利　一三三〇立方米　山口縣德山町外八箇所納

二、入札及開札日時　本月二十二日午前十時三十分

三、入札場所　山口郵便局

四、契約事項閲覽場所　當局經理課、山口、防府郵便局又ハ下關電信局

五、入札保證金及其納付時刻　各自見積額ノ百分ノ五以上、入札當日午前十時マテ

六、入札資格者　大正十一年大藏省令第三十三號ノ資格ヲ具フルコトヲ要ス

昭和九年五月十六日　廣島遞信局

◉賣拂入札

一古被服夏小倉{上衣 一一、〇〇〇枚 下衣 一一、〇〇〇枚}
一古被服セル服{上衣 六、〇九〇枚 下衣 六、〇九〇枚}
一引渡場所　隅田川倉庫
一入札並開札　本月二十一日午前十一時
一現品下見　本月十九日午後
一入札場所　當局經理課
一公示書類　同課ニテ熟覽ノコト
一入札保證金　各自見積價格ノ百分ノ十以上(圓未滿切上ク)
一契約保證金　契約總代金ノ同上(同上)

昭和九年五月十六日　東京鐵道局

◉商業登記

◉三井物產株式會社(變更)

一昭和九年四月十一日取締役田島繁二ハ其住所ヲ左ノ地ニ移轉シタリ

東京市麻布區永坂町二十五番地

右昭和九年四月二十一日登記　在漢口日本帝國總領事館

◉三井物產株式會社(變更)

一昭和九年四月二日取締役守岡多仲ハ其住所ヲ左ノ地ニ移轉シタリ

大阪市北區中之島三丁目五番地ノ二

右昭和九年四月十七日登記　在廣東日本帝國總領事館

◉株式會社大川製氷所變更

一取締役鎌田林平ハ昭和九年一月二十日株主總會ニ於テ再選同年三月二十二日就任ス

一昭和九年一月二十日株主總會ニ於テ左記ノ者取締役ニ選任同年三月二十二日各就任ス

尾山英太郎　大川郡津田町千四十七番地
久保高明　同郡三本松町三百四十三番地ノ一

右昭和九年三月三十日登記　高松區裁判所三本松出張所

◉合名會社設立

一商號　合名會社松永商店
一本店　高知市本町筋百九番地
一目的　和洋菓子賣買製造販賣仲介及之ニ附隨スル業務
一設立ノ年月日　昭和九年三月二十五日
一代表社員氏名　松永孝造
一社員ノ氏名住所出資ノ種類及價格
金一千五百圓也　松永孝造　高知市本町筋百九番地
金一千圓也　中山龜井　高知市下知三百四十五番地
金五百圓也　松永寶子　高知市本町筋百九番地
一存立時期　定メナシ

右昭和九年三月二十九日登記　高知區裁判所

◉株式會社並村製絲場變更

一昭和九年三月十四日監査役有澤嘉久馬辭任
一同日左記ノ者各取締役ニ就任
有澤嘉久馬　安藝郡川北村甲二千五百十番地
多田健二郎　安藝郡室戸岬町大百三番地

昭和九年三月二十八日登記　安藝區裁判所

◉合名會社山田商店變更

社員左ノ者ハ昭和九年三月十八日出資額ヲ頭書ノ通變更ス
金二万九千一百圓　山田賴一

◉合資會社仙樂園變更及移轉

商號ヲ昭和九年三月二十六日左ノ通變更ス
合資會社末森農場

本店ヲ同日名古屋市東區田代町字小川甲百六十三番地ニ移ス

左ノ者同日入社ス
勞務及信用　無限　加藤信義　名古屋市東區田代町字坂上六十八番地ノ一

代表社員ニ同日加藤信義ハ就任ス

◉合資會社ゐそや呉服店解散

總社員ノ同意ニ因リ昭和九年三月十五日解散ス

◉合資會社ラヂオ電氣商會解散

總社員ノ同意ニ因リ昭和九年三月十六日解散ス

◉横濱生命保險株式會社變更(支店)

取締役安田弘ハ昭和九年三月二十二日辭任ス

◉合資會社濟武商店變更

商號ヲ昭和九年三月二十六日左ノ通變更ス
合資會社濱武商店

社員左ノ者ハ同日出資額ヲ頭書ノ通變更ス
金五百圓　小林智惠子
金五百圓　水野ひで

◉合資會社設立

商號　合資會社廣瀨鑄工所
本店　名古屋市南區熱田新尾頭町百番地ノ一
目的　一砲金眞鍮アルミニユーム各合金鑄造右ニ附帶スル一切ノ業務
設立年月日　昭和九年三月十九日
代表社員ノ氏名　廣瀨延二
社員ノ氏名住所出資及責任
金一千五百圓　無限　廣瀨延二　名古屋市南區熱田新尾頭町百番地ノ一
金三百圓　有限　廣瀨九馬吉　同所同番地
金二千圓　有限　廣瀨はる　同所同番地
金三百圓　有限　國枝悅藏　同市南區熱田東町字澤上二十番地
金六百圓　有限　松井富治　靜岡縣濱名郡新居町濱名二百八十番地
金三百圓　有限　原太郎　名古屋市南區熱田東町宿龜五十七番地

◉合名會社設立

商號　合名會社中山製作所
本店　名古屋市東區下飯田町百五番地
支店　福井市城町一番地
目的　一撚絲及管卷ノ機械並ニ諸機械ノ製造二前項ニ關シ必要ナル一切ノ附帶業務
設立年月日　昭和九年三月十五日
代表社員ノ氏名　中山ぎん
社員ノ氏名住所及出資
金八千圓　中山ぎん　名古屋市東區下飯田町百五番地
金五百圓　中山正治　同所同番地
金五百圓　中山專二　同所同番地
金五百圓　中山共三　同所同番地
金五百圓　内藤義雄　同市東區黑門町九十三番地

◉三重製綱合資會社支店設置(支店)

支店ヲ昭和九年三月二十一日當管内ニ設置シタルニ付左ノ登記ヲ爲ス
商號　三重製綱合資會社
本店　四日市大字濱町千三百二十五番地
支店　名古屋市南區野立町五反畑二千三百三十番地

目的　編網部機業部及機械部ヲ設置シ各種綱地組物織物機絲並ニ編網機械ノ製造販賣ヲ營業トシ時宜ニ依リ社員總會ノ決議ニヨリ副業トシテ各種附帶事業ヲ兼營ス
設立年月日　明治三十七年一月八日
社員ノ氏名住所出資及責任
金四万一千六百圓　無限　西口孝郎　四日市市西町二千四百六十八番地
金三万七千六百圓　有限　九鬼紋十郎　同市
金五万圓　有限　西口つね　同所同番地
金二万九千六百圓　有限　九鬼健一郎　同市大字桶ノ町三番屋敷
金一万五千六百圓　有限　小林藤吉郎　河藝郡一身田町大字一身田六百四十三番地
金二万五千六百圓　有限　吉田隆子　東京市中野區江古田一丁目二千二百九十一番地

◉大日本養蠶興業株式會社移轉及變更

本店ヲ昭和九年三月十一日名古屋市中區東雲町十二番地ニ移ス
取締役部坂正一日比野佐太郎秀村得一ハ同日任期滿了
取締役荒川伸也松澤清次郎ハ同日重任ス
代表取締役荒川伸也ハ同日重任ス
取締役ニ同日左ノ者就任ス
中内英夫　名古屋市中區東雲町十二番地
木村明　同市西區下中村町字北郷中乙四十八番地

昭和九年三月二十七日登記

◉株式會社十一屋變更

取締役小出庄兵衞西國常吉中村與右衞門殿木三郎西澤信太郎ハ昭和九年三月二十日重任ス
監査役ニ同日左ノ者就任ス
小尾悅太郎　名古屋市東區田代町字月見坂六十八番地

◉合資會社玉善商店變更

社員左ノ者ハ昭和九年三月十五日出資額ヲ頭書ノ通變更ス
金四千二百圓　木全文庫

◉ホシ玩具出版社前田合名會社變更

社員前田力定ハ昭和九年三月二十六日住所ヲ名古屋市東區梅ケ枝町三丁目二番地ニ移ス
社員前田ゆき子ハ同日住所ヲ同所同番地ニ移ス

◉株式會社三和銀行支店廢止及支店設置(支店)

大阪市此花區下福島三丁目三十八番地ノ支店ヲ昭和九年三月二十六日廢止ス
同所同番地ノ支店ヲ同日廢止ス
支店ヲ同日左ノ地ニ設置ス
大阪住吉區天下茶屋二丁目五十九番地
大阪市北區野田町六十二番地

◉株式會社祖父江商店移轉及支店移轉

本店ヲ昭和九年三月二十一日名古屋市西區外田町十二番地技鄕町二十三番地ニ移ス
大阪市南區瓦屋町四番丁三十八番地ノ支店ヲ同日大阪市南區大寶寺町東ノ町十二番地ニ移ス

◉合資會社井上文庫店清算

清算結了年月日　昭和九年三月二十日

◉株式會社大垣共立銀行支店移轉(支店)

岐阜縣養老郡笠鄕村大字船附百四十二番戶ノ支店ヲ昭和九年三月二十六日同縣同郡同村大字船附八百三十八番地ニ移ス

◉株式會社丸菱羅紗店變更

監査役朝居信一ハ昭和九年三月十五日重任ス

◉合資會社酒井樂器店解散

總社員ノ同意ニ因リ昭和九年三月十五日解散ス

昭和九年三月二十八日登記　名古屋區裁判所

◉合資會社設立

商號　合資會社平山製作所
本店　西春日井郡萩野村大字辻村四百十番地
目的　自轉車ギヤ並ニ輪轉機ノ製造販賣
設立ノ年月日　昭和九年三月二十二日
代表社員ノ氏名　平山善次水野茂夫
社員ノ氏名住所出資ノ種類價格及責任
信用及勞務　無限　平山善次　西春日井郡萩野村四百十番地
信用及勞務　無限　水野茂夫　同所同番地
金千五百圓　有限　水野福仲　同所同番地
金千五百圓　有限　平山安高　同所同番地

◉清洲運送倉庫株式會社變更

監査役鈴木友吉豬子棟ハ昭和九年三月十八日重任ス

◉金城毛織合資會社變更

一代表社員外村芳ハ昭和九年三月二十五日辭任ス
一社員外村芳ハ同日責任ヲ有限ト變更ス
一代表社員ニ同日外村謙次就任ス
一社員外村芳竹内平四郎ハ各持分ヲ社員左ノ者ニ讓渡シテ退社シ讓受人ハ出資額ヲ頭書ノ通リ變更ス
金三千圓　外村謙次
一左ノ者同日入社ス
勞務　無限　外村伴三
一社員左ノ者ハ同日出資額ヲ頭書ノ通リ變更ス
金一万三千圓　外村謙次

昭和九年三月二十六日登記

第2209号　本文

第2209号 本文

◎愛知鑄鐵工業株式會社變更
取締役若林卯平三輪源之監査役桑原虎之助穗積藤市ハ昭和九年三月十六日辭任ス
取締役ニ同日左ノ者就任ス
桑原虎之助　京都市伏見區深草極樂町七百六十五番地
監査役ニ同日左ノ者就任ス
三輪源之　名古屋市西區上園町一丁目二十番地

◎合資會社平山製作所變更
左ノ者昭和九年三月二十七日入社ス
金千五百圓　有限　平山德重　長崎縣南高來郡千々石町戊六百九番地
昭和九年三月二十八日登記

◎大日本セロファン株式會社變更及資本增加
取締役石川久兵衞ハ昭和九年三月十八日辭任ス
取締役ニ同日左ノ者就任ス
下出民義　名古屋市中區南鍛冶屋町二丁目三番地
遠山孝三　同市東區葵町十二番地
田中彌一　同市中區矢場町五ノ切五十七番地
纐纈榮七　同市東區東芳野町二丁目百二十八番地
監査役ニ同日左ノ者就任ス
片山孝之助　名古屋市西區俵町三丁目一番地ノ二
山本　輝次　豐橋市本町九番地
增加資本ノ總額　金九十万圓
資本增加決議ノ年月日　昭和九年一月二十八日
各新株拂込額　金十二圓五十錢
昭和九年三月二十九日登記　名古屋區裁判所枇杷島出張所

◎丸安毛織株式會社清算結了
昭和九年三月二十日淸算結了ス
昭和九年三月二十八日登記

◎合資會社綿彦商店變更
無限責任社員伊藤彥三郎ハ昭和九年三月二十六日其持分全部ヲ無限責任社員內藤才治郎ニ有限責任社員伊藤まつゑ同伊藤數一同脇田一馬ハ同日各其持分全部ヲ長谷川ちよニ讓渡シテ退社シ讓受社員內藤才治郎ハ出資額ヲ左記頭書ノ通リ變更シ讓受人長谷川ちよハ有限責任社員トシテ同日入社ス
金五百圓　內藤才治郎
金一千四百圓　有限　長谷川ちよ　名古屋市東區杉村町三千二百四十五番地
商號ヲ昭和九年三月二十六日左ノ通リ變更ス
合資會社神明津綿業所

◎合資會社小出染色整理工場變更
有限責任社員小出幸十郎ハ昭和九年三月二十日金七千圓ヲ有限責任社員春日井淸一ハ同日金三千圓ヲ出資シ各其出資額ヲ左記頭書ノ通リ變更ス
金七千五百圓　小出幸十郎
金四千圓　春日井淸一
昭和九年三月二十九日登記

◎愛知牛乳株式會社變更
取締役小川壽之亟ハ昭和九年三月二十七日辭任ス
昭和九年三月三十日登記　一宮區裁判所

◎株式會社大垣共立銀行變更(支店)
昭和九年三月二十六日岐阜縣養老郡笠鄕村大字船附百四十二番戶ノ支店ヲ左ノ地ニ移轉ス
岐阜縣養老郡笠鄕村大字船附八百三十八番地
昭和九年三月二十九日登記　一宮區裁判所布袋出張所

◎岐阜合同運送株式會社資本減少
昭和九年三月十八日資本減少ニ依リ資本總額ヲ左ノ如ク變更ス
資本總額　金二十八万圓
昭和九年三月三十一日登記　一宮區裁判所葉栗出張所

◎株式會社中埜銀行變更
一監査役都築廣次ハ昭和九年三月二十三日死亡ス
昭和九年三月三十日登記　半田區裁判所

◎岡田自動車株式會社變更
一各株拂込ミ額ヲ金五十圓ト變更ス
昭和九年三月二十八日登記　半田區裁判所大野出張所

◎西加茂製絲株式會社變更
一監査役關坂次郎ハ昭和九年三月十八日重任ス
昭和九年三月二十七日登記　岡崎區裁判所擧母出張所

◎合資會社設立
一商號　吉田屋合資會社
一本店　寶飯郡蒲郡町大字蒲郡字東澤九番地ノ一
一目的　料理屋營業並ニ之レニ附帶スル一切ノ業務
一設立ノ年月日　昭和九年三月十五日
一代表社員ノ氏名　鈴木二郎
一社員ノ氏名住所出資及責任
金三千圓　無限　鈴木二郎　寶飯郡蒲郡町大字蒲郡字東澤九番地ノ一
金一千五百圓　有限　鈴木とよ　同住所
一存立時期　設立ノ日ヨリ滿二十箇年
昭和九年三月二十七日登記

◎三谷自動車株式會社變更
一昭和九年三月十八日存立時期ヲ設立登記ヲ爲シタル日ヨリ滿五十箇年ト變更ス
一取締役ニ左ノ者同日就任ス
武田　正夫　寶飯郡國府町大字森一番戶
神藤純一郎　豐橋市花田町字稗田八十五番地
中野助五郎　同市東田町字東前山五番地ノ一
中村　篤太　同市關屋町百八番地
一監査役ニ左ノ者同日就任ス
中村英二　寶飯郡小坂井町大字篠束字鄕中百四十七番地
昭和九年三月二十九日登記　豐橋區裁判所蒲郡出張所

◎東三興業合名會社變更(支店)
一社員倉淵勝平ハ昭和九年二月一日死亡シ家督相續ニ依リ左ノ者其持分全部ヲ承繼シ同年三月十五日入社ス
金八百二十圓　倉淵常四郎　北設樂郡御殿村大字中設樂字外貝津十七番地五
昭和九年三月二十六日登記　新城區裁判所

◎株式會社四日市銀行變更
一取締役三輪綜吉田千九郎吉田伊兵衞山中傳四郎小津淸左衞門森寺喜兵衞ハ昭和九年二月二十八日重任シ同日左記ノ者取締役ニ就任ス
取締役　小池一　桑名郡桑名町大字一色町二千五百十九番地
一監査役三輪安之助伊藤喜太郎堀井榮夫ハ昭和九年二月二十八日重任ス

◎合同電氣株式會社第十三回社債第一回分
一委託會社ノ商號　合同電氣株式會社
一受託會社ノ商號　三井信託株式會社三菱信託株式會社
一社債ノ總額　金六千万圓
一發行方法　分割發行
一擔保ノ種類目的物並ニ順位
安濃津區裁判所登記第四號工場財團　順位第一番
奈良區裁判所登記第七號工場財團　順位第二番
和歌山區裁判所登記第七十一號工場財團　順位第二番
德島區裁判所登記第九號工場財團　順位第二番
岐阜區裁判所登記第三號工場財團　順位第二番
一先順位ノ擔保ヲ附シタル債權ノ金額
和歌山區裁判所登記第七十一號工場財團ニ對スル第一順位債權額金一千万圓
德島區裁判所登記第九號工場財團ニ對スル第一順位債權額金五百万圓
岐阜區裁判所登記第三號工場財團ニ對スル第一順位債權額金一百三十五万圓
一第一回發行金額　い號社債金三千万圓
一い號各社債ノ金額　二百圓五百圓一千圓五千圓一万圓
一い號社債ノ利率　年五分
一い號社債償還ノ方法及期限　昭和九年三月五日ヨリ昭和十年三月五日迄据置キ其後毎半箇年額面六十万圓以上ヲ抽籤償還又ハ買入償還シ昭和十九年三月五日迄ニ全額ノ償還ヲ完了ス但シ据置キ期限ノ前後ニ拘ラス何時ニテモ本社債ノ買入償還ヲ爲スコトヲ得
一い號社債ノ利息支拂方法及期限　毎年三月五日及九月五日ノ兩度ニ各其ノ前日ニ至ル迄ノ六箇月分ヲ利札ト引換ニ支拂フ但シ償還ノ場合ニ於テ六箇月未滿ノ利息アルトキハ其ノ半箇年間ノ日割ヲ以テ計算ス償還期日以後ハ利息ヲ附セス
一い號社債ノ各社債ニ付拂込タル金額　全額
一物上擔保附社債ナルコトノ表示　本社債ニハ物上擔保ヲ附ス
一信託證書ノ表示　昭和九年二月十五日合同電氣株式會社ト三井信託株式會社及三菱信託株式會社トノ間ニ作成セル信託證書
昭和九年三月十二日登記

◎三重人造絹絲株式會社變更
一取締役中島朝次郎ハ昭和九年三月八日辭任ス

◎合名會社中川屋呉服店設立
一商號　合名會社中川屋呉服店
一本店　津市中之番町七百十四番地
一目的　呉服太物及雜貨ノ販賣並ニ之ニ附隨スル業務ヲ營ム
一設立ノ年月日　昭和九年三月十日
一代表社員ノ氏名　中川梅吉
一社員ノ氏名住所出資ノ種類及價格
金一万八千圓　中川梅吉　津市中之番町七百十四番地
金一千圓　杉浦茂三郎　津市上濱町二百九十二番地
金一千圓　中川くま　同所
一存立ノ時期又ハ解散ノ事由　設立ノ日ヨリ十五年
昭和九年三月十五日登記

◎合名會社福井呉服店變更
一社員春谷伊藏ハ昭和九年二月二十五日死亡ス
昭和九年三月二十二日登記　安濃津區裁判所

◎株式會社設立
一商號　伊田青果市場株式會社
一本店　福岡縣田川郡伊田町伊田二千百四十番地ノ一
一目的　一蔬菜部甘藷野菜荷菌茸及其ノ製品二果實部果實及其ノ製品三漬物ノ部各種漬物四鳥卵ノ部各鳥卵五乾物部各種乾物鹽干魚及罐詰類以上物品ノ委託販賣及買入前各項ニ附帶スル一切ノ業務
一設立年月日　昭和九年三月十日
一資本總額　金五万圓
一一株金額　金五十圓
一各株拂込額　金三十圓
一公告方法　本店ノ店頭ニ掲示ス
一取締役ノ氏名住所
浦見　七松　福岡縣田川郡伊田町伊田三千五十五番地ノ一
井上德三郎　同所二千百四十九番地ノ一
平尾岩太郎　同所二千百四十一番地ノ一
浦見　隆博　同所三千五十五番地ノ一
一監査役ノ氏名住所
平尾卯三　福岡縣田川郡後藤寺町奈良千七百五十六番地
井上トク　同郡伊田町伊田二千百四十九番地ノ一
一存立時期　滿十箇年
右昭和九年三月二十四日登記　田川區裁判所

◎後藤鹽種合資會社解散
一總社員ノ同意ニ因リ昭和九年三月二十日解散ス
昭和九年三月二十七日登記　竹田區裁判所田中出張所

◎合資會社三友商店變更(支店)
一昭和九年三月九日目的ヲ左ノ通リ變更ス
目的　肥料酒類木炭金物類其他雜貨ノ賣買
右昭和九年三月二十三日登記　高瀨區裁判所伊倉出張所

◎鹿兒島電氣株式會社變更
一取締役佐野直喜ハ昭和九年三月七日死亡ス
昭和九年三月二十日登記

◎安田生命保險株式會社變更(支店)
一左記ノ者昭和九年三月十五日新ニ取締役ニ就任ス
丹治經三　東京市中野區千光前町七番地
一監査役住野良三ハ昭和九年三月十五日重任ス
昭和九年三月二十二日登記　鹿兒島區裁判所

◎都城合同運送株式會社變更
取締役淵脇岩雄ハ昭和九年三月三日死亡シタリ

◎都城合同運送株式會社變更
昭和九年三月十五日左記ノ者取締役ニ選任セラレ同日就任シタリ
淵脇政治　北諸縣郡沖水村大字川東四千五百八十番地一
右昭和九年三月二十六日登記　都城區裁判所

◎合資會社設立
一商號　吉岡乘合自動車合資會社
一本店　宮城縣鹽釜町字港一番地
一目的　乘合自動車業
一設立年月日　昭和八年十一月一日
一代表社員ノ氏名　佐藤一得
一社員ノ氏名住所出資及ヒ責任
金二千七百五十圓　無限　佐藤一得　宮城郡鹽釜町字町二百九十二番地
金一千七百五十圓　有限　佐藤健吉　同郡同町字町二百九十七番地
金五百圓　同　櫻井大太郎　同郡利府村森鄕字町二十一番地
金五百圓　同　佐藤寅之助　同郡鹽釜町字町二百九十二番地
一存立時期　設立ノ日ヨリ滿二十箇年
昭和九年三月二十九日登記　仙臺區裁判所鹽釜出張所

◎合名會社萬屋商店淸算結了
昭和九年三月二十日淸算結了
右昭和九年三月二十三日登記　郡山區裁判所

◎白河製絲合資會社變更
一昭和九年三月二十二日有限責任社員根本七郎齋藤四郎石崎泰治ノ三名ハ總社員ノ同意ヲ得テ自己ノ出資ニ對スル持分ヲ讓渡シテ退社シ讓受人入社シタリ
金一千五百圓也　有限　齋藤光郎　西白河郡白河町字七番町二十六番地
一昭和九年三月二十二日各社員ノ出資額ヲ左ノ如ク變更ス
金五千四百五圓也　五十嵐嘉藏
金七千三百二十五圓也　吉田多吉
金四千二十圓也　飯村娩吉
金三千二百五十圓也　齋藤光郎
右昭和九年三月二十八日登記　白河區裁判所

◎合資會社渡邊自動車商會變更
一社員渡邊キミ同渡邊ヨシハ各持分全部ヲ昭和九年三月十六日左者ニ讓渡シテ退社ス入社シタル社員ノ氏名住所出資ノ種類及責任左ノ如シ
一金一千圓　有限　眞船市之助　岩瀨郡牧本村大字牧之內字兒澁二十三番一號地
一金一千圓　有限　眞船アサ　同所同番地
右昭和九年三月二十九日登記　白河區裁判所長沼出張所

◎合資會社設立
一商號　山都自動車合資會社
一本店　耶麻郡山都村五百四番地
一目的　乘合自動車及貸切自動車ノ營業及之ニ附帶スル一切ノ業務
一設立ノ年月日　昭和九年三月二十八日
一代表社員ノ氏名　齋藤治平
一社員ノ氏名住所出資ノ種類價格及責任
一金二千百圓　無限　齋藤治平　耶麻郡山都村五百四番地
一金千四百圓　有限　齋藤季吉　耶麻郡山都村五百四番地
一金千圓　有限　皆川梅吉　耶麻郡一ノ木村乙千九百四十二番地
一金五百圓　有限　齋藤保吉　耶麻郡山都村五百四十番地
一存立ノ時期　設立ノ日ヨリ十箇年
右昭和九年三月二十九日登記　若松區裁判所山都出張所

◎合資會社設立
一商號　合資會社中万商店
一本店　石城郡四倉町字仲町二番地
一目的　海產物製造販賣肥料製造販賣業
一設立ノ年月日　昭和九年三月二十七日
一社員ノ氏名住所出資ノ種類價格及責任
丹野万次郎石城郡四倉町字仲町二番地金二百圓也無限酒井良造石城郡大浦村大字上仁井田字家ノ前八十四番地金八百圓有限四倉二郎同郡同村同大字字東ノ內三十二番地金四百圓有限佐藤保次郎同郡四倉町字仲田百四番金四百圓有限佐藤辰藏同所字町野十番地金二百圓有限
一存立ノ時期　設立ノ日ヨリ滿二十箇年
右昭和九年三月二十八日登記　平區裁判所四倉出張所

◎盛岡電燈株式會社變更(支店)
一昭和三年九月十七日登記シタル擔保付社債殘額金七百万圓ノ內金二十五万圓ヲ昭和九年三月二十日償還シ社債總額ヲ金六百七十五万圓ト變更ス
昭和九年三月二十六日登記　宮古區裁判所

◎槇屋株式會社變更
一取締役佐藤秀藏辭任ニ付昭和九年三月二十日株主總會ニ於テ左記ノ者當選就任ス
佐藤愼平　東磐井郡摺澤村字摺澤驛四十二番地
昭和九年三月二十七日登記　一關區裁判所大原出張所

◎船川電氣株式會社變更
一取締役木場貞二ハ昭和九年三月十四日其ノ住所ヲ左ノ地ニ移轉ス
東京市澁谷區榮樂町十番地
右昭和九年三月二十八日登記　秋田區裁判所船川港出張所

◎株式會社山七金物店變更
監査役平泉準太郎昭和九年三月十七日死亡ス
昭和九年三月二十八日登記　弘前區裁判所

◎十和田鐵道株式會社(變更)
一昭和九年三月十九日第二新株各株ニ付キ拂込ミタル株金額金五十圓ト變更ス
一取締役三浦万之助ノ住所ヲ昭和九年三月十九日左ノ如ク變更ス
上北郡三本木町大字三本木字寺向四十番地
右昭和九年三月二十七日登記　八戶區裁判所三本木出張所

◎支配人選任
一支配人ノ氏名住所　水上恒二　札幌市北一條西十九丁目一番地
一主人ノ氏名住所　東洋木炭株式會社　同市北五條西五丁目二番地
一支配人ヲ置タル場所　同市北五條西五丁目二番地

◎合名會社設立
一商號　合名會社共和ミルクプラント
一本店　札幌市北六條西十三丁目一番地
一目的　牛乳販賣業前項ニ附帶スル一切ノ業務
一設立年月日　昭和九年三月十八日
一代表社員　畠山七太郎
一社員ノ氏名住所及出資
一金三百圓畠山七太郎札幌市北六條西二十丁目一番地金二百圓松浦正大同市南一條西十五丁目一番地金二百圓榎原俊一同市南一條西九丁目一番地金二百圓小野昌義同市南五條東二丁目十八番地金二百圓中山照同市南一條西十六丁目一番地金二百圓大黑やす同市北二條西十三丁目一番地金二百圓佐々木萬六同市北六條西十三丁目一番地
一存立時期　滿十五箇年

●第一商事株式會社變更
一取締役島田斯文監査役浮津勝男ハ三月十日辭任同日左ノ通就任
取締役馬場三五郎　札幌市南八條西八丁目千三十二番地　監査役田村周藏　同市南七條西七丁目千三十三番地
右昭和九年三月二十日登記

●合資會社龜屋食品店解散
一三月二十日總社員ノ同意ニ因リ解散
右昭和九年三月二十日登記

●大日本麥酒株式會社變更(支)
一取締役龜田寅吉ハ三月十三日死亡
右昭和九年三月二十二日登記

●麥酒共同販賣株式會社變更(支)
一取締役龜田寅吉ハ三月十三日死亡

●合名會社高島商店變更
一三月二十三日代表社員高島彌市郎ハ退社シ高島トセハ代表社員トナル　同日高島トセハ其持分ノ一部ヲ左者ニ讓渡シ出資ヲ二千圓ト變更シ左者ハ入社ス
一金一千圓　高島彌作　札幌市南四條西二丁目八番地
一同日高島正市ハ持分ノ一部ヲ左者ニ讓渡シ出資ヲ一千圓ト變更シ左者ハ入社ス
一金一千圓　北崎喜一郎　札幌市北二條東十丁目二十一番地
右昭和九年三月二十四日登記　札幌區裁判所

●合資會社設立
一商號　丸合製繩合資會社
一本店　雨龍郡深川町字蓬萊町六丁目十四番地
一目的　繩製造販賣營業
一設立年月日　昭和九年三月二十五日
一社員ノ氏名住所出資及責任
金六百七十圓　無限　齋藤東一郎　雨龍郡深川町字蓬萊町七丁目八番地ノ六
金六百六十圓　有限　和泉仲次　同郡同町字仲町七丁目八番地
金六百七十圓　有限　村上勘一　同郡同町字新市街地
昭和九年三月二十七日登記　旭川區裁判所深川出張所

●合資會社丸タ砂田ハキモノ店變更
昭和七年八月十五日字地番改正ニ因リ本店及支店所在ヲ左ノ通リ變更ス
本店　釧路市北大通五丁目六番地
支店　釧路市大町二丁目四番地
前同理由ニ因リ社員ノ住所ヲ左ノ通リ變更ス
砂田源藏　釧路市北大通五丁目六番地
砂田信　同上同番地
昭和九年三月十五日總社員ノ同意ニヨリ無限責任社員砂田源藏ハ其出資持分全部ヲ砂田德一ニ讓渡シテ退社シ砂田德一ハ之ヲ讓受無限責任社員トシテ左ノ通リ入社シ有限責任社員廣瀨武夫ハ其出資持分全部ヲ砂田ゆきニ有限責任社員八十島久一ハ其出資持分全部ヲ山本キヨニ讓渡シテ各退社シ砂田ゆき及山本キヨハ各之ヲ讓受ケ有限責任社員トシテ左ノ通リ入社ス
一金二百五十圓　一商品及備品　無限　砂田德一　釧路市北大通五丁目六番地
一金二百五十圓　有限　砂田ゆき　同上同番地
一金二百五十圓　有限　山本キヨ　釧路郡鳥取村一番組三番地
右昭和九年三月二十六日登記　釧路區裁判所

●大泊農牧株式會社變更
監査役細田位一昭和九年二月二十七日死亡ス
右昭和九年三月二十六日登記　豐原區裁判所

●東海運輸株式會社變更(支店)
一監査役全員任期滿了ニ付昭和九年二月二十八日株主總會ニ於テ改選ノ結果監査役吉田能藏同吉岡信平同内山政一郎同青木吉兵衞ハ各再選セラレ何レモ同日重任シタリ
右昭和九年三月十六日登記　豐原區裁判所敷香出張所

●合資會社設立
商號　合資會社高尾商店　本店　臺北市永樂町一丁目一番地　目的　一醫療補助品護謨製品ノ販賣業　二圖書書籍其他ノ印刷物並文房具ノ販賣業　設立年月日　昭和九年三月十五日　代表社員ノ氏名　栗屋壽三　社員ノ氏名住所出資ノ種類價格及責任　臺北市永樂町一丁目一番地　金一万圓　無限　岩本喜之助　同所同番地　金五千圓　無限　栗屋壽三　高知縣高岡郡東又村志和四百十三番地　金五千圓　有限　岩元重三郎　存立時期　昭和十八年十二月三十一日

●合資會社設立
商號　合資會社新恒德商行　本店　臺北市入舟町一丁目八番地　目的　和洋雜貨化粧品類ノ販賣及之ニ附屬スル行爲ヲ經營　設立年月日　昭和九年三月二十日　社員ノ氏名住所出資ノ種類價格及責任　臺北市新起町三丁目四十一番地　金一千五百圓　無限　吳淡梅　同市入舟町一丁目八番地　一商品器具花王粉末石鹼外二十五万九千六百三十八點　此評價額金一万二千八百圓　一債權　金二千七百六十九圓八十一錢　但シ債務者林萬順外三十三名ニ對スル分　此ノ評價金二千二百圓　有限　吳許氏琴　同所同番地　金二千圓　有限　吳金土　同市同町二丁目十五番地　金五百圓　有限　吳隆成　同市太平町三丁目百三十九番地　金五百圓　有限　周水龍　同市老松町一丁目十四番地　金五百圓　有限　張地澤　存立時期　設立ノ日ヨリ滿二十箇年

●合資會社設立
商號　合資會社日の本洋傘店　本店　臺北市京町二丁目三十一番地　目的　洋傘帽子ノ製造販賣　設立年月日　昭和九年三月十八日　社員ノ氏名住所出資ノ種類價格及責任　臺北市京町二丁目三十一番地　金二千五百圓　無限　青島惣吉　同所同番地　金二百圓　有限　竹原千代野　臺中市錦町二丁目三十四番地　金三百圓　有限　藤原元一　存立時期　設立ノ日ヨリ滿二十箇年
右昭和九年三月二十二日登記　臺北地方法院

●合名會社新生タクシー(變更)
昭和九年二月十六日代表社員陳來春死亡　昭和九年二月二十三日社員傅秋金ハ代表社員ニ就任ス　同日新竹市新竹字西門一一二番地　曾國治ハ出資金一千圓ヲ以テ入社ス
右昭和九年三月二十四日登記　臺北地方法院新竹支部

●合資會社(設立)
商號　合資會社建源精米公司　本店　新營郡新營街新營二二〇番地　目的　精米雜穀賣買豆粕肥料販賣物品販賣　設立年月日　昭和九年三月二十日　代表者氏名　陳岸　社員ノ氏名住所出資ノ種類價格及責任　新營郡新營街新營四〇五番地　金二百圓　無限　陳岸　同所二四一番地　金一千圓　有限責任　沈振宗　同所三五六番地　金三百圓　同　沈進德　同郡同街王公廟一六四番地　金一千五百圓　同　陳益　存立時期　設立ノ日ヨリ滿二十箇年
右昭和九年三月二十二日登記　臺南地方法院新營出張所

●合資會社(設立)
商號　泉成商店合資會社　本店　東港郡東港街東港五八八番地　目的　穀粉肥料罐詰石油日用雜貨海陸物產ノ各販賣及右各項ニ附帶スル一切ノ業務　設立年月日　昭和九年三月二十日　代表社員　方漏遠　出資ノ種類價格及責任　東港郡東港街東港五八八番地　金三百圓　無限責任　方漏遠　同所一八一番地　金三百圓　無限責任　方清連　高雄市鹽埕町三丁目十番地　金二百圓　無限責任　陳麗焜　東港郡東港街東港五八八番地　金一千圓　有限責任　方清泉　同所同番地　金一千圓　有限責任　方水連　同所八六二番地　金二百圓　有限責任　鄭泰山　存立時期　設立登記ノ日ヨリ滿二十年
右昭和九年三月二十四日登記　臺南地方法院東港出張所

◉法人登記

●高山報德社變更
一理事露木將朗ハ昭和九年三月十八日死亡ス
右昭和九年三月二十三日登記　小田原區裁判所大磯出張所

●社團法人北三原村青年團變更
一理事任期滿了ニ付昭和九年三月二十二日改選ノ結果左記ノ者選任セラレ同日就任ス
吉野良大　安房郡北三原村上三原千百八十八番地
鈴木淸一　同郡同村小川五百二十五番地
眞田廉　同郡同村布野四百六十八番地
尾形鶴　同郡同村小向二十九番地
長谷川武　同郡同村上三原一二百九十五番地
鈴木一郎　同郡同村小川八十三番地
右昭和九年三月二十八日登記　北條區裁判所南三原出張所

●社團法人前橋積善會變更
昭和九年三月二十三日資產ノ總額ヲ金一万一千三十六圓十七錢ト變更ス
昭和九年三月二十八日登記　前橋區裁判所

●報德遠讓社變更
理事任期滿了ノ處昭和九年三月二十日鈴木茂重任ス
右昭和九年三月二十六日登記

●報德遠讓社第三分社三榮社變更
昭和九年三月二十六日資產ノ總額ヲ金七百七十二圓ト變更ス
理事任期滿了ノ處同日左ノ通リ就任ス
理事　小出審四郎　磐田郡下阿多古村上野二千二百十七番地
吉林長太　同所百二十番地

●報德遠讓社第三分社船明北社變更
昭和九年三月二十五日資產ノ總額ヲ金千九百十五圓十錢ト變更ス
理事任期滿了ノ處同日左記ノ者就任ス
理事　鈴木廣吉　磐田郡光明村船明四十一番地
岡部六郎　同所百九十五番地
右昭和九年三月二十七日登記　濱松區裁判所二俣出張所

●杉村永保社變更
理事任期滿了ノ處左記ノ者昭和九年三月二十日就任ス
杉村邑三郎　小笠郡倉眞村三一〇番地
杉村本次　同郡同村三五一六番地ノ二
杉村勝九郎　同郡同村三二六番地
同日資產ノ總額ヲ金七千八百二十四圓九十二錢ト變更ス
右昭和九年三月二十六日登記

●大日本報德社變更
理事岡田良平昭和九年三月二十三日死亡ス

●掛川農學社變更
理事岡田良平昭和九年三月二十三日死亡ス

●牛岡組報德社變更
理事岡田良平昭和九年三月二十三日死亡ス
右昭和九年三月二十八日登記　掛川區裁判所

◉相續財產管理人選任

本籍及最後ノ住所　高知縣高岡郡檮原村檮原三百九十一番屋敷　被相續人　亡　杉本武一
利害關係人愛媛縣北宇和郡日吉村大字日向谷甲四百五番地崎本杢三郎ノ申出ニ因リ高知縣高岡郡檮原村檮原三百七十七番屋敷杉本米吉ヲ右亡杉本武一ノ相續財產管理人ニ選任シタリ
昭和九年五月二日　須崎區裁判所

◉準禁治產宣告取消

茨城縣眞壁郡下妻町大字下妻乙八百三十六番地　萩原末吉　明治二十三年三月十四日生
右ノ者ニ對シ昭和六年十二月十七日當裁判所ノ宣告シタル準禁治產ハ同人ノ實兄高島忠兵衞ノ申立ニ因リ昭和九年四月十二日之ヲ取消シタリ
昭和九年五月五日　下妻區裁判所

大分縣大分郡野津原村大字竹矢二ノ二千八百四十九番地　森下貞人　明治四十二年三月十三日生
右ニ對シ昭和四年十一月六日當區裁判所ノ宣告シタル準禁治產ハ其ノ親族橋本七郎ノ申立ニ因リ昭和九年四月二十六日之ヲ取消シタリ
昭和九年五月四日　大分區裁判所

◉公示催告

福岡縣嘉穗郡二瀨町大字伊岐須三百九十七番地　申立人　野見山醇造
左記表示ノ貨物引換證ニ付前記申立人ヨリ公示催告ノ申立ヲ爲シタルニ依リ其ノ所持人ハ昭和九年十一月六日午前十時迄ニ當區裁判所ニ權利ヲ屆出且貨物引換證ヲ提出スヘシ若シ右期日迄ニ屆出及提出ヲ爲ササルニ於テハ其無效ヲ宣言スルコトアルヘシ
昭和九年四月十四日　飯塚區裁判所　判事　關成章

貨物引換證ノ重要ナル表示
一貨物引換證　一通
貨物引換證番號　甲熊本(米穀)第六二四二一號
荷送人　熊本米肥株式會社
荷受人　野見山本家
品名荷造ノ種類箇數記號　肥後米　一百六十俵
(昭和八年產)
重量容積　十瓩扱
送券記載價格　金一千六百圓也
運送賃及原發諸掛金　金三十六圓九十三錢
引換證發行手數料　金五十錢
運賃支拂方法　運賃請拂元拂
證書作成年月日　昭和八年十二月三十日
到著地及取扱人　筑豐線二瀨驛　㋡國際通運株式會社代理店
證書作成地　熊本市春日町
證書有效期間　發行ノ日ヨリ向フ四箇月間
證書發行日　昭和八年十二月三十日
發行人　熊本運送株式會社　專務取締役坂口重雄
記事　昭和八年十二月三十日ヲ第一七四四六號　山鹿驛　㋡店

臺北州基隆市堀川町三番地　申立人　合資會社和隆商會　右代表社員　陳垗華
別紙表示ノ證券ニ付キ前記申立人ヨリ公示催告ノ申立ヲ爲シタルニヨリ其ノ所持人ハ昭和九年十二月十五日午前九時迄ニ當法院ニ權利ヲ屆出テ且ツ右證券ヲ提出スヘシ若シ右期日迄ニ屆出及ヒ提出ヲ爲ササルニ於テハ其ノ無效ヲ宣言スルコトアル可シ
昭和九年五月二日　臺北地方法院單獨部　判官　大里武八郎

(別紙)
目錄
近海郵船株式會社荷物受取證　一通
船名　13次岩手丸
證書番號　サ一番
輸出地扱人　丸二商店
記號　㊀
荷造　無記入
種類　米松角
箇數　三十八本
重量又ハ容積　無記入
輸出地　大阪
荷送人　竹內
價格　二千圓也
到著地　基隆
荷受人　和隆
發行人　近海郵船株式會社　大阪代理店日本郵船株式會社大阪支店長
作成年月日　昭和九年二月十四日

◉失踪宣告

本籍及最後ノ住所　千葉縣安房郡那古町正木千六百三十六番地　不在者　山下むめ　天保四年二月十二日生
右ニ對シ戸主山下正一ノ申立ニ因リ當區裁判所ハ昭和九年五月四日失踪ノ宣告ヲ爲シタリ
昭和九年五月四日　北條區裁判所

◉破產事件ノ配當ニ付公告

岐阜區裁判所昭和六年(フ)第三七號配當公告
一金三万七千九百四十七圓八十七錢八厘　配當ニ加フヘキ債權ノ總額
一金七千五百八十七圓六十六錢　配當スルコトヲ得ヘキ金額
右公告ス
昭和九年五月十四日
岐阜市海老町三番地　有限責任柳津信用購買組合破產管財人辯護士　小山市次

◉行旅死亡人

本籍住所氏名不詳男(推定)一人年齡二十六年位胸部中央以下ナシ右手上肢及左手腕關節ヨリナシ身長推定五尺一二寸死後約二十日目鼻不明頭髮四分齒右下大臼齒義齒顎付一本著衣ナシ
右本月二十七日午前二時頃本郡吉田町宮崎梶島東南約十五町沖合ニ於テ打瀨網漁業中變屍體發見ニ付假埋葬取計ヘリ心當リノ者ハ當役場ニ申出ツヘシ
昭和九年四月二十八日　愛知縣幡豆郡幡豆町役場

◉日本銀行週報

●兌換銀行券發行高毎週平均高報告(自昭和九年五月六日至昭和九年五月十二日)

		円
發行兌換銀行券		一、一二六、六七三、九五七・〇〇〇
準備	金貨及金地金	四四九、一四四、〇五三・〇〇〇
保證	公債	三五二、六四二、五五三・〇〇〇
	政府證券	三七、七六五、八〇一・〇〇〇
	證券	五四、六九三、六九一・〇〇〇
	手形	二三二、四二七、八五九・〇〇〇
	合計	六七七、五二九、九〇四・〇〇〇

●營業毎週報告(昭和九年五月十二日)

負債ノ部

		円
資本金		六〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇
積立金及損益金		一三九、八三二、二四〇・五七〇
發行兌換銀行券		一、〇九〇、四五六、七一三・五〇〇
政府預金	政府當座預金	九〇、七八六、〇六八・七二七
	其他	一一一、八四六、六八六・一一三
	計	二〇二、六三二、七五四・八四〇
一般預金		一一七、六八五、三七六・四二〇
小額紙幣準備寄託金		一一、一六〇、〇〇〇・〇〇〇
其他		一二七、二〇〇、一九七・六〇二
總計		一、七四八、九六七、二八二・九三二

資產ノ部

		円
拂込未濟資本金		一五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇
現金及地金	金貨及金地金	四四九、五四五、一八二・〇五〇
	其他	四四、七一六、六六〇・八九五
	計	四九四、二六一、八四二・九四五
割引手形		五八二、三六二、七三三・三五〇
政府法定貸金		二二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇
政府一時貸金		二六、〇八二、七五九・七五〇
貸付金		二六、八九八、七〇二・六〇〇
外國爲替		二九、九九三、六九一・二一〇
公債		四二四、九〇二、八五三・三八〇
代理店勘定		八二、一五八、三三七・三八三
政府勘定特殊現金		一五、三五〇、九二四・八二一
小額紙幣準備保管金		一一、一六〇、〇〇〇・〇〇〇
其他		一八、七九五、四三七・四九三
總計		一、七四八、九六七、二八二・九三二

昭和九年五月十五日　日本銀行

正誤

昨十五日本欄購買入札ノ項中廣島遞信局ノ部一、品名及數量ノ第四號五行「一、四平方粍」ハ「一四平方粍」ノ誤
遞信書記官
去月三十日同商業登記ノ項中七五九頁四段掛川區裁判所金谷出張所ノ部初行「商業銀行」ハ「商榮銀行」ノ誤植

◉外國郵便物東京中央郵便局締切日時表

	通常 普通 月日時	通常 書留 月日時	小包 月日時	郵便船出帆港	船名
●布哇、米國、加奈陀、南米等行	五、一七後零一〇	五、一七前一一、五〇	—	横濱	淺間丸
●南支那、香港、フイリッピン群島、海峽殖民地、英領印度等行	同一八前八半	同一七後一〇	—	門司	照國丸
●蘭領東印度行	同一八前八半	同一七後一〇	—	同	まどらす丸
●南支那、香港、フイリッピン群島、海峽殖民地、英領印度、南阿弗利加等行	同一八後七	同一八後六半	—	神戸	さんとす丸
●香港、フイリッピン群島、濠洲、新西蘭等行	同一九後八、一五	同一九後七、四五	—	長崎	北野丸
●加奈陀、米國、南米等行	同一九後二、一〇	同一九後一、四〇	五、一九前九半	横濱	プレシデント、マッキンレー號

第2209号　本文

ナショナルカーボン紙

國産優良撰定品

大阪市旭區放出町
日本複寫紙合資會社

アサヒ複写紙

振替口座大阪二八〇五二番

株券無效公告

左記當社株券亡失ノ旨名義人ヨリ屆出アリタルニ付昭和九年七月十五日迄ニ異議ノ申立ナキトキハ之ヲ無效トス

名義人　三好勝　五株　拾第參參參七號　壹枚

昭和九年五月十四日

滿洲電信電話株式會社

避雷針

大阪市西區立賣堀北通三丁目

鈴木深藏商店

電話長新町一四八〇番

愛知電氣鐵道株式會社第壹回物上擔保附社債擔保追加公告

愛知電氣鐵道株式會社第壹回物上擔保附社債總額壹千四百五拾万圓（但右總額ハ數回ニ分チ發行スヘキモノナル處昭和八年拾月七日第壹回發行分い號社債五百万圓、昭和九年參月壹日第貳回發行分ろ號社債八百万圓發行）ノ追加擔保トシテ昭和九年貳月壹日委託會社愛知電氣鐵道株式會社及ヒ受託會社中央信託株式會社間ニ作成セル物上擔保附社債增抵當設定契約證書ニ基キ受託會社ハ左記鐵道財團ノ上ニ順位第壹番ノ抵當權ヲ設定シタルニ付此段公告候也

一、鐵道抵當原簿登錄第參百八拾八號鐵道財團（神宮前常滑間及ヒ大江東名古屋港間）

昭和九年五月拾壹日

委託會社　愛知電氣鐵道株式會社

受託會社　中央信託株式會社

朝鮮殖産債券臨時償還公告

第七拾四回朝鮮殖産債券殘額八百九拾五萬圓也ハ來ル六月壹日臨時償還可致候間同日以降債券引換ニ元利金御受取被下度候

追而償還當日迄ノ利子ハ日割計算ヲ以テ左記ノ通リ御支拂可致尚償還期日後ノ利子ハ支拂不致候

五千圓券　金五拾八圓七拾六錢
壹千圓券　金拾壹圓七拾五錢
五百圓券　金五圓八拾七錢
壹百圓券　金壹圓拾七錢

昭和九年五月

株式會社　朝鮮殖産銀行

ローヤル

ポータブル及事務用標準型タイプライター

種類
英・獨・露
カナモジ

ビズネスに書齋にその日の生活にスピードと充實味を增加する最重要なる原動機——二つとも機構精鋭、機體輕快、隨時、隨所、あらゆる仕事にマスターストロークを與へる！

—カタログ進呈—

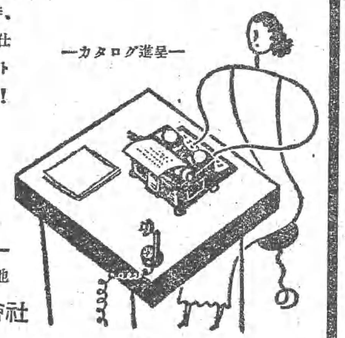

東京・其他各地

丸善株式會社

社債繰上償還公告

當社第七回物上擔保附社債總額壹千萬圓也（當社カ本社債繰上償還日前ニ新ニ社債ノ募集ヲ開始シ新社債ノ拂込金代用トシテ本社債ノ乘換ヲ許シタルトキハ該拂込代用トシテ提供セラレタル乘換分ヲ除ク）ハ來ル五月參拾壹日全額繰上償還可致候間同日以降株式會社日本興業銀行本支店ニ於テ債券（昭和九年拾壹月拾五日渡以降利札附屬）引換ニ元金及左記端數利金御受領被下度候

端數利金

壹萬圓券　金參拾圓四拾參錢
壹千圓券　金參圓四錢
壹百圓券　金參拾錢
五千圓券　金拾五圓貳拾壹錢
五百圓券　金壹圓五拾貳錢

昭和九年五月

福島電燈株式會社

アキバ

東京市九段下電停前

アキバ徽章商會

御一報次第新カタログ進呈

社債繰上償還公告

當社社債（舊富山紡績株式會社第壹回物上擔保附社債）總額貳百萬圓也（當社カ本社債繰上償還日前ニ新ニ社債ノ募集ヲ開始シ新社債ノ拂込金代用トシテ本社債ノ乘換ヲ許シタルトキハ該拂込代用トシテ提供セラレタル乘換分ヲ除ク）ハ來ル五月參拾壹日全額繰上償還可致候間同日以降株式會社日本興業銀行本支店ニ於テ債券（昭和九年六月貳拾日渡以降利札附屬）引換ニ元金及左記端數利金御受領被下度此段公告候也

端數利金

五千圓券　金壹百四拾四圓貳拾四錢
五百圓券　金拾四圓四拾貳錢
壹千圓券　金貳拾八圓八拾四錢
壹百圓券　金貳圓八拾八錢

昭和九年五月

吳羽紡績株式會社

Buick 完全な美と力の結合

氣品高き個性美と力強い近代的設計を以て、新ビウイクは凡らゆる自動車を指導します。一点申分なき機構と傳統的な信頼性とは絶對に他車の追隨を許しません。勿論ニー・アクション裝置による乘心地は今日の驚異であります。自家用として、又官廳、會社用として御乘用車の御選擇に迷はるゝ必要はなくなりました。新ビウイクほどの大價値を以て、皆樣の御滿足を得る車は、到底他に見出せないからであります。何卒下記販賣店に於て御試驗願上ます。

ビウイク自動車全國總代理店

梁瀬自動車株式會社

本店　東京市日本橋區通三丁目
支店　大阪—博多—名古屋

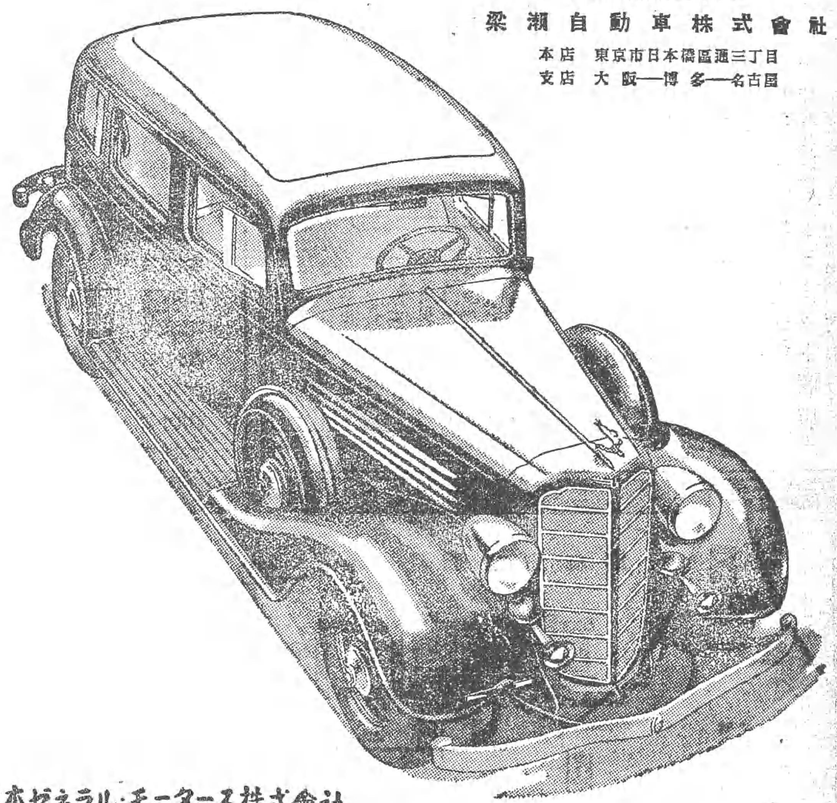

日本ゼネラル・モータース株式會社

第2209号　本文

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

特許
大谷金庫
國立工業試驗所耐熱試驗濟
株式會社 大谷金庫店
東京 京橋區新富町
京都・大阪・神戸

新時代の一新製品
登録商標 國定
改良半紙
改良美濃紙
●壹締貳千枚入 ●壹俵拾貳締入
●壹締貳十五百枚入 ●壹俵 八 締入
見本及定價表は御一報次第進呈
國定……公 國定……侯 國定……伯 國定……子 國定……男 國定……爵 國定……位
國定……日 國定……英 國定……米 國定……獨 國定……佛 國定……露 國定……伊
●優美●丈夫●安價
粗製類似品あり 國定印に御注意
發賣元 合資會社 小津商店
東京市日本橋區大傳馬町一丁目一番地
電話浪花 五三五六・五三五・七三四・一二四一

特許 愛國版
勝鬨版2最高權威
新●特許●撓
眞價八品
一、インキ盤抽斗裝置
一、原紙一齊締付裝置
東京市日本橋區橋町三丁目
第一謄寫堂
電話浪花 一〇九二番
支店及出張所 大阪福岡京城札幌

Leitz
ライツ製品
顯微鏡（生物學、金屬用、偏光用、其他各種）
顯微鏡寫眞裝置
顯微鏡用附屬品
理化學光學器械
小型カメラ、ライカ
品名御指定御申越次第型錄贈呈
東洋總代理店 シュミット商店
大阪市北區中ノ島二ノ十三
東京市日本橋區室町三ノ二

資本金 五千七百五拾萬圓（拂込濟）
法定準備金 五千七百五拾萬圓
別途準備金 七百貳拾萬圓
東京市麹町區丸ノ內一丁目一番地
株式會社 第一銀行
支店 東京、橫濱、大阪、神戸、名古屋、四日市、京都、福岡、久留米、熊本、鹿兒島、宮崎、佐賀、長崎、小倉、門司、下關、長府、岡山、足利、桐生、館林、前橋、水戸、札幌、釜山
所在地

諸官廳御用
世界の第一車
日本一
富士白轉車
覇王號・宣傳號
諸官廳會社專用として定評あるスターリング號を特にお奬めします
サービス部の設備あり
製造 大日本自轉車株式會社
發賣 株式會社日米商店
東京 大阪 名古屋 福岡 京城 倉敷 札幌

定價 一ケ月 一部 九十五錢 一個八十錢（外國郵便二ヶ）
廣告料 本公告 六號一行 三十錢 五號五錢四號十錢增
一般廣告 六號十四字詰一行 二十五錢
發行所 東京市麹町區大手町 內閣印刷局
電話丸ノ內三四一〇番 振替東京二九〇〇番

（ナヤム格裁定國ハサ大ノ書本）

許 2209 可 本文ヨリ

貿易調節及通商擁護に關する法律について

外務省通商局

一

現下の世界經濟を概觀するに、一方に殆んど世界各國にわたつて、その通貨は金の基礎を離れて動搖し、國際信用機構は根底より覆へされ、他方に通商障壁は未曾有の高きに達し、世界貿易は驚くべき萎縮を續けて、止まるところを知らない有樣である。

試に世界貿易の推移を示す一二の數字を掲げれば、左の通りである。

第一表　世界貿易額

‖國際聯盟　統計年鑑一九三二‖一九三三年版によるだよし一九三三年度の數字は聯盟統計月報一九三四年一月號により算出一部分暫定數字を含む‖五十九箇國の貿易額を月平均爲替相場により金ドルに換算したもの‖單位百万金ドル‖

年割	輸入	輸出	輸出入合計
一九二九	三五、六〇六	三三、〇三五	六八、六四一
一九三〇	二九、〇八三	二六、四九二	五五、五七五
一九三一	二〇、八四七	一八、九二二	三九、七六九
一九三二	一三、八八五	一二、七二六	二六、六一一
一九三三	一一、九三七	一一、一一九	二三、〇五六

右表に見る如く、一九三三年における世界貿易額は、不況勃發の年である一九二九年に比し、實に三分の一に減少し、なほ本年に入るもさして顯著な改善の兆も現はれてゐない。否、却て諸外國における輸入防遏措置は、ますます激化の兆あり、その前途はむしろ樂觀を許さないものがある。

二

わが國は由來有無相通ずるの經濟上の原則に則り、各國との經濟協力を促進もつて人類の福祉増進に貢獻せんことを企圖し來つたのであつて、各國において關稅引上、輸入割當その他各種の方法をもつて、外國品の輸入を防遏せんとしつつある今日においても、なほ右根本方針を堅持して渝らないのである。

右はわが國關稅率の諸外國に比し、概して低率に定められてゐること、殊に最近諸外國における苛烈たる保護主義の趨勢のなかにあつても、昭和七年關稅相場下落による從量稅および從價稅の不均衡を匡正する目的をもつて、從量稅の一般的引上をなしたる外は、最近數年間において極めて少數の品目につき、關稅改正を見たるに過ぎないこと、また輸入割當の如き措置をも採らなかつたことに徴するも、はたまた爲替管理法により爲替取引を取締つてゐるが、正當なる通商取引に關する爲替取引は、目下の狀態においては、何等これを制限することはないのに鑑するも明かに觀取せられるところである。

しかるに、前に述べたやうに、最近ますます諸外國の輸入防遏手段採用は激化せんとする傾向を示し、各方面においてわが國品の進出問題となり、わが國品に對し防遏を加へんとする國線出せんとする形勢濃厚となるにいたり、何等適當なる對策を講ずる必要を迫られるにいたつた。よつて政府においては、關係各省においてそれ〴〵對策を研究すると共に、昨年組織せられた外務省の通商審議委員會にも諮問して、檢討を進めて來たのであるが、通商審議委員會は本年二月二十三日の會議において、滿場一致左記答申を可決した。

「世界各地に進出しおれるわが國品に對する各國の輸入防遏の措置は、最近特に甚だしきを加へ中にはわが國との間の通商條約を廢棄せんとする情勢にありよつて政府はわが國の通商を擁護するため機宜の措置を講じ得る樣至急法律を制定せらるゝの要ありと認む」

よつて右答申の趣旨に基き、關係省において種種研究を重ねた結果成案を得、三月九日「貿易調節及通商擁護ニ關スル法律案」を議會に提出し、その協賛を得て、四月七日法律第四十五號として公布せられ、同三十日勅令をもつて五月一日より內地の外朝鮮、臺灣および樺太においても施行せられ、また南洋群島においても本法と同樣なる規定が施行せられることゝなつたのである。

三

貿易調節及通商擁護に關する法律は五箇條より成るが、その根幹をなすものは第一條であつ

付録

2209

て、第二條以下は檢査に關する規定および罰則である。

第一條は、先づ本法を發動せしむる場合につき「政府は外國の執りまたは執らんとする措置に對應して貿易を調節しまたは通商を擁護するため特に必要ありと認むるときは」と規定してゐる。即ち本法を發動せしめるためには、第一に外國が既に何等かの措置を執つたかまたは何等かの措置を執らんとする情勢があることを要するのである。

諸外國においてわが國品の輸入に對し、種々の防遏手段を採用してゐることは既に述べた通りであるが、これ等の不當なる壓迫手段を除去せしめるため、本法を發動せしめることを得るのはもちろん、場合によつては外國の執らんとする壓迫手段を豫防するためにも、本法を發動せしめることができるのである。

次に本法は「貿易を調節しまたは通商を擁護するため」に發動するものである。即ち本法は諸外國がわが輸出貿易を阻害せんがため、輸入防遏的措置を講じたる如き場合に、これに對應してわが通商を擁護することを本旨とするものであるから、單なる產業保護のためには本法を發動し得ないのである。

さて、それでは、本法を發動した場合、如何なる措置が執られるかといふに、第一條は「政府は、、、、期間および物品を指定し關税定率法別表輸入税表に定むる輸入税の外その物品の價格と同額以下の輸入税を課し若は輸入税を減免しまたは輸出若は輸入の禁止若は制限をなすことを得」と規定してゐる。

關税定率法第四條に、いはゆる報復關税に關する規定があつて、外國がわが國品に對し差別的不利益なる取扱をなしたる場合には、當該國の物品に對し普通の關税の外、從價十割の特別の關税を課することを得ることになつてゐるのにもかゝはらず、なほ本法の如き規定が必要であるかとの疑問をもつものもあると考へられるが、右報復關税の規定は、外國が差別的待遇を執つた後に始めて發動し得るものであるばかりでなく、右規定により執り得る措置も特別關税の賦課だけであるので、今日の如き複雜なる經濟情勢の下において、激化せんとしつゝある諸外國のわが國品に對する諸種の防遏的措置に對應し、貿易を調節しまたは通商を擁護するため、必要なる措置を執る上において、遺憾の點がすくなくない、さては本法の制定を必要とする次第である。

なほ、右報復關税の規定と本法とは排他的のものでないから、必要に應じこれを同時に適用するもさしつかいなく、極端なる場合を想像すれば、本法により從價十割を課税したる上、さらに報復關税從價十割を課税することもできる次第である。

次に第一條はまた本法發動の手續に關し「勅令の定むるところにより關税調査委員會の議を經て」と規定してゐる。政府は前に述べた通り本法により廣汎なる權限を與へられたのであるが、本法發動の場合その影響するところは甚大であるから、その運用については、愼重なる考慮を加へ、過のないことを期せなければならない。

よつて本法はこれを發動せしむる場合には、必ず關税調査委員會に附議し、勅令によりこれを定むることゝしたのである。將來如何なる勅令が制定せられるかは、本法の性質上今後の情勢によつて決定するものであるから、今よりこれを豫測することはできない。

關税調査委員會は大正十五年五月勅令第百二十五號關税調査委員會官制により、會長一人および委員三十二人以内をもつて組織せられ、大藏大臣の監督に屬しその諮問に應じて關税率に關する事項を調査審議する機關であつたが、本法律の結果さらに新たなる一大任務を負ふことになつたのである。從つてこれに對應して同委員會の組織を完備し、その機能を完からしめんことを望むとの希望が、衆議院においても貴族院においても表明せられたが、政府においても右希望に副ふ考であることは、議會において政府當局より言明せられたところであつて、目下その實現のために愼重審議をなしてゐる。

第二條は第一條の規定によつてなす輸出入の禁止または制限に關し、政府は報告を徵しまたは帳簿その他の檢査を行ふことを得る者を規定したものであるが、右の場合においても勅令の規定に從ふことゝなつてゐるから、將來その必要を見るにいたつた場合には、右に關する勅令の制定を見る筈である。

第三條以下は罰則であつて、本法の根幹ではないから、その説明を省略することにする。

最後に、本法は附則により施行後三年間を限り、その效力を有すと規定せられてゐる。本法は前に述べた通り本年五月一日より實施せられることになつたのであるから、昭和十二年四月三十日まで有效なわけである。

× × ×

これを要するに、本法は前に述べた通り、現下の複雜困難なる經濟情勢に對應し、政府において貿易調節及通商擁護のため、必要なる臨機應變の對策を講ずることにつき、遺憾なからしめんとするものである。

もとより政府としては、敢て事を好むものではない、本法を實際適用するが如き場合の生ずることは希望するところではないのであるが、現下の事態に鑑み、若し外國よりわが方に對し不當なる壓迫を加へんとするものあるにおいては、斷乎たる態度を示してその反省を求めんと欲するのである。

前に述べた通り、わが國は諸外國と協力して共存共榮を計らんとする政策を採つて來つたのであるが、もちろん本法の成立により右政策を放棄せんとするものではない。政府はあくまで右政策を主眼とし、わが國通商の發展を計らんと欲するものである。

船舶安全法關係法規の要旨（その二）

遞信省管船局船舶課長　重光　蔟

五　證書

檢査に合格した船舶に對し交付せられる證書は、船舶檢査證書、特殊船舶檢査證書および合格證明書の三種である。（法第九條）

（一）船舶檢査證書　定期檢査に合格した船舶については、管海官廳において航行區域、最大搭載人員、制限汽壓、滿載吃水線の位置等を定め船舶檢査證書を交付する。

船舶檢査證書の有效期間は、原則として四年であるが（法第十條）、前に述べた中間檢査を受けることを要しない小形船については、その安全性の現狀に應じ、管海官廳の裁量により三年以内において、これを定めることにせられた（施行規則第百十八條、漁船特殊規則第十一條）。

船舶檢査證書の有效期間を原則として四年とし、定期檢査と定期檢査との間において、一回乃至三回の中間檢査を行ふ制度が採用せられたのは、船舶の安全確保の見地よりかくの如き方法をもつて、適切であると認められたるによるものなることはいふまでもないが、一面においては、現在船級協會の行ふ特別檢査、年次檢査等の時期および方法を考慮したものであつて、兩者の檢査が同一時期に並行的に行はれることを豫想したものである。

果してしからば、船級協會の船級登錄を受けたる船舶に關する限り、當業者は多大の利便と經費の輕減とを享受するものと認められる。さきに遞信省に設置せられたる臨時海難防止調査會においては、この點に關し右と同樣の趣旨に基き決議されたのである。

船舶檢査證書は船舶が檢査に合格し、堪航性を有することを證明する證書なるをもつて、正當の事由なき限り、これを受有せずして船舶を航行の用に供することを得ないのはもとより當然であるが（法第十八條第一號）、これに關しては左の特例が設けられてゐる。

（イ）本法施行地外において、船舶證書の有效期間滿了したる場合において、船舶を本法施行地内の目的港まで回航するときおよび本法施行地にある船舶が船舶檢査證書の有效期間滿了しまたは航海中その有效期間滿了すべき場合において、管海官廳の認可を受け檢査を受けずして引續き短期の航海をなすときは、船舶檢査證書はこれに記載せられた有效期間滿了後といへども五箇月の範圍内において、當該航海に必要なる期間または管海官廳の認可したる期間その效力を存續せしめられる。（法第十條、施行規則第百二十二條）

前者の場合においては、事前に何等の手續を要せず、船長は本法施行地に歸航後最初に到達したる港の管海官廳にその事實を屆出るのをもつて足るも、後者の場合においては、船長は船舶の運航豫定表ならびに次回定期檢査を受けむとする場所および期日を記載した書面を添へ、引續き航海をなすことを必要とする、事由を具した申請書を提出して管海官廳の認可を受けることを要するのである。

かくの如き制度は、本法創設にかゝるものでなく、舊法においていはゆる回航認可として行はれて來たところと同一趣旨に出づるものであるが、その著しく異るのは、本法においては如何なる場合でも、船舶檢査證書の有效期間滿了後、五箇月を超えて航海を許容することなき旨を法定した點にある。

右の五箇月の期間はあたかも安全條約において、安全證書その他の證書の有效期間滿了の際船舶が外國にある時は、その自國への歸航を完了せしめるためにのみおよび適當かつ合理的と認めたる場合に限り、船舶所屬國の正當權限ある官吏において、五箇月の範圍内において證書の有效期間を延長し得る旨規定したところとその軌を一にするものである。

しかして、本制度はその運用如何が極めて重要なる問題であつて、これを嚴に失するときは船舶運航上幾多の不便あるべく、またこれを寛に失するときは、あだかも船舶檢査證書の有效期間を四年五月と定めたると同樣の結果となり、船舶の安全性は確保せらるべくもないのであるから、管海官廳においては適當なる裁量によりこれを運用するを要すると共に、一面當業者においても、本制度の趣旨を體し自制するところあるを要すと認められるのである。

（ロ）日本船舶を所有することを得ざるものに、船舶を讓渡する目的をもつて、これを本法施行地外に回航する場合、船舶を修繕しまたは檢査を受けるため、これを工場所在地または檢査を受ける場所に回航する場合、繫船の繫留地を變更するためこれを回航する場合において、管海官廳より回航認可證書の交付を受けたるときまたは船舶の試運轉の場合等、船舶法施行細則により航行認可書の交付を受けたるときは、船舶檢査證書を受有せざる船舶といへども、これを航行の用に供し得る。（施行規則第百三十五條）

本制度も舊法に於ける回航認可と大體同趣旨に基くものであるが、前に述べた（イ）の場合においては、船舶の使用目的に從ひ運航に從事し得るに反し、この場合においては特殊の例外を除き、原則として旅客または貨物の搭載を禁止せられるものである。

船舶檢査證書に記載せられ、從つて船舶航行上の制限乃至條件として掲げらるゝ事項は、船舶の種類により異るも、その主要なる事項は航行區域最大搭載人員、制限汽壓、救命設備、滿載吃水線、無線電信施設等に關するものである。

これ等の事項については、逐一こゝに説明することを省略するも、たゞ航行區域に關しては特に若干の説明を加ふる必要があると認められるから、次號をもつてこれを説明することにしやう。

地學上より見たる　瀬戸内海（その二）

理學博士　脇水鐵五郎

前號において述べた西北——東南行斷層に直角をなしてゐる東北——西南斷層も頗る著しく岡山笠岡の山陽本線の走つてゐる谷地を最北のものとし、神島玉島間の海岸線もこれに平行し、大島（武島）、眞鍋島の東海岸から呼松、稙松、妹尾を經て、岡山に引ける一線もこの系の斷層線である。その南には粟島、高見島、廣島、本島の南海岸に沿ひ、宇野、直島間を過ぎ牛窓瀬戸にいたる一斷層線があり、さらにその南には志保山塊、八國山塊、城山山塊、白峰山塊、男木島、女木島、小豆島を經て家島々群にいたる解截地壘狀の隆起帶がある。これも東北——西南行の斷層に介まつてゐる。

島嶼、山塊が斷層間の比較的隆起部であるのに反して、開いた海面は斷層間の比較的陷沒部を表はしてゐる。水島灘の形、小豆島、家島と中國との間に介まつてゐる海面の形、丸龜、多度津の海面の形、兒島灣の形等皆これを證してゐる。

要するに、この區間の島々は陷沒地塊の殘餓に過ぎないから、新らしい火山岩を戴いてゐる小豆島、屋島、白峰臺等を除けば、皆昔の準平原の面影を存し、標高は三〇〇メートル以上に出てゐるものはない。準平原部の大部分が花崗岩より成り、古生層と第三紀層のところもすこしばかりある。（兒島半島、豐島、小豆島の一部）

瀬戸内海はまた瀬戸内海火山脈の通過するところで、この火山脈に特有なる讃岐岩、石英安山岩、柘榴雲母安山岩、角閃雲母安山岩を始めとして輝石安山岩およびその集塊岩、玄武岩、石英粗面岩も所々に噴出し、その多くは屋島、白峰臺等のやうに熔岩臺をなしてゐるが、小形の饅頭形の熔岩丘をなしてゐるのもすくなくない。（白山、日山、綱ヶ岳等）

屋島は花崗岩の準平原面に噴出した讃岐岩の熔岩臺が四方より侵蝕を蒙つて標式的のメーサをなしてゐるもので、山頂は平らなれど、熔岩層の周邊部は直立壁をなし、その下に大きく崖錐が發達し花崗岩を蔽ふてゐる。臺は淺い谷によつて南臺と北臺とに分れ、その南臺は脚下に高松城の粉壁を瞰下し、さらに女木島男木島大島等を前にし、遠く豐島直島群の島々や大槌小槌の双子島を望み、瀬戸内海の展望臺として、ならびに源平の古戰場として古來その名を知られてゐる。

下津井の鷲羽山は中國と四國が最も接近せる部分に位し、近く翠緑したゝる六口島や釟飽諸島を控へて讃岐の青嵐を遠望し、山海の配置宜しきを得て、對岸の屋島と共に内海展望臺の雙璧である。

小豆島は海拔八一七メートルに達して瀬戸内海國立公園内の最高點をなしてゐるが、海岸線の屈曲も面白く、種々の名勝天然紀念物に富んでゐるが、就中中腹以上の集塊岩部は奇巖怪石の耶馬溪式風景を有し、寒霞溪（神懸山の漢名化）としてその名を唱はれてゐる。山上の展望また絶好である。

瀬戸内海の如き多海島で、大小島嶼の群立を風景の最重要素となすところにあつては、東の松島、西の天草と同じく、高いところより展望するのが觀賞の祕訣とする。しかし瀬戸内海にあつては、その島と山とが概ね花崗岩である關係から海岸が殊に美しく、またその地質が青松の繁茂に最も適してゐる關係で、山上山下砂濱水際いたるところに松林相茂り相遮つて、いはゆる瀬戸内海式を發揮してゐる。それであるから、近景の深勝樹下の逍遥には殊に適する。

鞆の仙酔島は石英粗面岩ながら、その地質樹木の關係花崗岩と選ぶところなく、翠松全島を埋めて近景の探勝地として、藝の嚴島に次ぐものである。

また國立公園の區域外ながら、松の名所として東讃に白鳥、津田の松原（琴林公園）あり、西讃に觀音寺の松原（琴彈公園）があつて、探勝もまた甚だ便利であるから、遊客を十分滿足せしめ得ることゝ思ふ。（をはり）

第2209号付録

第2209号　付録

空の國防　（その三）

陸軍省軍事調査部

アメリカ　アメリカ政府經營の航空は、陸海軍以外に森林巡邏飛行(使用機數四二)および酒密造監視、國境警邏ならびに天災に際し使用する若干の飛行機がある。

民間航空は頗る盛んで、一九三二年における統計は、左の數字をあげてゐる。

飛行機約一〇、六二六機、操縦士約一八、八〇〇人、公認飛行學校一二〇校、規定航空路四九、〇〇〇マイル、飛行場二、一三六(さらに二千を増設する案がある)、飛行マイル數四八、三四四、三五八マイル、旅客五〇四、五七五人、貨物一、三二四、四二八ポンド、郵便七、六五八、三三二ポンド。

一九三三年度前半期における統計は。

飛行マイル數二八、八八九、三四九マイル、旅客二二三七、〇九四人、貨物一六一、七三四ポンド、郵便四、二三九、〇二六ポンド。

因みにフイリツピンにおける民間航空の情況は次の通りである。

商用飛行距離　一三四、八一六マイル(一九三二年)、一八〇、六八七マイル(一九三三年前半期)、乘客數一、六六二人(一九三二年)、一〇、九四八人(一九三三年前半期)。

イギリス　民用航空發達のために政府は年々多額の補助費を支出してゐる。即ち、一九三二年度五十六万一千ポンド。一九三三年度六十六万三千ポンド。

右のやうな經費を投じて、毎年最短飛行マイルの四万マイルの實行を企圖し、また既に英―印間の定期航空路を開設し、また別に支那における航空路開拓を企圖し、著々その事業を進めてゐる。

特に注意すべきは、輕飛行機の發達競技を補助金を支出して(一九三三年度は二万ポンド)奬勵してゐることである。

フランス　政府奬勵補助の下に著々と發達しつゝある。一九三一年度の補助豫算五億一千三百万フラン。一九三〇年度における統計の數字は左の通りである。

飛行機約一、一〇〇臺、操縦士約一、一〇〇人、統空路約三九、〇〇〇キロメートル、飛行距離約九、二三九、〇三五キロメートル、旅客二八、六七二人、貨物一、五九一、〇七〇キログラム。

ドイツ　ドイツは平和條約によつて、軍事航空を全く禁止されてゐるため、從來民用航空には最大の努力を拂つて大いにその成果を擧げて來たが、近時航空省統轄の下に各機關の組織を整へ更に航空および防空の一大躍進を企圖しつゝある。一九三二年の統計は。

航空路延長一、一二五、四九三キロメートル、旅客九〇、六三〇人、貨物二、四〇〇、一〇九キログラム。

イタリー　政府の補助豫算一九二六年度以降は年額一億リラを支出しつゝあつたが、一九三〇年度は六千百万リラ、一九三一年は七千百万リラに減少した。一九三一年度における統計によれば。

航空路延長一八、一六〇キロメートル、飛行距離四、三九九、八七一キロメートル、旅客三三、六五〇人、貨物と郵便七〇七、〇〇三キログラム。

大都市に對する空爆の威力　大都市に對する空中爆擊の例としては、世界大戰間におけるパリーおよびロンドンに對するものを擧げることができる。

大戰間ドイツのパリー空襲

年次	飛行機 回數	飛行機 死	飛行機 傷	飛行船 回數	飛行船 死	飛行船 傷
一九一四	一〇	一一	五〇			
一九一五	二	?	?	一		
一九一六	一	二六	二八	二		
一九一七						
一九一八	一六	?	?			
合計	二九	二三六	六〇三	三		

同上ロンドン空襲

年次	飛行機 回數	飛行機 死	飛行機 傷	飛行船 回數	飛行船 死	飛行船 傷
一九一四	二	―	―	―	―	―
一九一五	四	二	六	二〇	二〇七	五三〇
一九一六	一六	一八	六一	二二	二九二	七三一
一九一七	三三	六五九	一、五五一	六	四〇	七五
一九一八	八	一八二	四二三	三	一二	五九
合計	五三	八六一	二、〇四三	五一	五五一	一、三九五

ロンドンおよびパリーに對する、ドイツ軍の空中爆擊は以上の通りであつて、爆彈落著地點の狀況はこゝにこれを省略するが、空爆實施回數の相當多數なのに比べて、死傷者の案外に少くないのは、パリーおよびロンドンにおける建築物が優良であつて、特に地下室、地下鐵道の避難所を有するためと、防空防火等の施設が良好であつたためと見なければならない。從つて、この數字に表はれた結果をもつて、東京、大阪等日本の大都市の場合を豫測樂觀することは危險である。

最近官廳刊行圖書抄報

左記は各官廳近刊圖書中當局へ到著分の一部

◎昭和五年國勢調査報告　第四卷府縣編　沖繩縣　(内閣統計局)
東京統計協會發賣(東京京橋區銀座西三)　八〇　送料八錢

◎大藏省第五十八回年報　(大藏省)
内閣印刷局發賣(東京麴町區大手町)　三圓五〇錢　送料共

◎臺中市史　(臺中市役所)
臺灣新聞社發賣(臺中、明治町一ノ五)　八圓　送料二〇錢

◎海外渡航者への注意　(外務省)
◎鑛山に於ける婦人の地下勞働　(内務省社會局)
◎帝國及列國の陸軍　昭和九年版　(陸軍省)
◎海洋時代　(海軍省)
◎文部省教育映畫時報　第一二號　(同　省)
◎經濟更生計畫資料第一五號　昭和八年度農山漁村經濟更生計畫樹立町村概況　第二　(農林省)
◎絹業試驗所報告　第七卷第一號　(同　所)
◎貨切扱品目別積戴貨車別運賃數量調　第一編　(鐵道省)
◎立春書例示　(朝鮮京畿道京城府)
◎農業合理化方針　(北海道廳)
◎東京府方面委員事務取扱要覽　(同　府)
◎昭和八年米統計　(大阪府)
◎昭和八年度林業關係豫算竝施設概要　(兵庫縣)
◎昭和七年長崎縣勢要覽　(同　縣)
◎養蠶奬勵指針　(三重縣)
◎巣箱給與に依る鳥類保護　(靜岡縣)
◎震災救護警備概況　(岩手縣)
◎福井縣衞生統計要覽　(同　縣)
◎昭和八年度町村財政一班　(石川縣)
◎富山縣生產物統計　(同　縣)
◎濟世制度資料類纂　(岡山縣)

なほ、官廳刊行圖書の全部及び、その內容等についての詳細は、當局發賣の「官廳刊行圖書目錄」に登載されてゐる。

◇前週の官報に◇

◎入學許可　京都帝國大學(彙報)　七日
◎學生入學　遞信官吏練習所　(同)　七
◎入學許可　大分、彥根　高等商業學校、佐賀高等學校、米澤高等工業學校　(同)　八
◎農林省官制中、農林部內臨時職員設置制中、臨時農林省に經濟更生部を設置するの件中および朝鮮總督府遞信官署官制中竝に南洋廳部內臨時職員設置制中改正　(勅令)　九
◎四月末日現在內國債要項(彙報)　九
◎昭和八年度中に於ける貯金局事業概況　(同)　九
◎輸出水產物取締法施行期日および輸出水產物檢查規則その他(勅令、農林省令)　一〇
◎入學許可　鳥取高等農業學校、名古屋、橫濱兩高等商業學校、京城帝國大學、京城法學專門學校(彙報)　一〇
◎四月末の紙幣および銀行券流通高(同)　一〇
◎三月の十三都市賃銀概況(同)　一〇
◎軍事參議官および吳鎭守府司令長官親補竝に海軍次官、海軍艦政本部長その他更迭(敍任および辭令)　一一
◎入學許可　高松高等商業學校、福岡高等學校、東京音樂學校(彙報)　一二
◎四月三十日現在預金部狀況(同)　一二
◎入學許可　和歌山、高岡高等商業學校、明治專門學校　(同)　一三
◎三月の十三都市卸賣物價概況(同)　一三